

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年5月



株式会社アイ・ピー・エス

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,014,560千円(見込額)の募集及び株式179,040千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年5月24日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社アイ・ピー・エス

東京都中央区築地四丁目1番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 事業の概況

当社グループは、株式会社アイ・ピー・エスと連結子会社4社（KEYSSQUARE, INC.、Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation、InfiniVAN, Inc. 及び CorporateONE Inc.）により構成されており、「海外通信事業」、「国内通信事業」、「在留フィリピン人関連事業」、「医療・美容事業」の4つのセグメントに分類されます。

これまで当社は、在留フィリピン人を中心とした在留外国人に対して、国際電話サービスを提供してまいりましたが、国内電話・国際電話とも需要が激減したことを受けて、平成24年、フィリピンでの国際通信回線の再販の事業を始め、現在では日本国内での国際電話サービス事業（国内通信事業）から、海外での国際データ通信事業（海外通信事業）に事業の領域を広げております。

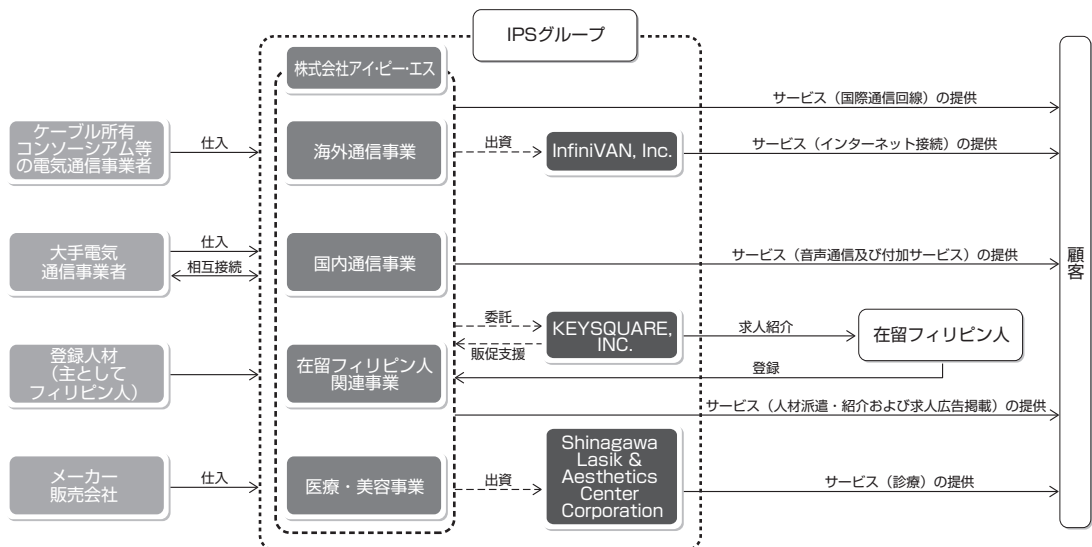
当社は会社設立間もない時期から、長い間在留フィリピン人マーケットに積極的に関わり、国際電話サービスだけでなく、有料放送サービス（現在はインターネットを通じたコンテンツ配信サービス）・化粧品の販売（現在は国内での販売は終了）などフィリピン人の好みやニーズに沿った商材を開発・提供してまいりました。

またフィリピン人が、看護・介護の分野で高い評価を得て、多くの国で就業していることに着目し、介護事業者をはじめとした企業に対して人材を派遣・紹介する事業を行っております。またフリーペーパー“Pinoy GAZETTE”の発行、情報WEBサイトの運営等、在留フィリピン人向けの求人広告の掲載や各種イベントの企画による求職者の獲得を行っております。

この在留フィリピン人向け事業では、フィリピン・マニラにある「KEYSSQUARE, INC.」のコールセンターを活用して、購買促進などの働きかけを電話で行う等、ユニークな方法で在留フィリピン人のニーズを拾い上げております。

また日本国内で長年販売してきた化粧品を、フィリピンで広く販売するため、信頼性あるブランドを構築できるように、フィリピンに医療事業を行う子会社を設立し、美容外科・皮膚科のクリニックを開設いたしました。クリニックの開設にあたっては、フィリピンは今後も若年層が増加することや、PC・スマートフォンなど近視になる原因が広まり、近視矯正の需要の高まりが予期できたことから、近視矯正の手術に特化した眼科も併設いたしました。

■事業系統図



2 事業の内容

海外通信事業

当社グループの海外通信事業ではフィリピンを主たる事業地域として、主に同国のケーブルテレビ事業者（以下、CATV事業者といたします。）に海底ケーブルを用いた国際データ通信回線を提供しております。

フィリピンのCATV事業者を巡る環境は、スマートフォンやインターネット上での動画コンテンツ等を提供するサービスが普及し、有料視聴者数が伸び悩んでおります。一方で、フィリピンにおける通信環境については、通信事業者の統合が進み、事実上大手2事業者によるマーケットの寡占状態となっており（出典：総務省「世界情報通信事情：フィリピン編（平成28年）」）、アジアの中でもインターネットの料金が通信速度に対して高額な国の一つであり、CATV事業者も競争力あるサービスの提供に苦慮している状況であります。

こうした状況の中で、当社は、創業以来携わってきた国際電話サービスにおいて、同国の通信事業者との間に広く取引関係があったことから、同国におけるインターネット回線の質的な向上も企図して、同国でのデータ通信事業への参入を行うことといたしました。

現在当社は、海外通信事業においてフィリピンと香港・シンガポール・米国・日本を結ぶ国際通信回線（海底ケーブル）の権利を有する通信事業者等から通信回線の利用権（IRU: Indefeasible Right of USE）を取得、又は賃借し、フィリピン及び相手国側の陸上部分回線と各々の回線を接続させて、フィリピン・マニラ首都圏地域から相手国までの高速データ通信回線を提供できるようにいたしました。当社では、子会社のKEYSQUARE, INC.を介して、この高速データ通信回線をCATV事業者が取得できる小口容量に分割して提供しております。

国際通信回線をCATV事業者等に提供するに当たって、当社とCATV事業者との契約形態には、主に、通信事業者から取得した回線の長期使用権（IRU）を提供するIRU契約並びにそれに付随する保守運用の契約（O&M）、もしくは当社が主として短期で賃借した回線の転貸の2種があります。IRU契約では、当社が海底ケーブルの権利を有する通信事業者等からIRUで取得した回線（15年程度の期間）を、残存期間の範囲内の期間（長期にわたる）のIRUとしてCATV事業者に販売するものであります。このほか、回線の保守運用費用として毎年一定額をCATV事業者等に負担頂いております。また、短期の転貸は、1年ないし2年程度の期間で、当社が賃借した回線を転貸するもので、契約期間中の転貸収入を得ております。

この他、連結子会社であるInifiniVAN, Inc.が中心となり、主にマニラ首都圏地域において法人向けにインターネットサービスプロバイダー事業を展開するフィリピン国内通信事業を行っております。既に平成29年11月22日に、フィリピン政府当局（BOI: Board of Investments、投資委員会）より期限付法人税免除の許可を取得し、平成29年11月10日にはNTC（National Telecommunications Commission、国家通信委員会）より通信事業者適格（Certificate of Public Convenience and Necessity）を取得して、同月より事業を開始しております。

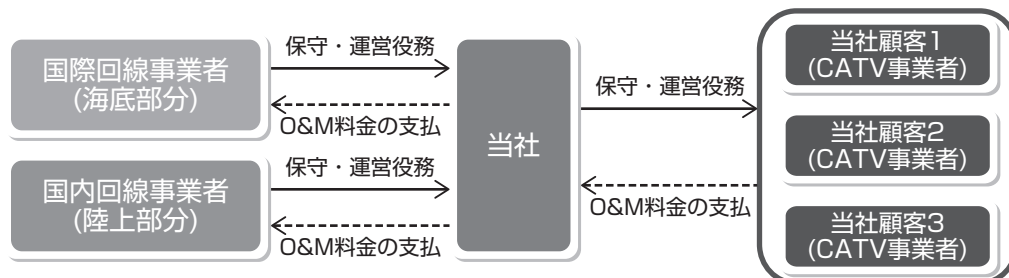
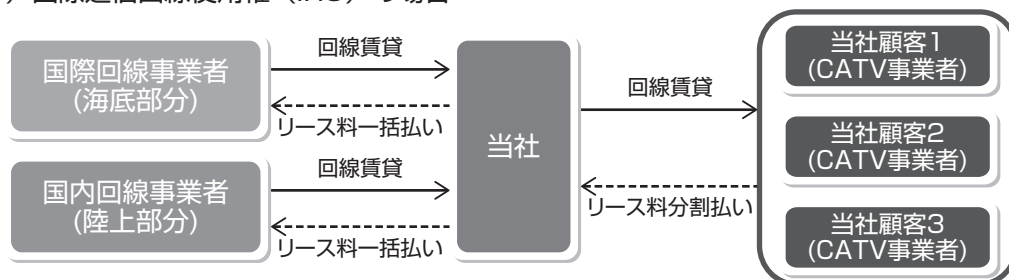


■海外通信事業のサービス内容

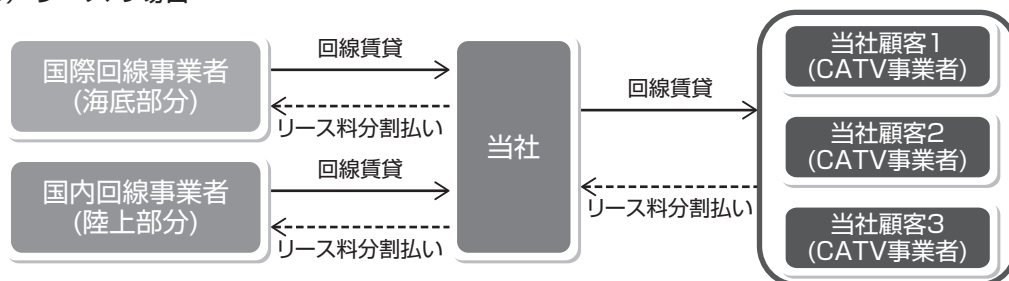
	対象	内容
国際通信回線使用权	フィリピンのCATV事業者など、エンドユーザーに対してインターネット接続サービスを提供している事業者	当社が、お客様に対して、フィリピンと海外（主に香港・北米）を結ぶ国際通信回線を使用する権利を提供、またはリースすることによって、当社が対価を得ることを目的としております。
O&M	上記使用权を有するお客様	O&Mとは、Operation and Maintenanceの略で、通信回線の保守運用サービスに係る費用を指しております。お客様は、当社に対して毎年使用权の価額の5%を支払うこととなっております。
リース	フィリピンのCATV事業者など、エンドユーザーに対してインターネット接続サービスを提供している事業者で短期的な利用を想定しているお客様	当社が、お客様に対して、フィリピンと海外（主に香港・北米）を結ぶ国際通信回線を短期的にリースすることによって、当社が対価を得ることを目的としております。

■海外通信事業の取引の流れ

(1) 国際通信回線使用权 (IRU) の場合



(2) リースの場合



(注) IRU：Indefeasible Right of Useの略で、当事者間の合意がない限り破棄又は終了させることのできない長期的・安定的な通信回線使用权のこと。当社は、主に15年間のIRU契約を締結して国際通信回線使用权を仕入れ、販売しております。

国内通信事業

当社グループの国内通信事業では、日本国内で、電話サービスを中心とした通信サービスを提供するとともに、電話サービスの大口ユーザーでもあるコールセンター事業者向けに、コールセンターシステム^(注1)を提供しております。

当社は設立してまもなく、電気通信事業の自由化の中で、国際電話事業を開始した国際デジタル通信株式会社（現ソフトバンク株式会社）の代理店となり、主として在留外国人を対象にして国際電話サービスの提供に向けた代理店活動を行ってまいりました。また1990年代後半になり、市場において、個人向け国際電話サービスがプリペイドカードを通じて提供されるようになると、国内外の電気通信事業者の電話サービスを再販^(注2)目的で仕入れて、プリペイドカードを発行して国際電話サービスを提供いたしました。

また、当社は平成14年12月に株式会社テレグローブ・ジャパン（旧第1種電気通信事業者）を買収し、第1種通信事業者としての事業を展開することが可能となりました。そして同社を通じて東日本電信電話株式会社や株式会社NTTドコモなどの国内の固定・携帯電話事業者と相互接続することで、他の大手電話事業者と同様の条件で、国内・国際電話サービスを提供できるようになりました。現在当社は電気通信事業法により登録電気通信事業者として位置付けられ、株式会社テレグローブ・ジャパンが整備したネットワークを発展させた自社ネットワークを利用した国内・国際電話サービスを提供するほか、他の電気通信事業者のサービスを再販する形でもサービスを提供しております。

当社は、国内電話サービス・国際電話サービスを、主に在留外国人、MVNO事業者（仮想移動体通信事業者）、コールセンター事業者に提供しております。

具体的なサービスは以下のとおりです。

在留外国人向けサービスとして、本邦から海外向けの国際音声通話サービスの提供のほか、国際電話事業者向けに国内の音声通話サービスを提供しております。

MVNO事業者向けサービスとして、通常携帯電話事業者が料金を決定するところ、国際電話と着信課金サービス^(注3)を組み合わせることで、エンドユーザーの利用料金を、携帯電話会社ではなく、MVNO事業者が定めることができるサービスを提供しております。

コールセンター事業者向けサービスとして、コールセンター業務の世界的な集積地と言えるマニラで、広く採用されているコールセンターシステムを提供しております。また、大手通信事業者の着信課金サービス^(注3)を、10円ごと、3分ごとといった伝統的な料金体系ではなく、秒単位で課金する秒課金サービスを提供しております。両サービスを組み合わせることにより、コールセンター事業者は効率的な運営とコスト削減を行うことができます。



(注1) コールセンターシステム：コールセンター業務に必要な、発信、通話録音、通話履歴管理などの機能を搭載したシステムのこと。主にCTI（電話とコンピューターと統合させたシステム）、サーバなどのハードウェアや顧客データベース、対応履歴管理などのソフトウェアによって構成されております。

(注2) 再販：他の電気通信事業者から、営利目的で、他のユーザーが利用することを前提に、サービスの提供を受けること。

(注3) 着信課金サービス：着信者が契約し、発信者が（指定された番号を使用する等の）着信課金手順を指定して通話した場合、通常は発信者が払うべき通話料金を着信者が払う仕組みです。

■ 在留フィリピン人関連事業

当社グループの在留フィリピン人関連事業では、本邦における在留許可を有するフィリピン人を中心とした外国人向けに、フリーペーパー（Pinoy Gazette）の発行等を通じた情報提供を行うほか、人材派遣・紹介等を行う人材関連事業、及び顧客獲得・利用促進事業を行っております。

人材関連事業では、在留フィリピン人の方を中心に人材の派遣・紹介を行っております。

介護人材不足の慢性化、および世界中でフィリピン人の人材が看護・介護分野にて活躍していることに着目し、在留フィリピン人等を介護事業者へ派遣・紹介する事業を中心に行っております。また、近年は、介護関連業界に止まらず、フィリピン人のホスピタリティを活かして、ホテルや保育所といった介護以外の業種への派遣・紹介も行っております。

人材の派遣・紹介においては、フィリピン子会社であるKEYSSQUARE, INC.に対して、コールセンターより電話で本邦の在留外国人等に人材登録を促し、仕事の情報を提供する業務を委託しております。こうした業務を通じて、企業と求職者を効率よくマッチングさせております。

当社では、そのほかにも在留フィリピン人向けフリーペーパー（Pinoy Gazette）の発行、在留外国人へ向けた求人広告等の掲載を行う情報Webサイト（Pinoy Life）の運営、フィリピンの地上波放送局と提携したインターネットを利用した放送コンテンツ配信サービスなど、多様な在留フィリピン人向け情報媒体を有しており、当該情報媒体への広告掲載収入等を得ております。

■ 医療・美容事業

当社グループの医療・美容事業は、在留フィリピン人向け化粧品の販売をフィリピン国内でも展開することを企図し事業を開始したものです。事業開始にあたっては、化粧品の販売拠点として現地に美容クリニックを設立することを決定し、合併で、“Shinagawa Lasik & Aesthetics Center”をフィリピンに設立いたしました。同社は、現在美容外科・皮膚科、近視矯正手術を中心としたクリニックを、マニラ首都圏地域に2院運営しております。

現在運営しているクリニックでは、近視矯正手術として機器を用いたLasikによる施術を中心に運営しており、全身麻酔を必要とするような大掛かりな美容整形施術等はありません。



 **SHINAGAWA**
Lasik & Aesthetics

3 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月		第22期 平成25年3月	第23期 平成26年3月	第24期 平成27年3月	第25期 平成28年3月	第26期 平成29年3月	第27期 平成30年3月
売上高	(千円)	—	—	—	3,590,222	4,160,358	5,327,543
経常利益	(千円)	—	—	—	217,184	520,829	819,018
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	—	—	—	84,561	289,706	480,529
包括利益	(千円)	—	—	—	79,656	277,980	524,120
純資産額	(千円)	—	—	—	612,264	913,547	1,435,161
総資産額	(千円)	—	—	—	3,703,285	4,350,979	4,245,771
1株当たり純資産額	(円)	—	—	—	241.05	379.29	628.33
1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	42.32	145.00	240.51
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	—	—	—	13.0	17.4	—
自己資本利益率	(%)	—	—	—	18.7	46.7	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	867,093	600,835	829,619
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△584,558	△241,777	△378,921
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	40,560	414,014	△517,346
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	690,592	1,457,099	1,369,964
従業員数	(名)	—	—	—	175	239	274
(ほか、平均臨時雇用人員)		(—)	(—)	(—)	(18)	(12)	(9)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 3. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 4. 第25期及び第26期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、優成監査法人により監査を受けております。
 なお、第2期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査は未了となっております。
 5. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員には、アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
 6. 平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

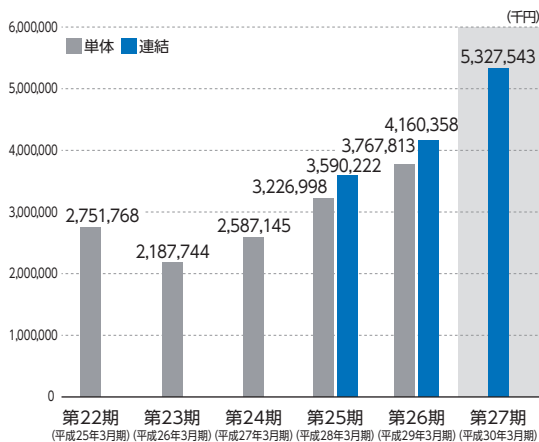
(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月		第22期 平成25年3月	第23期 平成26年3月	第24期 平成27年3月	第25期 平成28年3月	第26期 平成29年3月
売上高	(千円)	2,751,768	2,187,744	2,587,145	3,226,998	3,767,813
経常利益または経常損失(△)	(千円)	99,569	△134,904	51,181	130,765	442,630
当期純利益または当期純損失(△)	(千円)	62,159	△100,505	8,232	29,987	261,237
資本金	(千円)	379,100	379,100	379,100	379,100	379,100
発行済株式総数	(株)	9,990	9,990	9,990	9,990	9,990
純資産額	(千円)	615,902	511,062	524,396	549,282	810,520
総資産額	(千円)	2,376,703	2,438,530	2,995,521	3,613,049	4,213,931
1株当たり純資産額	(円)	61,651.88	51,157.37	52,492.15	274.92	405.67
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 または当期純損失金額(△)	(円)	6,222.13	△10,060.61	824.11	15.01	130.75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	25.91	20.96	17.51	15.20	19.23
自己資本利益率	(%)	10.67	—	1.59	5.59	38.42
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数	(名)	45	32	38	42	51
(ほか、平均臨時雇用人員)		(5)	(6)	(5)	(5)	(3)

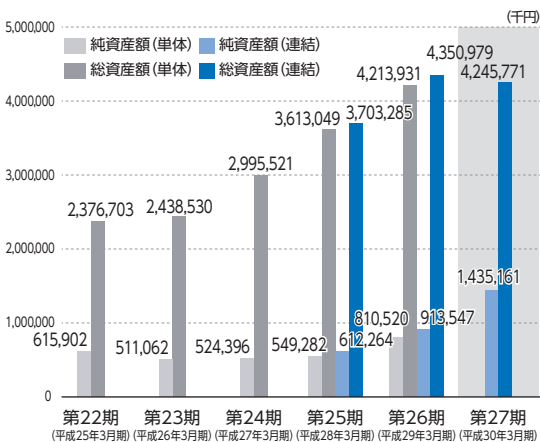
- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第23期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。また、第22期、第24期、第25期、第26期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 3. 第23期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
 4. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 5. 配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
 6. 第22期から第24期については、会社計算規則(平成18年財務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
 7. 第25期及び第26期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、優成監査法人により監査を受けております。
 8. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員には、アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
 9. 平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 10. 平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。
 11. 平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第22期、第23期及び第24期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、優成監査法人の監査を受けておりません。

	第22期 平成25年3月	第23期 平成26年3月	第24期 平成27年3月	第25期 平成28年3月	第26期 平成29年3月
1株当たり純資産額	(円)	308.26	255.79	262.46	274.92
1株当たり当期純利益金額 または当期純損失金額(△)	(円)	31.11	△50.30	4.12	15.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)

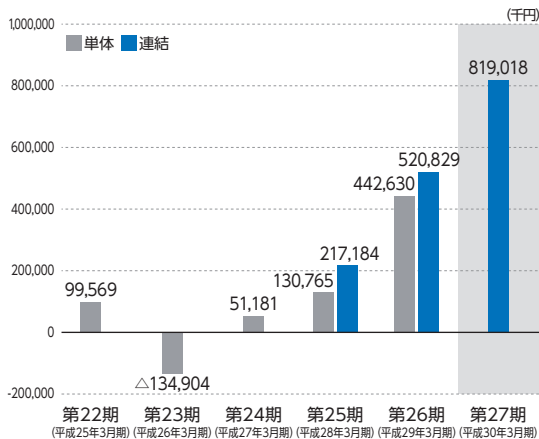
売上高



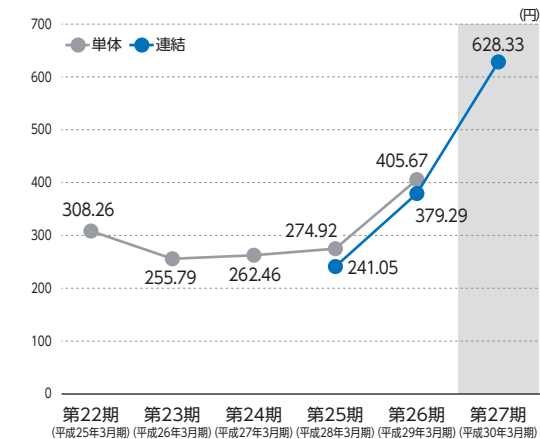
純資産額 / 総資産額



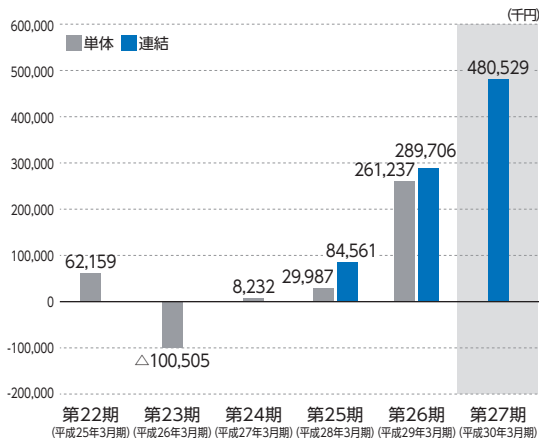
経常利益または経常損失 (△)



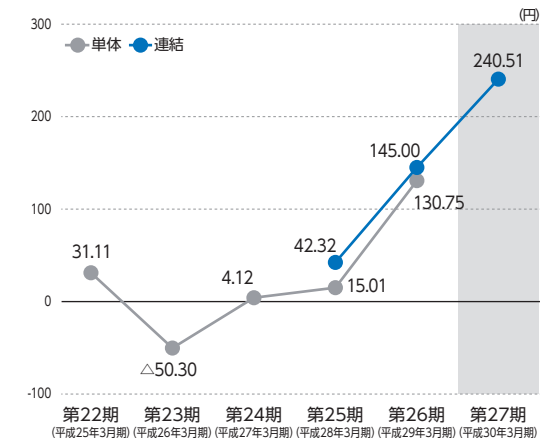
1株当たり純資産額



親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失 (△)



1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額 (△)



(注) 平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益金額」の各グラフでは、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	6
2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	7
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	8
第二部 【企業情報】	10
第1 【企業の概況】	10
1 【主要な経営指標等の推移】	10
2 【沿革】	13
3 【事業の内容】	14
4 【関係会社の状況】	20
5 【従業員の状況】	21
第2 【事業の状況】	22
1 【業績等の概要】	22
2 【生産、受注及び販売の状況】	26
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	28
4 【事業等のリスク】	30
5 【経営上の重要な契約等】	43
6 【研究開発活動】	44
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	44
第3 【設備の状況】	48
1 【設備投資等の概要】	48
2 【主要な設備の状況】	49
3 【設備の新設、除却等の計画】	50

第4	【提出会社の状況】	51
1	【株式等の状況】	51
2	【自己株式の取得等の状況】	63
3	【配当政策】	63
4	【株価の推移】	63
5	【役員の状況】	64
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	66
第5	【経理の状況】	72
1	【連結財務諸表等】	73
2	【財務諸表等】	150
第6	【提出会社の株式事務の概要】	170
第7	【提出会社の参考情報】	171
1	【提出会社の親会社等の情報】	171
2	【その他の参考情報】	171
第四部	【株式公開情報】	172
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	172
第2	【第三者割当等の概況】	173
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	173
2	【取得者の概況】	174
3	【取得者の株式等の移動状況】	175
第3	【株主の状況】	176
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年5月24日

【会社名】 株式会社アイ・ピー・エス

【英訳名】 IPS, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 宮下 幸治

【本店の所在の場所】 東京都中央区築地四丁目1番1号

【電話番号】 (03)3549-7621(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 林田 宣之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区築地四丁目1番1号

【電話番号】 (03)3549-7621(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 林田 宣之

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	1,014,560,000円
売出金額	
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	179,040,000円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	320,000 (注) 2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年5月24日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成30年6月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成30年5月24日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式48,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成30年6月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年6月7日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	320,000	1,014,560,000	549,056,000
計(総発行株式)	320,000	1,014,560,000	549,056,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年5月24日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,730円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,193,600,000円となります。
6. 本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成30年 6月19日(火) 至 平成30年 6月22日(金)	未定 (注) 4.	平成30年 6月26日(火)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、平成30年6月7日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年6月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年6月7日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年6月18日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年5月24日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年6月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成30年6月27日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込み在先立ち、平成30年6月11日から平成30年6月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 芝支店	東京都港区芝五丁目34番7号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は新株式払込金 として、平成30年6月 26日までに払込取扱場 所へ引受価額と同額を 払込むことといたしま す。 3. 引受手数料は支払われ ません。ただし、発行 価格と引受価額との差 額の総額は引受人の手 取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
SMBCC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13		
計	—	320,000	—

(注) 1. 平成30年6月7日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年6月18日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,098,112,000	20,000,000	1,078,112,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(3,730円)を基礎として算出した見込額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,078,112千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限164,716千円の合計手取概算額上限1,242,828千円については、全額を連結子会社であるInfiniVAN, Inc.への関係会社投融資に充当する予定であります。

具体的には、以下の使途に充当する予定です。

連結子会社であるInfiniVAN, Inc.の資金使途は、フィリピンにおいてインターネット接続のための光ケーブルの敷設やサービス提供のための機器に900,000千円(平成31年3月期に600,000千円、平成32年3月期に300,000千円)、個人向けインターネットサービス提供のためのWi-Fi発信装置などに342,828千円(平成31年3月期に142,828千円、平成32年3月期に200,000千円)を充当する予定であります。

具体的な投資実行までは安全性の高い銀行預金等で運用する方針です。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	48,000	179,040,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 48,000株
計(総売出株式)	—	48,000	179,040,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成30年5月24日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式48,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,730円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1.	自 平成30年 6月19日(火) 至 平成30年 6月22日(金)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株式会社の 本店並びに全国各支店 及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出しにおける必要な条件については、売出価格決定日（平成30年6月18日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成30年6月27日）の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である宮下 幸治（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年5月24日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式48,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 48,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2.
(4)	払込期日	平成30年7月25日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成30年6月7日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成30年6月18日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年6月27日から平成30年7月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集に関連して、貸株人である宮下 幸治並びに当社株主である日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ五号投資事業有限責任組合、株式会社ハウスメイトパートナーズ、鍛田 敏夫、Herbert Uy. Dy、日本テクノロジーベンチャーパートナーズi-S2号投資事業有限責任組合、上森 雅子、前田 知之、鍛田 豊男、長戸 大幸、加藤 恵一、日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ七号投資事業有限責任組合、大平 秀行、日本テクノロジーベンチャーパートナーズi-S1号投資事業組合、幸田 昌則、鹿田 要、日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ六号投資事業有限責任組合、土井 由美子、SBIインキュベーション株式会社、高際 将美、日本テクノロジーベンチャーパートナーズi-S3号投資事業有限責任組合、西園寺 誠、村上 実及び三好 昭久は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の平成30年9月24日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年5月24日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には、上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当該普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第25期	第26期
決算年月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (千円)	3,590,222	4,160,358
経常利益 (千円)	217,184	520,829
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	84,561	289,706
包括利益 (千円)	79,656	277,980
純資産額 (千円)	612,264	913,547
総資産額 (千円)	3,703,285	4,350,979
1株当たり純資産額 (円)	241.05	379.29
1株当たり当期純利益金額 (円)	42.32	145.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	13.0	17.4
自己資本利益率 (%)	18.7	46.7
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	867,093	600,835
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△584,558	△241,777
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	40,560	414,014
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	690,592	1,457,099
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員) (名)	175 [18]	239 [12]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 前連結会計年度(第25期)及び当連結会計年度(第26期)の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、優成監査法人により監査を受けております。

5. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員には、アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

6. 当社は、平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。このため、第25期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月
売上高 (千円)	2,751,768	2,187,744	2,587,145	3,226,998	3,767,813
経常利益または 経常損失(△) (千円)	99,569	△134,904	51,181	130,765	442,630
当期純利益または 当期純損失(△) (千円)	62,159	△100,505	8,232	29,987	261,237
資本金 (千円)	379,100	379,100	379,100	379,100	379,100
発行済株式総数 (株)	9,990	9,990	9,990	9,990	9,990
純資産額 (千円)	615,902	511,062	524,396	549,282	810,520
総資産額 (千円)	2,376,703	2,438,530	2,995,521	3,613,049	4,213,931
1株当たり純資産額 (円)	61,651.88	51,157.37	52,492.15	274.92	405.67
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 金額または1株当たり 当期純損失金額(△) (円)	6,222.13	△10,060.61	824.11	15.01	130.75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	25.91	20.96	17.51	15.20	19.23
自己資本利益率 (%)	10.67	—	1.59	5.59	38.42
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	45 〔5〕	32 〔6〕	38 〔5〕	42 〔5〕	51 〔3〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第23期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。また、第22期、第24期、第25期、第26期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 第23期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 第22期から第24期については、会社計算規則(平成18年財務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
7. 前事業年度(第25期)及び当事業年度(第26期)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、優成監査法人により監査を受けております。
8. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員には、アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
9. 当社は、平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。このため、第25期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

10. 当社は、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第22期、第23期及び第24期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、優成監査法人の監査を受けておりません。

	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
1株当たり純資産額 (円)	308.26	255.79	262.46	274.92	405.67
1株当たり当期純利益金額または1株当たり当期純損失金額(△) (円)	31.11	△50.30	4.12	15.01	130.75
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
平成3年10月	海外の人材を日本企業に紹介する事業を目的として株式会社アイ・ピー・エス(以下「当社」とする。)を設立
平成4年2月	国際デジタル通信株式会社(現 ソフトバンク株式会社)の代理店となる
平成8年5月	在留フィリピン人向けタガログ語新聞「Pinoy Gazette」を創刊
平成10年8月	郵政省に旧特別第2種電気通信事業者として登録
平成11年1月	フィリピンにコールセンターを運営する子会社「Pilipinas International Marketing Services, Inc.(現 KEYSQUARE, INC.)」(現連結子会社)を設立
平成14年12月	第1種電気通信事業者である株式会社テレグローブジャパンの全株式を取得し、同社の社名を株式会社アドベント(現解散済み)に変更
平成15年3月	株式会社アドベントとNTTグループ各社等の大手電気通信事業者との間でネットワークの相互接続を開始
平成16年10月	総務省に電気通信役務利用放送事業者として登録
平成17年3月	在留フィリピン人向け放送サービスとして有料衛星放送サービス「アクセスTV」を開始
平成17年3月	株式会社アドベントより営業を全部譲受け、同社の事業を継承したことにより、総務省が当社を認定電気通信事業者として登録
平成17年9月	在留フィリピン人を主対象とした訪問介護員2級養成講座「Tokyo Caregiver Academy」を開講(現在は休講)
平成18年1月	厚生労働省より一般派遣事業の許可を取得
平成18年10月	厚生労働省より有料職業紹介事業の許可を取得
平成22年2月	I SUPPORT PTE. LTD. との合弁により「Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation」(当社50.0%、I SUPPORT PTE. LTD. 50.0%)(現連結子会社)をフィリピンに設立
平成23年3月	フィリピンの子会社「Pilipinas International Marketing Services, Inc.」を、「KEYSQUARE, INC.」に社名変更
平成24年9月	フィリピンで、ケーブルテレビ事業者(以下「CATV事業者」といいます。)向けに国際通信回線の提供を開始
平成24年9月	在留フィリピン人向け有料インターネット放送コンテンツ配信サービス「VOX TV」を開始
平成25年9月	コールセンター事業者向け着信課金(トールフリー)再販サービス(秒課金サービス)(注1)の提供を開始
平成25年11月	インドのDrishti-Soft Solution Pvt. Ltd. と提携して、同社が開発したコールセンターシステム(注2)「AmeyoJ」の発売を開始
平成27年4月	フィリピン国内電気通信事業を行うことを目的とする子会社「InfiniVAN, Inc.」(当社40.0%、CorporateONE, Inc. 60.0%)(現連結子会社)を設立
平成28年6月	フィリピン国会で、「InfiniVAN, Inc.」がフィリピン国内で電気通信事業を営むことを認める法律(RA.10898 : AN ACT GRANTING THE INFINIVAN, INC. A FRANCHISE TO CONSTRUCT, INSTALL, ESTABLISH, OPERATE AND MAINTAIN TELECOMMUNICATIONS SYSTEMS THROUGHOUT THE PHILIPPINES 共和国法10898号)が可決される
平成29年11月	「InfiniVAN, Inc.」がフィリピンルソン島における通信事業の適格であるCertificate of Public Convenience and Necessity(以下「CPCN」といいます。)のProvisional Authority(以下「PA」といいます。)を取得。

(注1)着信課金(トールフリー)再販サービス(秒課金サービス)

着信者が契約し、発信者が(指定された番号を使用する等の)着信課金手順を指定して通話することを着信課金と呼び、通常は発信者が払うべき通話料金を着信者が支払う仕組みとなっております。そして着信課金サービスを提供する大手通信事業者と当社が契約をして、サービスを仕入れ、それを当社がお客様に提供する形をとっております。(再販といえます。)

(注2)コールセンターシステム

コールセンター業務に必要な、発信、通話録音、通話履歴管理などの機能を搭載したシステムのこと。主にCTI(電話とコンピューターと統合させたシステム)、サーバーなどのハードウェアや顧客データベース、対応履歴管理などのソフトウェアによって構成されております。

3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社(株式会社アイ・ピー・エス)と連結子会社4社(KEYSQUARE, INC. と Shinagawa Lasik & Aesthetics Center CorporationとInfiniVAN, Inc.及びCorporateONE Inc.)により構成されており、「海外通信事業」、「国内通信事業」、「在留フィリピン人関連事業」、「医療・美容事業」の4つのセグメントに分類されます。このうち「在留フィリピン人関連事業」は、介護施設などに在留フィリピン人を派遣紹介する人材関連事業と、在留フィリピン人向けに主として携帯電話等の販売支援等を行う顧客開拓・利用促進事業業から構成されます。

これまで当社は、在留フィリピン人を中心とした在留外国人に対して、多様な料金体系やチャネルで、国際電話サービスを提供してまいりましたが、市場では、電話の置換となる通話アプリ(注3)の発達やPDFによるファイル添付(FAXの置換)が普及するなど、国内電話・国際電話ともに需要は激減しております。

そうしたこともあり平成24年、当社はフィリピンでの国際通信回線の再販の事業を始め、現在では日本国内での国際電話サービス事業(国内通信事業)から、海外での国際データ通信事業(海外通信事業)に事業の領域を広げております。

当社は会社設立間もない時期から、長い間在留フィリピン人マーケットに積極的に関わり、国際電話サービスだけでなく、有料放送サービス(現在はインターネットを通じたコンテンツ配信サービス)・化粧品の販売などフィリピン人の好みやニーズに沿った商材を開発・提供してまいりました。

またフィリピン人が、看護・介護の分野で高い評価を得て、多くの国で就業していることに着目し、当社で養成したスタッフを中心に、主に介護事業者に対して派遣紹介する事業を行っております。またフリーペーパー”Pinoy GAZETTE”を発行し、在留フィリピン人向けの求人広告を掲載しております。

この在留フィリピン人向け事業では、フィリピン・マニラにある「KEYSQUARE, INC.」のコールセンターを活用して、購買促進などの働きかけを電話で行う等、ユニークな方法で在留フィリピン人のニーズを拾い上げております。

また日本国内で長年販売してきた化粧品を、フィリピンで広く販売するため、信頼性あるブランドを構築できるように、フィリピンに医療事業を行う子会社を設立し、美容外科・皮膚科のクリニックを開設いたしました。クリニック開設にあたっては、フィリピンは今後も若年層が増加することや、PC・スマートフォンなど近視になる原因が広まり、近視矯正の需要の高まりが予期できたことから、近視矯正の手術に特化した眼科も併設いたしました。現在は、近視矯正手術の件数が順調に伸びており、医療・美容部門の収益の大部分を眼科診療が生み出しております。

(注3)通話アプリ

代表的なものとしては、Skype[™](スカイプ)やLINE(ライン)など、主としてスマートフォン向けのアプリケーションで、IP電話の機能を提供するものです。音声データをデータ化し、インターネットを経由して音声通話を実現するため、通話料は一般的に割安になります。

以下は、各事業の説明になります。

表1 各事業に対応する関係会社一覧

報告セグメント	事業内容	概要	対応する関係会社
海外通信事業		フィリピンと北米・香港等とを結ぶ国際通信回線を、CATV事業者などのインターネット接続事業者に提供しております。	InfiniVAN, Inc. KEYSQUARE, INC.
国内通信事業		主に電話サービスを提供しております。またコールセンターシステムをコールセンター事業者に提供しております。	
在留フィリピン人関連事業	人材関連事業	在留フィリピン人を中心とした在留外国人の派遣、及び人材紹介事業のほか、求人広告の掲載、インターネットによる放送コンテンツの配信等を行っております。	KEYSQUARE, INC.
	顧客開拓・利用促進事業	在留フィリピン人を中心とした在留外国人に対して携帯電話や海外送金サービスの顧客開拓・利用促進などを行っております。	KEYSQUARE, INC.
医療・美容事業		レーシック手術による近視矯正などの眼科、美容皮膚科・美容外科などの科目で診療を行っております。合わせて化粧品の販売も行っております。	Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation

(1) 海外通信事業

海外通信事業ではフィリピンを主たる事業地域として、主に同国のケーブルテレビ事業者（以下CATV事業者）に海底ケーブルを用いた国際データ通信回線を提供しております。

フィリピンのCATV事業者を巡る環境は、スマートフォンやOTT（注4：Over The Top、NetflixやHulu等のインターネット上で動画コンテンツ等を提供する事業者）が普及し、フィリピンのCATV事業者の有料視聴者数が伸び悩んでいます。このため、同国のCATV事業者には、日本と同様に、インターネットサービスプロバイダー（ISP）事業を収益の柱としている事業者も多くなっております。一方でフィリピンにおける通信環境は、通信事業者の統合が進み、事実上大手2事業者によるマーケットの寡占状態となっており（出典：総務省「世界情報通信事情：フィリピン編（平成28年）」）、国内回線・国際回線とも通信速度や通信料金が諸外国と比べて高い劣悪な環境にあり、CATV事業者も競争力あるサービスの提供に苦慮している状況となっております。

こうした状況の中で、当社は、創業以来携わってきた国際電話サービスにおいて、フィリピンの通信事業者との広く取引関係があったことから、同国におけるインターネット回線の質的な向上も企図して、同国でのデータ通信事業への参入を行うこととしました。

現在当社は、海外通信事業においてフィリピンと香港・シンガポール・米国・日本を結ぶ国際通信回線（海底ケーブル）（図1-②）の権利を有する通信事業者等から通信回線の利用権（IRU：Indefeasible Right of USE）を取得、又は賃借し、フィリピン側の陸上部分回線（図1-①）及び相手国側の陸上部分回線（図1-③）と各々の回線を接続させて、フィリピン・マニラ首都圏地域から相手国までの高速データ通信回線を提供できるようにしました。当社では、子会社のKEYSQUIRE, INC. を介して、この高速データ通信回線をCATV事業者が取得できる小容量に分割して（10ギガバイトの回線を1ギガや155メガといった単位に分割する。）提供しております（図2）。

図1. 国際通信回線の概略

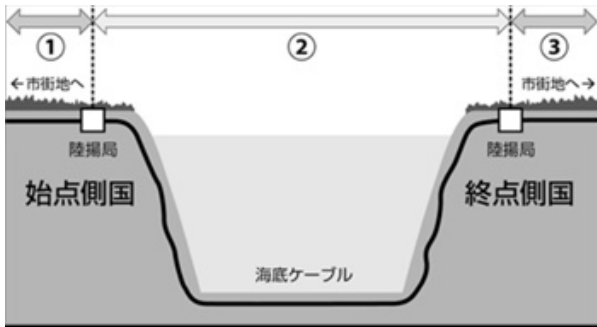
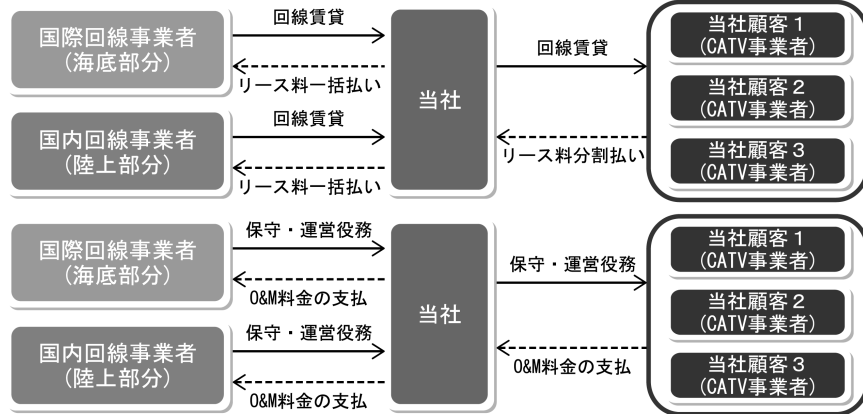
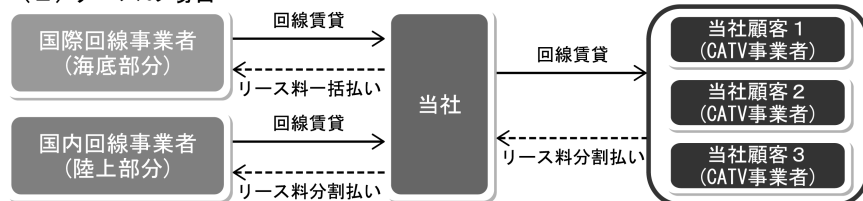


図2 海外通信事業の取引の流れ

(1) 国際通信回線使用権 (IRU) の場合



(2) リースの場合



フィリピンでは、フィリピン国内区間を含む国際通信回線を提供するには、フィリピン共和国法7925号（RA, 7925号）に基づき、フィリピンの通信事業ライセンスを有する通信事業者と提携することが必要です。従いまして、当社では、国際回線部分を他の通信事業者より借り受けるほか、同国での事業遂行に係る適法性を確保するため、同国の通信事業ライセンスを有する Philippine Telegraph & Telephone Corporation（P T & T）との間で、相互接続の合意を内容とする業務提携契約（Cooperation Agreement）を締結し、同社のライセンスの下に事業展開を行っております。

また、フィリピン国内の通信回線については、海底ケーブルの陸揚げ局からマニラ首都圏までの回線は当社が手配いたしますが、P T & T等を通じて提供しております。さらにマニラ首都圏での回線は、上記のP T & Tのほか、フィリピン国内の通信事業者が有する回線をC A T V事業者等が個別に契約をして、回線の確保を行うこととしております。

国際通信回線をC A T V事業者等に提供するに当たって、当社とC A T V事業者との契約形態には、主に、通信事業者から取得した回線の長期使用权（IRU）を提供するI R U契約並びにそれに付随する保守運用の契約（O & M）、若しくは当社が主として短期で賃借した回線の転貸の2種があります。I R U契約では、当社が海底ケーブルの権利を有する通信事業者等からI R Uで取得した回線（15年程度の期間）を、残存期間の範囲内の期間（長期にわたる）のI R UとしてC A T V事業者に販売するものです。このほか、回線の保守運用費用として毎年一定額をC A T V事業者等に負担頂く形としています。また、短期の転貸は、1年乃至2年程度の期間で、当社が賃借した回線を転貸するもので、契約期間中の転貸収入を得ております。

この他、連結子会社であるInfiniVAN, Inc. が中心となり、主にマニラ首都圏地域において法人向けにインターネットサービスプロバイダー事業を展開するフィリピン国内通信事業を行っております。既に平成29年11月22日に、フィリピン政府当局（BOI : Board of Investments、投資委員会）より期限付法人税免除の許可を取得し、平成29年11月10日にはNTC（National Telecommunications Commission、国家通信委員会）より通信事業者資格（Certificate of Public Convenience and Necessity）を取得して、同月より事業を開始しております。

（注4）OTT

「Over The Top」の略称。インターネット回線を通じて、メッセージや音声、動画コンテンツなどを提供するサービス、あるいはそれを提供する通信事業者以外の企業のこと。代表例として、NetflixやHulu等があります。

（注5）インターネットサービスプロバイダー

インターネットを利用するユーザーに対して、ユーザーのコンピューターをインターネットへ接続するための手段をサービスとして提供する事業者。

（注6）IRU

Indefeasible Right of Useの略で、当事者間の合意がない限り破棄又は終了させることのできない長期的・安定的な通信回線使用权のこと。当社は、主に15年間のIRU契約を締結して国際通信回線使用权を仕入れ、販売しております。

表2 海外通信事業のサービス内容

	対象	内容
国際通信回線使用权	フィリピンのCATV事業者など、エンドユーザーに対してインターネット接続サービスを提供している事業者で長期的な利用を計画されているお客様	当社が、お客様に対して、フィリピンと海外（主に香港・北米）を結ぶ国際通信回線を使用する権利を提供、またはリースすることによって、当社が対価を得ることを目的としております。
O&M	上記使用权を有するお客様	O&Mとは、Operation and Maintenanceの略で、通信回線の保守運用サービスに係る費用を指しております。お客様は、当社に対して毎年使用权の価額の5%を支払うこととなっております。
リース	フィリピンのCATV事業者など、エンドユーザーに対してインターネット接続サービスを提供している事業者で短期的な利用を想定しているお客様	当社が、お客様に対して、フィリピンと海外（主に香港・北米）を結ぶ国際通信回線をリースすることによって、当社が対価を得ることを目的としております。

(2) 国内通信事業

国内電話事業では、日本国内で、電話サービスを中心とした通信サービスを提供するとともに、電話サービスの大口ユーザーでもあるコールセンター事業者向けに、コールセンターシステムを提供しております。

当社は設立してまもなく、電気通信事業の自由化の中で、国際電話事業を展開する国際デジタル通信株式会社（現ソフトバンク株式会社）の国際電話サービスの代理店となり、主として在留外国人を対象にして国際電話サービスの提供に向けた代理店活動を行ってまいりました。

1990年代後半になり、市場において、個人向け国際電話サービスがプリペイドカード（注7）を通じて提供されるようになると、国内外の電気通信事業者の電話サービスを再販（注8）目的で仕入れて、プリペイドカードを発行して国際電話サービスを提供いたしました。

しかし、再販では、需要が拡大してきた携帯電話発信の国際電話サービスについて、業界慣行により、携帯電話会社と相互接続している大手国際電話会社に比べて、仕入れにかかるコストが料金の数倍の差があるため、当社でも同一の条件で仕入れることができるように国内通信事業者との相互接続を模索いたしました。そうした中で、平成14年に旧カナダ国営電話会社テレグローブ社が経営破綻し、その日本人であった株式会社テレグローブ・ジャパン（旧第1種電気通信事業者）が日本での事業を撤退することになったので当社はこれを買収し（平成14年株式会社アドベントに改称、17年当社に吸収）、第1種通信事業者としての事業を展開することが可能となりました。そして同社を通じて東日本電信電話株式会社や株式会社NTTドコモなどの国内の固定・携帯電話事業者と相互接続することで、他の大手電話事業者と同様の条件で、国内・国際電話サービスを提供できるようになりました。現在当社は、電気通信事業法により登録電気通信事業者として位置付けられ、株式会社テレグローブ・ジャパンが整備したネットワークを発展させた自社ネットワークを利用した国内・国際電話サービスを提供するほか、他の電気通信事業者のサービスを再販する形でもサービスを提供しております。

当社は、国内電話サービス・国際電話サービスを、主に①在留外国人、②MVNO事業者（注9）、③コールセンター事業者に提供しております。具体的な事業は以下のとおりです。

①の在留外国人向けサービスは、本邦から海外向けの国際音声通話サービスの提供のほか、国際電話事業者向けに国内の音声通話サービスを提供しております。

②のMVNO事業者向けサービスにあっては、通常携帯電話事業者が料金を決める場所、MVNO事業者が決めることができるサービスを、当社では提供しております。複数の事業者をまたがる通話サービスの場合、業界慣習では、携帯電話事業者が決定するのが原則ですが、例外的に国際通信事業者もしくは着信課金サービス提供事業者は携帯電話事業者に比べて優先的に決定できることになっております。当社は国際電話・着信課金のサービスを組み合わせることで、エンドユーザーの利用料金を、携帯電話会社ではなく、MVNO事業者が定めることができるサービスを提供しております。

③のコールセンター事業者向けサービスとして、大手通信事業者が提供する着信課金サービスを、10円ごと、3分ごとといった伝統的な料金体系ではなく、コールセンター事業者に対して、秒単位で課金するサービスを提供しております（秒課金サービス）。また、あわせてコールセンター業務の世界的な集積地と言えるマニラで、広く採用されているコールセンターシステムを、日本国内のコールセンター事業者向けに、利用サービスの形で販売しております。

上記の他にも在留外国人向けに専用線サービスなども提供しております。

(注7) プリペイドカード

システムに電話をかけて暗証番号を入力すると、システムが残高を認識し、一定時間の国際通話が可能となるものであります。

(注8) 再販

他の電気通信事業者から、営利目的で、他のユーザーが利用することを前提に、サービスの提供を受けること。

(注9) MVNO事業者

Mobile Virtual Network Operator（仮想移動体通信事業者）の略。携帯電話等の通信回線網を、他の事業者から借りて（再販を受けて）、自社ブランドで通信サービスを行う事業者。

表3 国内通信事業におけるプロダクト・サービスの内容

種類	対象	内容
国際電話サービス	個人・国際電気通信事業者	国内にある電話端末と海外の電話端末を起点・終点とし、当社の交換機を経て接続する電話サービス。
国内電話サービス	個人・国内電気通信事業者・法人	国内にある電話端末を起点・終点とし、当社の交換機を経て接続する電話サービス。また、当社の交換機を経由させずに、国内の電話端末を起点・終点とする電話サービスも含む(秒課金サービス)。
コールセンターシステム	法人	コールセンターを運営する為に必要な顧客データベース・録音システム、顧客管理システムなどが一体となったシステム。1席単位で、一括又は定期的に利用料を課金する。
その他	法人	日本-フィリピン間専用回線サービスや当社深川データセンターのコロケーションサービス(注10)など。

(注10) コロケーションサービス

主に通信事業者の局舎内で、通信機器などを設置する場所を提供することでありませう。

(3) 在留フィリピン人関連事業

在留フィリピン人関連事業では、本邦における在留許可を有するフィリピン人を中心とした外国人向けに、フリーペーパー(Pinoy Gazette)の発行等を通じた情報提供を行うほか、人材派遣・紹介等を行う人材関連事業、及び顧客開拓・利用促進事業を行っております。

① 人材関連事業

人材関連事業では、在留フィリピン人を中心に、人材の派遣・紹介を行っております。

事業開始当初は、当社が設立した訪問介護員(注11)2級講座「Tokyo Caregiver Academy」(現在は休講)の過程を終了した在留フィリピン人等を介護事業者へ派遣・紹介する事業を中心に行っております。介護人材不足の慢性化、および世界中でフィリピン人の人材が看護・介護分野にて活躍していることに着目いたしました。在留フィリピン人の方を中心に、既に5,000名以上の方が修了され、多くの介護施設で働いております。また近年は、介護関連業界に止まらず、フィリピン人のホスピタリティを活かして、ホテルや保育所といった介護以外の業種への派遣・紹介も行っております。

人材の派遣・紹介においては、フィリピンの連結子会社であるKEYSQUARE, INC.に対して、コールセンターより電話で本邦の在留外国人等に人材登録を促し、仕事の情報を提供する業務を委託しております。こうした業務を通じて、企業と求職者を効率よくマッチングさせております。

当社では、そのほかにも在留フィリピン人向けフリーペーパー(Pinoy Gazette)の発行、情報Webサイト(Pinoy Life)の運営、フィリピンの地上波放送局と提携したインターネットを利用した放送コンテンツ配信サービスなど、多様な在留フィリピン人向け情報媒体を有しており、当該情報媒体への広告掲載収入等を得ております。人材派遣・紹介事業は、東京・神奈川・千葉・埼玉の一都三県に限られますが、これらの情報媒体を利用して、それ以外の地域での企業の求人需要に応じております。

(注11)訪問介護員

一般にホームヘルパーと呼ばれている。都道府県知事の指定する『訪問介護員養成研修』の課程を修了した者(現在は法律が改正されております)であり、介護保険法において介護福祉士と共に、介護行為を許されております。

② 顧客開拓・利用促進事業

当社では、国際電話会社の代理店として、在留フィリピン人向け営業活動を行って以来、国際電話だけでなく自社ブランド化粧品など様々な商品・サービスを取り扱ってまいりました。当社のもつ経験などを活かして、他の事業者の商品・サービスの顧客開拓・利用促進を受託するサービスも提供しております。現在までに海外送金事業者への顧客獲得、利用促進や、携帯電話の購入時の支援・紹介等を行っております。

(4) 医療・美容事業

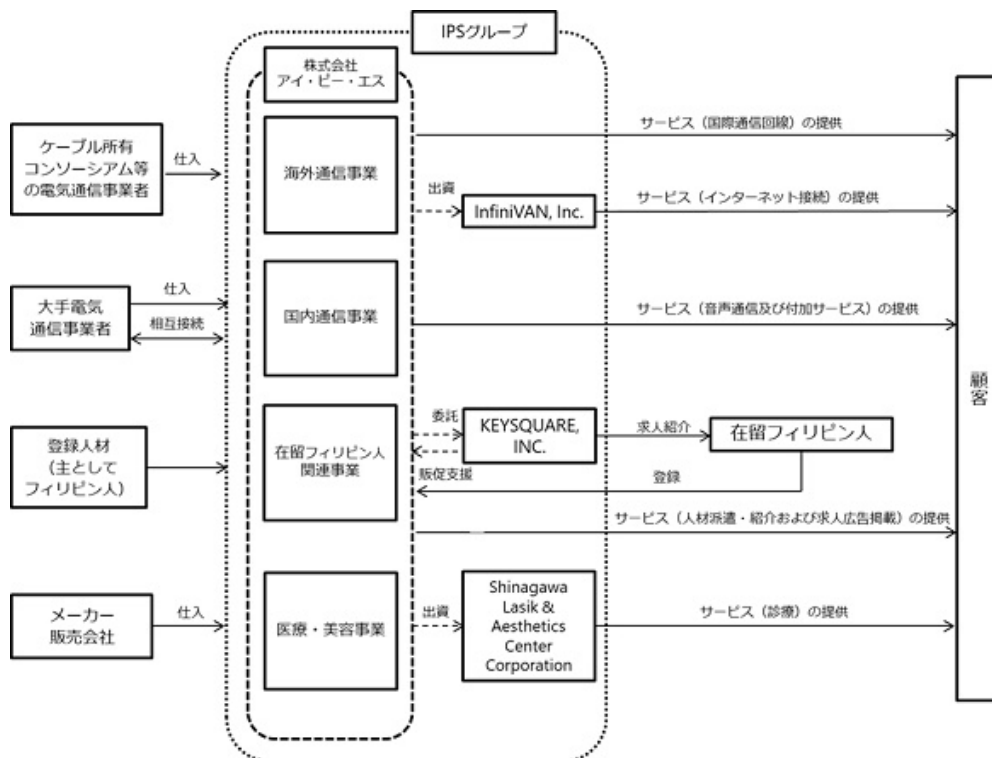
医療・美容事業は、平成22年当時当社が日本国内で通信販売を行っていたフィリピン人マーケット向け化粧品（在留フィリピン人事業）の販売をフィリピンでも展開することを企図し事業を開始したものです。事業開始にあたっては、化粧品の販売拠点として現地に美容クリニックを設立することとして、本邦の品川美容外科クリニックと共同で事業を行うこととし、同クリニックと関連を有するシンガポール法人”I SUPPORT PTE. LTD.”と合弁で、”Shinagawa Lasik & Aesthetics Center”（以下「SLAC」という）をフィリピンに設立しました。同社は、現在美容外科・皮膚科、近視矯正手術に特化したクリニックを、マニラ首都圏地域に2院運営しております。SLACがこのクリニックの経営を担当し、I SUPPORT PTE. LTD. が医療技術の提供や医師のトレーニングを担当するという分担になっています。

現在運営しているクリニックでは、近視矯正手術として 機器を用いたLasikによる施術を中心に運営しており、全身麻酔を必要とするような大掛かりな美容整形施術等は行っていません。施術は自由診療によるものであり、施術の機器が本邦と比較して相対的に高額であること等から、平均単価は本邦よりも高い水準で推移しております。

この他、運営する2か所のクリニック等にて、化粧品の販売を行っております。

[事業系統図]

事業系統図は、以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

(連結子会社)

名称	住所	資本金 (フィリピン ペソ)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
KEYSQUARE, INC. (注) 4	フィリピン共和国 パシッグ市	30,000,000	在留フィリ ピン人関連 事業	99.8	在留フィリピン人関連事業 のコンタクトセンター業務 を委託しております。 役員の兼任があります。
Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation (注) 4	フィリピン共和国 マカティ市	121,854,586	医療・美容 事業	50.0	持分は100分の50ですが、 役員及び業務執行社員(社 長)の派遣により、日本の 企業会計基準適用指針第22 号、連結財務諸表における 子会社及び関連会社の範囲 の決定に関する適用指針第 11項に従い、子会社とした ものです。 役員の兼任があります。
InfiniVAN, Inc. (注) 4	フィリピン共和国 パシッグ市	25,403,187	海外通信事 業	100.0 (60.0)	議決権の直接所有割合は 40.0%、日本の企業会計基 準適用指針第22号、連結財 務諸表における子会社及び 関連会社の範囲の決定に関 する適用指針第8項に従い ますと間接所有を含めた議 決権の所有割合は100.0%に なります。 役員の兼任があります。資 金の貸付を行っております。

(注) 1. 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 特定子会社であります。

5. 上記子会社の他、非連結子会社であったCorporateONE Inc. は、当グループにおける重要性が増したため、第27期第3四半期連結会計期間より連結子会社を含めております。また特定子会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
海外通信事業	58 〔－〕
国内通信事業	20 〔－〕
在留フィリピン人関連事業	69 〔－〕
医療・美容事業	70 〔7〕
全社(共通)	62 〔－〕
合計	279 〔7〕

- (注) 1. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員には、アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
2. 全社(共通)は、人事総務、経理財務、経営企画等の管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成30年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
50 〔－〕	40.08	3.33	5,625

セグメントの名称	従業員数(名)
海外通信事業	0 〔－〕
国内通信事業	20 〔－〕
在留フィリピン人関連事業	11 〔－〕
医療・美容事業	0 〔－〕
全社(共通)	19 〔－〕
合計	50 〔－〕

- (注) 1. 従業員数は、当社から関係会社への出向者を含んでおります。他社から当社への出向者は含んでおりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員には、アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 全社(共通)は、人事総務、経理財務、経営企画等の管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第26期連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当連結会計年度の世界経済は、年後半に持ち直した米国経済、失速懸念を各種政策で下支えを図った中国経済、更には6月英国の脱EU問題(BREXIT)等の環境の中で通年では緩やかに成長しました。我が国の経済も、円安に伴う企業収益の拡大や給与所得の改善、政府による各種政策等を背景に景気は緩やかに拡大し、平成28年の実質GDPは1.0%(出典：内閣府)の実績で平成29年も1.0%前後(出典：内閣府)で伸長する見込みです。

一方、当社がコアビジネスを展開するフィリピンは、平成28年の実質GDP6.7%(出典：IMF)が示すように、高い経済成長が継続しています。当社グループが、主力ビジネスを行う通信業界においても国内外市場での需要拡大により、引き続き好調に推移いたしました。

このような状況下、当社グループは国内外の新規顧客の開拓、既存取引先との関係強化を積極的に推進し、収益の拡大を図る一方、フィリピンではマニラ首都圏地域でのインターネットプロバイダー事業に投資して新たな収益の基盤づくりに着手いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,160百万円(前年同期比15.9%増)、営業利益513百万円(前年同期比54.8%増)、経常利益520百万円(前年同期比139.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は289百万円(前年同期比242.6%増)の実績となりました。

セグメントの業績は以下のとおりです。

① 海外通信事業

国際通信回線事業においては、既存顧客からの追加発注が順調に入った他、香港・米国に加えてシンガポール・東京向けの回線の提供も開始して、より広範な需要に対応できるようにいたしました。合わせて新規顧客の開拓に努めてまいりました。またフィリピン国内の通信事業を行う合弁会社(InfiniVAN, Inc.)を平成27年4月に設立し、当事業年度においてInfiniVAN, Inc. は事業開始のための準備を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は1,146百万円(前年同期比51.0%増)、セグメント利益は369百万円(前年同期比120.4%増)となりました。

② 国内通信事業

当社では大手事業者が対象とすることが難しい小規模なニーズを拾い上げて、長年国際電話用プリペイドカードを提供してきた経験を活かして、交換機・請求システムを柔軟に改修して、小回りの利く事業者として、各種サービスを実現しております。例えば電話投票サービスや昨今市場の拡大が進んでいるMVNO事業者(回線設備を持たない仮想携帯電話事業者)向け通話サービスです。また大手電気通信業者が提供している着信課金サービスを大口で仕入れ、主としてコールセンター事業者に秒単位で販売するビジネスの展開、インドのDrishti社が開発し、当社が日本国内の販売権を持つコールセンターシステム「AmeyoJ」の販売など、コールセンター事業者向けの売上の拡大に努めました。

その結果、当連結会計年度における売上高は2,261百万円(前年同期比13.0%増)、セグメント利益は81百万円(前年同期比71.9%増)となりました。

③ 在留フィリピン人関連事業

厚生労働省が平成29年3月31日に発表した平成29年2月の失業率は2.8%と低水準が続いており、有効求人倍率(季節調整値)については1.43倍と高水準で、人手不足が慢性化しております。当社グループはこれまで、在留外国人の介護分野への紹介及び派遣を手がけてまいりましたが、他業種の事業者からも外国人を雇用したいという要望が寄せられており、介護に限定しない様々な業種の事業者が参加したジョブフェアを新たに企画・開催し、業容の拡大に努めております。しかしながら、就労希望者を獲得することが容易ではなく、派遣稼働者数・紹介数は低水準にとどまりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は377百万円(前年同期比22.1%減)、セグメント利益は11百万円(前年同期比79.5%減)となりました。

④ 医療・美容事業

フィリピンで展開しておりますShinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporationの医療・美容事業は、同国で3年連続のGDP6.0%(出典：IMF)以上の高度経済成長が続いて生活が豊かになって来ている事を背景に、近視矯正手術の売上が伸びました。これを機に、当社グループは前連結会計年度に2院目をマニラ・オルティガス地区に開設いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は374百万円(前年同期比8.5%増)、セグメント利益は50百万円(前年同期比13.6%減)となりました。

第27期第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、平成29年12月8日に内閣府が発表した平成29年7-9月のGDP成長率+0.6%(年換算+2.5%)に示されるとおり、緩やかな景気拡大が継続しております。この間の米ドル/円の為替レートは、概ね110-114円のボックス圏で推移しております。

一方、フィリピン経済は、平成29年7-9月の実質GDP成長率+6.9%(平成29年11月16日フィリピン統計局発表)と、引き続き力強い成長を示しております。この間のフィリピンペソの対円相場は安定しており、2.2-2.25円で推移しております。

このような環境下、当社グループといたしましては、国内通信事業におけるコールセンターシステムの販促強化、海外通信事業におけるフィリピンの既存顧客に対する国際通信回線帯域追加の提案や新規顧客開拓、更にはフィリピンにおけるレーシック診療体制の強化などを積極的に進めてまいりました結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は3,877百万円、営業利益は628百万円、経常利益は630百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は409百万円の実績となりました。

セグメントの業績は下記の通りです。なお、当社は、平成29年3月期第3四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っておりません。

① 海外通信事業

当第3四半期累計期間において、国際通信回線の販売事業につきましては、主要顧客であり、急速に放送事業からインターネットサービス事業者へと事業の主軸を移しているフィリピンのケーブルテレビ事業者各社との間で回線帯域を追加する契約を締結し、業績の拡大につなげました。

フィリピン国内の法人向けブロードバンド事業につきましては、現地子会社であるInfiniVAN, Inc.が、平成29年11月22日より150件以上の事業所に対してサービスの提供を開始致しました。また、同社は平成29年11月10日にマニラ首都圏(ルソン島)において通信事業者として事業活動を行う事の許可PA(Provisional Authority)を取得し、今後、更にサービス提供地域の拡大などを図ってまいります。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は1,160百万円、セグメント利益は326百万円(前連結会計年度における売上高は1,146百万円、セグメント利益は369百万円)となりました。

② 国内通信事業

当第3四半期連結累計期間においては、コールセンター向けのコールセンターシステム(注1)及びMVNO(注2)事業者等向けの音声サービスにおいて業績を伸長させました。コールセンター向けでは、コールセンターシステムAmeyoJの伸長に伴い、メッセージング新機能が奏功して秒課金サービス(注3)のトラフィックも順調に伸びております。また、MVNO事業者等向けサービスについては市場全体が伸びております。今後におきましても、市場環境の変化が見込まれますが、このような変化に対応し、当社は新規顧客の開拓を進めてまいります。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は1,986百万円、セグメント利益は150百万円(前連結会計年度における売上高は2,261百万円、セグメント利益は81百万円)となりました。

③ 在留フィリピン人関連事業

厚生労働省が平成29年12月26日に発表した平成29年11月の有効求人倍率(季節調整値)は1.56倍と昭和49年1月以来の高水準に達しており、人材紹介・派遣事業は適切な人材を確保できれば、確実に収益を上げられる環境にあるといえます。

当第3四半期連結累計期間において、当社グループは、人材紹介・派遣において適材適所の人材の紹介および派遣を推進いたしました。需要に対して供給が追いついておりませんが、昨年同期間並みの売上高実績を確保いたしました。一方、通信販売においては、スマートフォンを中心に売上を伸長させた結果、昨年同期間の売上高実績を上回る収益となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は311百万円、セグメント利益は28百万円(前連結会計年度における売上高は377百万円、セグメント利益は11百万円)となりました。

④ 医療・美容事業

フィリピン経済は、発展の速度を益々速めてきており、高所得者層も増加傾向にあると考えられます。このような環境の下、Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporationは、同社の知名度を更に向上させるため、平成28年ミスワールドのフィリピン代表者を広告に起用して宣伝するなどの対策を実施いたしました。このため、当第3四半期連結累計期間のレーシックの顧客数は順調に伸びております。

また、当社は診療領域の拡大の為、平成29年11月に白内障治療の機器を購入し、平成30年1月から使用を開始する予定となっております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は418百万円、セグメント利益は123百万円(前連結会計年度における売上高は374百万円、セグメント利益は50百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第26期連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前年同期と比べ766百万円増加し、1,457百万円(前年同期比111.0%増)となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動において獲得した資金は600百万円(前年同期比30.7%減)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益488百万円、減価償却費245百万円、リース投資資産の減少額83百万円等があった一方、法人税等の支払額143百万円、長期未払金の減少額79百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動において使用した資金は241百万円(前年同期比58.6%減)となりました。これは主に、有形固定資産の売却による収入45百万円等があった一方、有形固定資産の取得による支出172百万円、貸付による支出55百万円、長期前払費用の支出53百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動において獲得した資金は414百万円(前年同期比920.7%増)となりました。これは主に、長期借入れによる収入943百万円、短期借入金の増加額100百万円等があった一方、長期借入金の返済による支出566百万円、リース債務の支払による支出61百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当社の国内通信事業及び海外通信事業においては、提供するサービスの性質上、有形の物品ではなく無形の資産（通信回線の使用权）に対する支払が原価の大部分を占めておりますため、これらを仕入と見做します。また在留フィリピン人関連事業においては、販売する化粧品等の仕入について報告いたします。

第26期連結会計年度及び第27期第3四半期連結累計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第26期連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		第27期第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
	仕入高(千円)	前年同期比(%)	仕入高(千円)
海外通信事業	453,468	67.7	462,429
国内通信事業	1,618,328	111.2	1,426,659
在留フィリピン人関連事業	159,592	82.1	80,921
医療・美容事業	220,347	132.7	122,899
合計	2,451,737	98.6	2,092,909

- (注) 1. セグメント間取引は相殺消去しております。
2. 金額は、仕入価格によっております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社グループは受注生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(4) 販売実績

第26期連結会計年度及び第27期第3四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第26期連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		第27期第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
海外通信事業	1,146,786	151.0	1,160,787
国内通信事業	2,261,726	113.0	1,986,458
在留フィリピン人関連事業	377,770	77.9	311,408
医療・美容事業	374,075	108.5	418,782
合計	4,160,358	115.9	3,877,436

(注) 1. セグメント間取引は相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度及び第27期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第25期連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第26期連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		第27期第3四半期 連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ	802,972	22.4	956,096	23.0	708,812	18.3
Sky Cable Corporation	206,237	5.7	629,419	15.1	623,969	16.1

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本書提出日現在における経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針及び経営環境

当社グループは、旧来のネットワークを全域に張ることを前提とする通信事業者とは異なり、需要・収益が今後大きく伸びることが見込まれる区間・地域でのサービス提供に特化した通信事業を行います。また他事業者の持つインフラを積極的に再生・活用し、フィリピン国内のインターネット環境を整備する事業者として、事業を推進してまいります。この事業の推進を通じて、IoT（注1）によるフィリピンの生産性向上のための基盤づくりに邁進いたします。

フィリピンは平均年齢が24歳と非常に若く、最新技術が普及するのに適した土壌を有するので、こうした利点をフィリピンが生かせる社会になるように、当社はインターネットの地盤作りとIoTを導入する情報通信商社になることを目指しております。

海外通信事業につきましては、フィリピン子会社であるInfiniVAN, Inc. が、マニラ首都圏地域で法人向けにインターネット接続サービスを展開していきたいと考えております。

また在留フィリピン人関連事業につきましては、人材業界に参入して以来、在留フィリピン人が活躍できる場として介護業界に着目し、在留フィリピン人と多くの介護施設との橋渡しを行ってまいりました。しかし少子高齢化の中で人材不足は顕在化し、様々な業界から人材に関してお話をいただいております。今後は、在留外国人マーケットでの市場開拓の経験を生かして、在留フィリピン人・介護業界に限定しない人材サービスの提供を行います。特に従来の人材派遣・人材紹介の枠組にとらわれず、面接件数保証型求人広告サービスなど新たなサービス提供を行う予定です。

さらに医療・美容事業におきましては、フィリピンにおいて近視矯正の需要の増加等により、事業全体でも大きな収益を上げるようになってきております。当社グループでは、最先端の技術をリーズナブルな価格で提供できるよう、進めてまいります。

当社グループの事業に共通して言えることは、今あるニーズを、今まさにそこで暮らしている人々に合理的な価格で提供することにあります。そのためのスピード感を何よりも重視しております。

(注1) IoT

Internet of Thingsの略で、従来は主にパソコンやサーバー、プリンタ等のIT関連機器が接続されていたインターネットに、それ以外の様々な物が接続されることを意味する。

(2) 経営戦略

① 海外通信事業

フィリピンのケーブルテレビ事業者向けの国際通信事業者として、国際回線の通信サービスを継続的・安定的により廉価で提供します。またフィリピンのインターネット環境の改善に積極的に寄与いたします。

② 国内通信事業

従来型のコールセンターから、SNS（注2）やAI（注3）によるコミュニケーションも含めた新しいコンセプトでのコンタクトセンターソリューションを提供していきます。

小回りが利き多様なサービスを提供できる交換機を利用して、MVNO事業者向け格安電話サービスなどを提供していきます。

(注2) SNS

Social Networking Serviceの略で、Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。

(注3) AI

Artificial Intelligenceの略で、人工知能と訳される。コンピューターを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現したもの。

③ 在留フィリピン人関連事業

人材関連サービスに関して、お客様の多様化するニーズに合わせて、人材派遣・人材紹介事業の枠組みにとらわれず、多様なサービスを提供してまいります。

④ 医療・美容事業

近視矯正手術(レーシック)の他白内障治療を追加し、眼科に特化して事業を推進し、更にその領域に投資して売上を拡大いたします。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは事業拡大と企業価値の向上のために、売上高、営業利益、獲得顧客数を重要な指標としております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

中長期経営戦略を推進するにあたり、下記課題に取り組んでいく必要があると考えております。

① 海外通信事業

フィリピン国内の通信事業は、大手2社(PLDT, Inc.及びGlobe Telecom, Inc.)による寡占状態にあり、大手通信事業者は、実質的にフィリピン国内において相互にピアリング(注4)を行っていない為、大手通信業者を含めたフィリピン国内の通信事業者同士のピアリングは海外で行われているのが現状であります。

こうした環境下、上記2社とは別個に回線を提供する当社がより大きな回線容量を安定的に確保して格安提供することが、当社顧客であるケーブルテレビ会社から継続的な支持を得る必須条件であると考えております。そのため当社はフィリピンー香港間で独自の海底ケーブルを取得し、商用化させることを将来的な経営目標として有しております。

また今後の成長ドライバーとして期待されるフィリピン国内での通信事業は、当社子会社のInfiniVAN, Inc.が、平成29年11月から法人向けインターネットサービスの営業を開始しており、平成30年度は顧客の獲得が課題であります。事業収支の早期黒字化を計画通り実現できるよう、複合的なマーケティング対策を実行いたします。また同社は前述したフィリピンー香港間の海底回線に接続する、フィリピン側の海岸からマニラまでの陸上部分の回線を敷設する構想もっています。この回線敷設が完了すれば香港からフィリピン国内まで一気通貫でフィリピンのインターネット接続事業者当社サービスを提供できる体制が整う事になります。

(注4)ピアリング

インターネットサービスプロバイダー同士が相互にネットワーク接続し、互いにトラフィックを交換し合うことであります。

② 国内通信事業

当社の国内通信事業において収益の大部分を担ってきました音声通信は、無料通話アプリの普及などにより、国内での需要が減少しつつあります。そのような環境下、市場が拡大しているMVNO事業者向けに、MVNO端末向け通話サービスなどを提供しております。またコールセンター運営システムの販売など、従来の音声通信の需要者に対して音声通信周辺の新たなニーズに応えるサービス・商品を提供し、時代に則した新たなサービスの開拓に努めてまいります。

③ 在留フィリピン人関連事業

少子高齢化を背景とした人手不足のため、以前とは異なり、介護関係の業務だけではなく広範な業種から需要が発生しております。しかしこれまでは介護関係に特化していたため、十分な需要の取り込みができていないという問題があると考えております。

そこで当社では、在留フィリピン人等の持つ高いホスピタリティを活かして、介護以外の分野の派遣先・紹介先または求人広告掲載企業や集団面接会への参加企業の開拓を進めております。上記の通り人手不足感は強く、需要も旺盛であることから、求職者の要望に応えるカウンセリングの充実を図るとともに、採用企業の求人オーダーに対して、迅速かつ確かな人材の提供を行っていくことにより顧客満足度を高めてまいります。

④ 内部統制システムの強化・運用

当社は当事業年度に再整備した内部統制システムを今後、更に強化・運営していきます。当事業年度は社内規程を見直し整備したほか、国内の全事業部門、及び海外子会社に対する内部監査体制を強化・実施し、業務の改善、統制の強化に努めてまいりました。今後は社外取締役、社外監査役を更に任命し、コーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、コンプライアンス遵守を社内に浸透させる施策を展開してまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性がある主な事項を記載しております。

また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。

なお、本書に記載されている将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが入手可能な情報から判断したものであります。

(1) 海外事業に関わるリスク

当社グループは、日本国内のほかフィリピンに事業拠点を設置し、事業を展開しております。このため当該状況に係るリスクとして以下の3つの事項をあげることができます。

① 経済動向について

当社グループは日本及びフィリピンに事業拠点を設置しており、また、当社グループの取引先も日本国内に留まらず海外においても事業を展開しております。このため、日本やフィリピンのほか、取引先企業が事業展開を行っている国々や地域の経済環境や社会環境の変化及び景気動向の影響を受ける可能性があり、その結果、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

② 海外での事業展開について

当社グループの海外での事業展開において適用を受ける関連法令・規制・税制・政策の制定、改正または廃止、解釈・実務上の取扱いの相違・変更、行政の運用の変更、政治経済情勢・外交関係の変化、電力・輸送・通信等のインフラの停止・遅延、人件費の上昇、テロ、戦争、伝染病等が発生した場合や、日本との商習慣との違いから取引先等との間で紛争が生じ、現地での事業活動に悪影響が生じる場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

③ フィリピンのカントリーリスクについて

当社グループは、当社およびグループ会社4社で、フィリピンにおける事業を展開しております。このうち、KEYSQUARE, Inc. は在留フィリピン人関連事業としてコールセンターの運営を行っているほか、Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation (以下「SLAC」といいます。) はマニラ市内に2つのクリニックを運営し、レーシック(近視矯正手術)、美容、矯正歯科等の施術を行う医療・美容事業及び化粧品品の販売を行っています。また、平成27年にはフィリピン国内での通信事業展開を企図してInfiniVAN, Inc. を設立しております。CorporateONE Inc. はInfiniVAN, Inc. の持株会社として機能しております。

近年のフィリピンは、賃金水準が向上し、当社グループが希望する人材の確保が想定通りにできない可能性があります。また、台風等の自然災害により通信システムの障害等が生じ都市機能が麻痺する場合や、フィリピン南部のミンダナオ島で頻発するテロ活動が他地域に拡大する場合には、当社グループの事業活動が期待通りに展開できない可能性や、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

(2) 海外通信事業に関わるリスク

当社グループの海外通信事業は、①当社によるフィリピンと香港などを結ぶ国際通信サービスの提供と②InfiniVAN, Inc.によるマニラ首都圏地域内での法人向けインターネット接続サービスの提供からなります。前者①は、当社が、フィリピンと香港、北米、シンガポール、東京との間の国際通信回線（フィリピン国内区間を含みます）の長期使用権の一種である契約期間中に解除不能な使用権（IRU：Indefeasible Right of Use）または国際通信回線の賃借権を、実質的な所有者である通信回線事業者から取得し、小口化してフィリピンでインターネット接続サービスを提供しているCATV事業者に対して当該サービスに必要な国際通信回線の提供を行っております。また後者②は、InfiniVAN, Inc.がマニラ首都圏地域で法人向けにインターネット接続サービスを提供しております。当社グループの海外通信事業には、以下のようなリスクがあります。

① 当社による海外通信事業

A フィリピンにおける当社の通信事業サービスの提供の形態等について

当社は、通信回線業者から取得したIRU等を小口化し、フィリピン国内のCATV事業者の顧客に提供しておりますが、フィリピン領土内における通信事業は、フィリピンでの通信事業に適用されるRepublic Act. 7925 AN ACT TO PROMOTE AND GOVERN THE DEVELOPMENT OF PHILIPPINE TELECOMMUNICATIONS AND THE DELIVERY OF PUBLIC TELECOMMUNICATIONS SERVICES（以下「R. A7925」といいます。）の規制を受けております。R. A7925により、フィリピン国内の通信事業は、フィリピン国内の通信事業の認可を得た事業者のみが行なうことができるため、当社は、フィリピン陸揚局からマニラ首都圏までの通信回線部分について、本書提出日現在フィリピンの通信事業法人であるPHILIPPINE TELEGRAPH & TELEPHONE CORPORATION（以下「PT&T社」といいます。）と提携契約（Cooperation Agreement）を締結しPT&T社との提携の下に通信回線を提供しております。またフィリピン国内の規制により、当社が単独でフィリピン国内に通信設備を設置・運用することができないので、PT&T社との間でFacility Management Agreementを締結し、同社と共同して通信設備を設置・運用しております。当社がIRU等を取得している国際通信回線は、この提携により、PT&T社が保有するフィリピン国内の通信回線と接続され、フィリピン国内の顧客は、この提携に従って、当社及びPT&T社からそれぞれ個別に提供されることにより、香港、北米、シンガポール、東京にあるサーバー等と接続することができます。

当社とPT&T社との関係は長期にわたり安定しており、今後も引き続き提携して事業を遂行していく予定であります。但し、PT&T社は、再生手続を定めるFinancial Rehabilitation and Insolvency Act of 2010の適用を受けており、現在裁判所及び再生管財人の関与の下、再生手続に入っており、本書提出日現在、再生手続の進行状況は不明であります。なお、平成29年8月には同じく再生手続に入っており同社の親会社であったRepublic Telecommunications Holdings Co., LtdはPT&T社株式の約70%を同国の投資会社であるMENLO CAPITAL Corporationに譲渡しております。さらに、当社とPT&T社間の業務提携契約（Cooperation Agreement）は当事者の6か月前通知によりいつでも解約できる規定となっております。今後何らかの事由により、PT&T社との提携契約が解約される場合やPT&T社の再生手続が破産手続に移行する場合、当社グループの事業展開や財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

B 他社との競合について

フィリピン国内においては、当社グループの競合他社である2社が寡占的に通信サービスを提供しております（総務省「世界情報通信事情：フィリピン編（平成28年）」）。現在は、これらの競合他社が当社グループに対して国際通信回線を提供するなど、マーケットでの棲み分けもできておりますが、今後、これら競合他社が、その資本力、サービス・商品、顧客基盤、営業力、ブランド、知名度などにおいて、その優位性を現状以上に活用してサービスや商品の販売に取り組んだ場合や、他の通信事業者の更なる買収を行い寡占化が進む場合、当社グループが価格競争等で劣勢に立たされ、当社グループが顧客を獲得・維持できないことも考えられます。

また、フィリピンは、法規制により通信事業への新規の参入が難しく、現状は競合となる事業者が限られておりますが、寡占による弊害は広く認識されており、政府もそれに対応しようとしていることから、今後規制が緩和され、寡占状態が崩れ、新たな事業者が参入してくることが考えられます。また、その新規事業者が、価格競争等を仕掛け、当社グループが劣勢に立たされ、当社グループが顧客を獲得・維持できないことも考えられます。その結果として、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

C 特定の仕入れ先の依存について

当社グループの海外通信事業の遂行にあたっては、現在、当社が、フィリピンとアメリカ間、フィリピンとアジア地域（香港・シンガポール・東京）間の国際通信回線のIRUまたは国際通信回線の賃借権を、それぞれの回線ごとに別々の事業者より調達しており、調達先はTelstra Corporation Limited（テルストラ・豪州）、Telekom Malaysia Berhad（テレコムマレーシア・マレーシア）及びGlobe Telecom, Inc.（グローブ・フィリピン）の3社となっております。これら国際通信回線の調達において、供給停止、納入遅延、不具合等の問題が発生し、調達先や回線の切り替えが適時にできない場合、品質維持のために必要な保守・点検が打ち切られた場合、または、大幅な値上げを要求される場合、当社グループのサービスの提供に支障をきたし、顧客の獲得・維持が困難になる可能性や調達先の変更のために追加のコストが生じる可能性があります。その結果として、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

D サービスの構成について

これまで当社は、海外通信事業において、国際通信回線のIRUまたは国際通信回線の賃借権を当該回線の実質的な所有者である国際通信回線事業者から取得し、それを小口化してフィリピンのCATV事業者に長期のIRU契約を締結することにより提供してまいりました。但し、平成28年半ば以降、フィリピン国内では、既存通信回線の高速化や新規通信回線の設置計画等により、通信回線の価格が低下傾向にあり、また、フィリピンのCATV事業者は長期のIRU契約から短期リースの契約にシフトする動きが顕著になっており、当社の販売先との間の契約のうち売上ベースで約半分は短期リースの契約にシフトしております。短期リース契約の場合、1年から2年毎に契約の更新をする必要があり、当社の販売先であるフィリピンのCATV事業者が、契約更新時に競合他社にアプローチされる結果、当社との契約の更新がなされない場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

また、当社の仕入先であるTelstra Corporation Limited（テルストラ・豪州）、Telekom Malaysia Berhad（テレコムマレーシア・マレーシア）及びGlobe Telecom, Inc.（グローブ・フィリピン）の3社の国際通信回線事業者は、本書提出日現在小口での販売を本格的には対応しておりません。当社は大口で国際通信回線を仕入れ、フィリピンのCATV事業者に小口で販売する事業を行っておりますが、これらの国際通信回線事業者が小口販売を開始する等、事業方針等を変更した場合には、当社の販売先であるフィリピンのCATV事業者がこれらの国際通信回線事業者から国際通信回線の使用权を直接購入することにより、当社の事業モデルに影響を及ぼし、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

E 特定の顧客及び委託先への依存について

当社グループの海外通信事業における販売先は主にインターネットサービスプロバイダー事業を営むフィリピンのCATV事業者になりますが、その中でも、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 2 生産、受注及び販売の状況 (4) 販売実績」に記載のとおり、Sky Cable Corporationへの依存度が高くなっております（当連結会計年度の売上高に占める割合が15.1%）。同社に対しては、IRUやリースにて国際通信回線を提供しております。今後、同社の事業方針の変更や競合他社の競争力の上昇等、何らかの事情により同社との取引が大幅に減少、停止または終了するような事象が生じた場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。また、小口化した国際通信回線のIRUまたは賃借権をフィリピン国内で販売することについては、フィリピン国内の事業者営業活動の一部を委託しております。特にAmerille Management Consultancy社を通じた平成30年3月期の売上は約1,017百万円で〔海外通信事業〕の売上の約64%となっております。現在、同社との関係は良好であります。仮に同社との関係が悪化し、同社を介した売上がなくなった場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

② InfiniVAN, Inc.による通信事業について

A フィリピンにおける規制等について

当社は、当社グループによるフィリピン国内の通信回線の提供を目的として、当社子会社であるInfiniVAN, Inc.を設立しております。平成28年6月に同社に通信事業を行う権利（Franchise）を付与する法律（R. A10898、共和国法10898号）（以下「R.A 10898」といいます。）が制定され、同社は、平成29年7月にフィリピン国内に自ら通信回線を敷設することなく通信事業を行う為に必要となるValue Add Service Provider（付加価値サービス。以下「VAS」といいます。）の登録を行ったほか、平成29年11月にNational Telecommunication Committee（国家通信委員会）から、フィリピン国内に通信回線を敷設して通信事業を行う為に必要な、Certificate of Public Convenience and Necessity（通信事業者適格。以下「CPCN」といいます。）のProvisional Authority（仮免許。以下「PA」といいます。）を取得いたしました（Case Number2016-227）。PAを同社に付与する命令書（Order）では、PAの有効期間は平成29年11月10日から18か月間とされ、InfiniVAN, Inc. はPAの取得後1年以内に約305百万ペソ以上の増資を行うこと等の義務を負い、増資義務に違反した場合には、PAの更新及び期間延長ができない旨が条件として規定されております。また、Infini VAN, Inc. に通信事業の権利を付与するR. A10898では、事業開始後5年以内に同社株式を30%以上売り出して、フィリピン株式市場に上場させることが規定され、当該期限内に株式の上場ができない場合、通信事業を行う権利が無効になる旨規定されております。さらに、InfiniVAN, Inc. が当該法令に違反する行為を行った場合、行政機関からVASの登録やCPCNを取り消されたり、当社グループの取引先から契約を解除される可能性があります。上記のような事態が発生した場合、当社グループが想定している当社グループの海外通信事業の展開に支障が生じ、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

B フィリピンにおける外国資本の出資規制について

フィリピンでは、電気通信事業等の公益事業について、同国の憲法により外国資本が出資できる上限が40%と定められています。そして憲法の規定を受けて外国資本の投資にその規定の細則を定めるForeign Investments Act（以下「外国投資法」といいます。）と外国資本が自己の出資比率以上に会社を支配し、経済的利益を得ることを規制するAnti Dummy Law（以下「アンチダミー法」といいます。）が制定されております。上記法令に基づく外国資本の投資制限を以下「外資規制」と総称します。

そのためフィリピンにおける公益事業については、外国資本が、経営権を維持し、事業の拡大を図ることは、外国資本単独では実現できず、現地資本との協調が不可欠となります。

具体的には、フィリピン事業会社の株式を、外国資本と信頼関係が構築されたフィリピン法人またはフィリピン人のパートナーで過半数を確保し、取締役に外国資本を代表する者と外国資本と信頼関係が構築されたフィリピン資本を代表する者が就任し、同社の取締役会の過半数を確保することが考えられます。

通信事業者適格（CPCN）を取得したInfiniVAN, Inc. は、かかる外資規制の対象となっております。当社のInfiniVAN, Inc. の株式の直接持分は40%、残りの60%は当社子会社のCorporateONE Inc. が保有しております。CorporateONE Inc. の株式は、当社子会社のKEYSQUARE, INC. がその発行済み株式の40%を保有し、残りの発行済み株式の60%はフィリピンにおいて当社と長期の信頼関係のあるフィリピン国籍を有する個人が保有しております。

（株式保有割合の端数は切り上げております。）またCorporateONE Inc. の定款には、フィリピン会社法第98条に基づく株式の譲渡制限規定が設けられており、既存の株主以外の方への譲渡は原則できません。

この構成はフィリピン法の専門家の助言を受けたものであり、上記外資規制等の法令に適合したものであり、適法であると判断しております。

さらに両社の取締役は、当社グループの出資比率を超えない範囲で推薦する取締役のほかに、長期にわたり当社との間に、信頼関係が構築されているフィリピン国籍を有する個人に両社の取締役に就任いただき、合わせて取締役会（各定員5名）の過半数（各3名）を占め、経営権を維持するようにしております。

上述のように、InfiniVAN, Inc. には、国家通信委員会により、増資義務が課され、またR. A10898により同社の株式公開も義務付けられており、これら資本政策の実施により、同社の株主構成が変わる可能性があります。当社と友好的な関係を保つことが見込まれる株主への割当や現地側出資者間での合意を通じて経営権の維持を図るよういたします。

もつとも当社とCorporateONE Inc. のフィリピン資本の株主間での信頼関係が失われるなどして、フィリピン資本の株主が、当社の意向に反するInfiniVAN, Inc. の取締役の選任を行ったときは、当社と協調しない可能性の高い取締役が過半数を占める形だけでなく、当社を代表する取締役の選出すらできないおそれがあります。それにより経営権を失い、当社の意図する事業計画を実行できなくなるおそれがあります。

さらにCorporateONE Inc. の経営権が失われることで、CorporateONE Inc. が競合他社に、InfiniVAN, Inc. の株式の過半数を売却するような事態に陥ったときは、当社海外通信事業のフィリピン国内区間の提供が困難になり、当社の国際通信回線事業のうち、InfiniVAN, Inc. の回線を利用しているものについては、お客様との契約期間満了後の継続提供ができなくなるおそれがあるとともに、新規の提供は難しくなる可能性があります。当社が提供する海外通信回線サービスの事業の継続のため、フィリピン国内通信事業者との提携は不可欠であり、代替する事業者との提携がうまくいかなかったときは、InfiniVAN, Inc. 事業だけでなく、当社の国際通信回線事業について事業計画の見直しの変更が必要になるおそれがあります。

また今回の当社の増資により調達した資金は、InfiniVAN, Inc. の通信設備に全額投資されますが、InfiniVAN, Inc. の事業が閉鎖・売却等されるような事態が起こった場合には、InfiniVAN, Inc. の資産が不当に流出し、貸付・出資金の回収ができなくなるおそれがあります。

他にも、当社とInfiniVAN, Inc.、CorporateONE Inc. との関係に変化が生じ、企業連結などに影響を及ぼすおそれがあります。これらの事態は、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

加えて外資の出資を通じた現地企業の支配の規制のほか、外資の出資を通じた経済的利益の享受についても、過去の行政機関の意見書や判決で、規制された例が示されております。当社グループはこうした法制度を遵守して、グループ会社間の取引を行っておりますが、法令や諸制度の変更または解釈の変更により、当社グループ間の取引がフィリピンの法令の規制の対象となるとの判断がなされた場合には、当社グループの事業や財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

また外資規制に関する公権的判断が、裁判所の判決だけでなく、法務省、証券取引委員会による意見書によってもなされている上、判例や意見の変更もしばしば行われていることから、外資規制については、予見可能性が相対的に低いという問題があります。多くの東南アジア諸国が通信事業に対し、既に外資規制を緩和し、フィリピンでの外資規制に関する条項を含めた憲法改正の準備も進んでいることから、法解釈の変更などが容易に起こりうる環境にあると考えております。従って法解釈の変更があり、当社グループの資本構成や事業活動が法令に適合していないという判断がなされた場合には、当社グループの事業や財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

さらに上記の通り、憲法改正手続が順調に進み、外資が過半数を取る形での通信事業を営むことができるようになった場合、競争が激化し、当社グループの事業や財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

C フィリピン国内通信回線整備について

当社グループは、当社子会社であるInfiniVAN, Inc. が平成29年11月にフィリピン当局（国家通信委員会）から通信事業者適格（CPCN）のPAを取得いたしましたので、マニラ首都圏地域内で通信回線敷設を行う予定であります。マニラ首都圏地域内に通信回線を敷設するためには、Local Government Unit（LGU 地方自治体）、Department of Public Works and Highways（DPWH 公共事業及び高速道路省）の許可も必要となります。しかしながら、通信回線の敷設工事に必要なこれらの許認可、住民の同意が想定通りに整わなかったときは、事業の進捗に遅れが生じ、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

③ その他全般に関わること

A フィリピンー香港間海底ケーブルについて

当社グループでは、フィリピンー香港間に海底ケーブルを取得し、フィリピン国内での通信回線の拡販や、InfiniVAN, Inc. が整備するマニラ市内回線と接続させることで事業の拡充を進める構想があります。海底ケーブルの取得方法は当社で敷設、若しくは既存の海底ケーブルの取得を想定しております。海底ケーブルを敷設する場合には、ケーブルの敷設海域となる南シナ海周辺海域には領有権が争われている地域が含まれているほか、現在いくつかの香港発着の海底ケーブルについて香港側の陸揚げの許可取得に時間がかかっているとの情報があります。また、既存海底ケーブルの取得には当社の計画通りに取得ができない可能性があります。このように、当社グループが構想する海底ケーブルの取得には、多数の解決すべき課題があり、引き続き調査を進めております。

本書提出日現在においては、具体的な海底ケーブルの取得方法、取得時期や海底ケーブルの能力、投資額、資金調達方法、投資回収方法等、本構想を具体化させるにあたって決定された事項はありません。ただし、本構想を具体化させるに当たっては多額の資金を要することが想定され、当社の財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

B 減損損失について

当社は、国際通信回線の取得価額を無形固定資産である通信回線使用権として計上しておりますが、フィリピンのCATV事業者等に提供できない期間が長引き、将来キャッシュ・フローを創出しないと判断された場合には、会計上当該通信回線使用権について減損損失を計上することになります。現状において、保有する通信回線使用権の減損処理を必要とする事象は生じていませんが、顧客への提供が順調に進まなかった場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

C 技術革新への対応について

データ通信業界では、伝送技術の進化により、通信速度の高速化が進み、1 Mbps (メガビット) あたりの料金は年々下落する傾向にあります。他方、当社は、海外通信事業において、国際通信回線を長期契約で調達していることから、当該調達に係る費用を上回るIRU料金・リース料で新規に契約する顧客がいなくなる可能性、さらには、当社が調達している国際通信回線が陳腐化しニーズがなくなる可能性があり、その場合、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

D 自然災害等の予測困難な事情について

当社が海外通信事業において展開する国際間通信回線使用権の販売においては、海底ケーブルが重要な構成要素となっております。万が一、地震や事故等で海底ケーブルが切断された場合、当社のネットワークは迂回路を構築しておりませんので、再度接合されるまでは、サービスの提供に支障をきたす可能性があります。当社では、そのような場合に当社の顧客に対する責任額を一定限度に制限する旨の契約を締結し、損失額を限定しておりますが、一定金額の費用負担が発生する可能性があります。また、復旧に相当時間を要した場合、当社の信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。また、通信サービスを復旧させるために追加の費用負担が発生する可能性があります。その結果、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

(3) 国内通信事業に関わるリスク

当社では、主に、秒課金サービス等の音声通信サービス、及びコールセンターシステムを提供しております。当社の国内通信事業による売上高は、当連結会計年度の売上高の54.4%を占めておりますが、以下のようなリスクがあります。

① 日本における規制等について

当社は、国内通信事業について電気通信事業法及び有線電気通信法等の関連法令・業界慣行による規制の適用を受けており、当社は総務大臣より電気通信事業者として登録され(電気通信事業登録 第204号、登録の有効期限なし)、これらの関連法令の遵守をしております。

名称	所轄官庁	登録の有効期限	関連法令	取消事由
電気通信事業者登録第204号	総務省	なし	電気通信事業法第14条	この法律またはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき等(電気通信事業法第14条)

当社が、当該法令に違反する行為があり、総務大臣が公共の利益を阻害すると認めた場合等には、当社は総務大臣から登録を取り消され(電気通信事業法第14条)ます。また当該法令に基づき罰金等の処分を受けたり、または当社の取引先から契約を解除される可能性があります。本書提出時点において、こうした取り消し事由に該当する事項は生じておりませんが、かかる事態が発生した場合には、当社グループの信頼性が低下したり、事業展開に支障が生じたりする可能性があるほか、金銭的負担の発生により、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

また、これらの法令の変更やその解釈変更、新たな法令の施行、国内の情報通信政策等の変更・決定、これらに伴う規制の見直し・整備、業界慣行の変更が行われた場合、当社の事業展開や当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

② 技術の進展等について

当社が展開する国内通信事業においては、技術革新のスピードが速く、新技術によるサービスの導入により、音声通信需要は減少傾向にあります(平成22年-28年 総務省・経済産業省「情報通信基本調査」)。現状において、音声通信による売上比率が当連結会計年度の国内通信事業の売上の約9割を占めており、当社は、コールセンターシステムやデータセンターでのコロケーションサービス等の音声通信に依存しない事業構造へ切り替えを進めておりますが、今後想定を上回る速度での技術革新が起こったり、新技術が出現したり、事業構造の切り替えが想定通りに進まない場合には当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

③ 他社経営資源への依存について

当社は、国内通信事業に係る通信サービスの提供に必要な通信ネットワークを構築する上で、他の事業者が保有する通信回線設備等を一部利用しています。今後何らかの事情により、当該設備等を継続して利用することができなくなった場合、または当該設備に係る接続料(他の通信事業者に支払う必要のあるネットワークの利用料になります。)等が引き上げられた場合、当社の事業展開や当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

また、この接続料の算定にあたっては、年度開始時の4月には単価を定めず、翌年の2月頃に利用実績を見て決定し、年度開始時の4月に遡って適用するというルールを取っている事業者もあります。そのため精算が行われる第4四半期の収支や損益が他の月に比べて大きく振れる可能性があります。

④ 環境の変化について

当社では、MVNO事業者(Mobile Virtual Network Operator(仮想移動体通信事業者))に対して、MVNO事業者が契約者向け料金を独自に決定できる電話のサービスを卸しております。この通話サービスは、業界の慣行により、MVNO事業者は、エンドユーザー向け料金を自由に定めることはできませんが、国際電話事業者・着信課金事業者が優先的に料金を決めることができるという業界慣行があるので、当社がそうした事業者としてMVNO事業者に対して通話サービスを提供しております。しかしながらこうした慣行が変わり、MVNO事業者がエンドユーザー向け料金を定めることができるようになったときは、かかるニーズが失われる可能性があります。またMVNOの契約数は増えているものの、大手携帯電話事業者のサブブランドの拡大、主要MVNO事業者の経営破綻、大手携帯電話事業者の傘下入りなど、MVNO業界では厳しい経営環境が続いております。その結果、当社の取引先のMVNO事業者の経営体制や経営方針に変化があった場合、当社の財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

⑤ 特定の仕入先への依存について

当社の国内通信事業におけるサービスの一つであるコールセンターシステム「AmeyoJ」は、Drishti-Soft Solutions Pvt. Ltd.が開発し、当社は同社より日本国内での販売代理権を付与され又ライセンスを仕入れております。同社との契約は、更新の規定はなく、また当事者の3か月前の通知により、いつでも解約ができる規定となっております。同社との契約が解約され、または更新されない場合や、同社に不測の事態があった場合、代替の仕入先は存在せず、当社は当該サービスを提供できなくなるにより、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

⑥ 個人情報及び情報セキュリティについて

当社グループは、国内通信事業の遂行にあたり、顧客の企業情報や顧客が保有する個人情報等、様々な機密情報に接する機会があります。通信事業者として通信の秘密の保護を遵守するとともに、それらの情報管理やセキュリティ管理に対しては個人情報保護規程や情報管理・秘密保持規程を整備するとともに、利用権限の確認の強化、アクセスログの保存など外部ネットワークからの不正侵入の防止への対応策を実施するなど、情報の適正な取り扱いと厳格な管理を行っております。しかしながら、外部の侵入や内部での人為的なミス等により、これらの情報が外部に漏洩した場合には、当社の信用低下や損害賠償責任の負担等を通じて、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

また社会情勢の変化等により、情報の保護、通信の秘密の保護に要するコストが増加したときは、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

⑦ システムトラブルや人為的なミスによるサービスの中断・品質低下について

当社が提供する国内通信事業に係る通信サービスにおいて、当社及び他の通信事業者の人為的なミスや設備・システム上に障害等が発生した場合、通信回線の遮断等が生じて各種サービスを継続的に提供できなくなることで、または各種サービスの品質が低下すること等の重大なトラブルが発生する可能性があります。サービスの中断・品質低下による影響が広範囲にわたり、復旧に相当時間を要した場合、顧客から損害賠償を請求される可能性、当社の信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。その結果、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

⑧ サービスの不適切利用について

当社の国内通信事業に係る電話サービスが、振り込め詐欺をはじめとする犯罪行為の道具として利用された場合、当社の信頼性や企業イメージが低下したり、事業展開に影響を与える可能性があります。

(4) 在留フィリピン人関連事業に関わるリスク

当社グループの在留フィリピン人関連事業では、在留フィリピン人を主な対象とする人材派遣・人材紹介事業等を行っており、これら事業には、以下のようなリスクがあります。

なお、当社グループは、在留フィリピン人等に対する化粧品等の通信販売を行っていましたが、市場環境の変化により平成30年3月をもって同事業は終了しております。当該事業の終了による業績への影響は軽微です。

① 日本における規制等について

当社は、人材派遣・人材紹介事業に関し、労働者派遣事業においては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)に基づき一般労働者派遣事業の許可(般13-301344)を、職業紹介事業においては、職業安定法に基づき有料職業紹介事業の許可(13-ユ-301653)を取得しており、在留フィリピン人の在留資格等については出入国管理及び難民認定法(入管法)による規制を受けております。

当社は、これらの関連法令を遵守しておりますが、万が一法令違反に該当するような事態が発生した場合には、当社は行政機関から許可を取り消されたり、罰金等の処分を受けたりすることにより、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

② 人材の確保について

当社グループの人材派遣・人材紹介事業の派遣または紹介予定先は介護・医療の現場であることが多く、高いホスピタリティを持つ在留フィリピン人を中心としたスタッフの確保が必要となります。そのため当社グループでは、より多くの在留フィリピン人等にコンタクトできるように、当社の海外子会社であるKEYSQUARE, Inc. のマニラにあるコールセンターから人材登録の勧誘・仕事の案内等を行っております。そうしたこともあり現時点において当社グループでは、需要に応じたスタッフを確保し、人材派遣・人材紹介事業を遂行できているものと認識しています。

当社グループは、引き続き人材の確保に努めていく方針であります。今後当社グループが求める人材を適切な契約条件によって確保できなくなった場合、当社グループの人材派遣・人材紹介事業を遂行に支障が生じ、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

③ 介護業界の現況について

当社グループの人材派遣・人材紹介事業においては、主に介護・医療の現場に人材を派遣・紹介しており、足元では介護・医療現場においては人員が不足し、本事業の需要も底堅く推移しております。

しかしながら人材の派遣・紹介事業は、主に日本の経済情勢の影響を受けるため、景況感や失業率など雇用環境の変化により需要が増減するとともに、海外からの介護分野等への技能実習生の本格的な受け入れなどにより本事業の需要が減退した場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの人材紹介・派遣先は主に介護関連事業者であるところ、介護保険法に基づき、現在3年に1度改定される介護報酬が改定により引き下げられる場合、主な取引先である介護関連事業者の業務縮小・経費削減等による人材紹介・派遣の需要が縮小し、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

④ 個人情報等の流出等について

当社グループでは、人材派遣・人材紹介事業の遂行にあたり、顧客や派遣社員・人材登録者の氏名・住所・電話番号等の個人情報を取り扱っております。当社グループでは、それらの情報管理やセキュリティ管理に対しては個人情報保護規程や情報管理・秘密保持に関する規程を整備し、情報の適正な取り扱いと厳格な管理を行っております。しかしながら、外部からの不正な手段によるサーバー内の侵入等の犯罪や従業員の過誤等により個人情報が漏洩する可能性はあります。そのような場合、当社グループに対する信用低下や損害賠償責任の負担等を通じて、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

⑤ 情報配信について

当社の在留フィリピン人関連事業では、在留フィリピン人向けに、タガログ語コミュニティ紙を発行するほか、フィリピンの大手地上波放送局と提携して、インターネットを経由してフィリピンのドラマ、ニュース等を配信しております。当社は、情報配信により知的財産権の侵害がないようにするとともに、その内容の適法性・妥当性を検証するようしておりますが、その情報配信の内容が社会的に批判されるようなもの等であった場合、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

(5) 医療・美容事業に関わるリスク

当社の海外子会社SLACでは、フィリピンでレーシック(近視矯正手術)、美容、矯正歯科等の施術を行う医療・美容事業及び化粧品の販売を行っております。これら事業には、以下のようなリスクがあります。

① フィリピンにおける規制等について

当社の海外子会社であるSLACは、I SUPPORT PTE, Ltd. (以下「I SUPPORT」といいます。)との合弁会社であり、フィリピンのマニラ首都圏地域で、2つのクリニックを運営し、レーシック(近視矯正手術)、美容、矯正歯科等の施術を行う医療・美容事業及び化粧品の販売を行っております。フィリピンでは民間企業による医療施設の開設及び運営が認められており、同社はHospital Licensure Act (R.A4226) に基づいて医療施設開設の許可及び運営の免許を取得しております。また、医療機器の使用許可及び化粧品の販売許可は、Food, Drug and Cosmetic Act (R.A3720) により規制されております。当社グループは許可等の取得・更新を行い、法令遵守を徹底しておりますが、法令の改正もしくは新たな法令の施行または法令の解釈の変更により、当社グループの期待通りに医療・美容事業を展開できなくなる可能性があります。

なお、フィリピンでは、日本における医療広告のような規制はありませんが、消費者保護を目的とする Consumers Act of the Philippines (R.A7394) により、値引き等の広告をする場合には、所轄官庁 (Department of Trade and Industry : 取引産業省) の事前の許可が必要です。当社グループは、被施術者獲得に関する法令を遵守しております。

② 他社との競合について

フィリピンでは医療・美容事業に進出する会社が増加してきており、今後品質・価格・サービス競争が激化するものと認識しております。このため、当社グループが品質・価格・サービス競争に適切に対応できず、競合他社が当社グループの施術・サービスと同等またはより優れたものを導入する場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

③ 合弁事業であることのリスク

当社は、医療機器の販売・シンガポールの医療法人「SHINAGAWA EYE Centre」への出資等を行なうシンガポール法人であるI SUPPORTと共同で、当社の海外子会社であるSLACに対して出資を行い(当社の議決権所有割合は50%)、SLACはマニラ首都圏地域でレーシック(近視矯正手術)、美容、矯正歯科等の施術を行う医療・美容事業及び化粧品の販売を行っております。SLACは医療機器の選定や医師の研修等をI SUPPORTに委託しており、I SUPPORTは当社グループの医療・美容事業の運営上重要な役割を果たしております。当社グループとI SUPPORTとは、これまで円満な関係を維持しておりますが、状況の変化により、合弁関係が解消されるに至ったときは、SLACによる医療・美容事業が継続できず、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

④ 医療行為の安全性について

SLACが行う医療行為のうちレーシック(近視矯正手術)に関しましては、平成7年にアメリカの食品医薬品局(FDA)がエキシマレーザーを使用した視力矯正術を認可し、日本でも平成12年に厚生労働省が認可されております。安全性については、歴史が比較的浅く、後遺症の有無など長期にわたる安全性は実証されていないという意見もあり、こうした懸念が広がった場合、当社グループの顧客の獲得・維持が困難になり、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

なお、SLACで行う美容整形の施術は、全身麻酔を必要とするような外科的手術は行っておりません。またSLACの共同出資者であるI SUPPORTに対して医師の研修実施を委託することにより、医師が施術前の問診を徹底して行うこと等により医療事故の抑止に努めておりますが、万が一医療事故が発生した場合、当社グループの信用低下や、損害賠償責任の負担等を通じて、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

⑤ フィリピンにおけるレーシック(近視矯正手術)の業界について

近年は、フィリピン国内においてPCの操作、スマートフォンの操作の機会が増えるなどにより近視になる要因が増えており、それに伴ってレーシック(近視矯正手術)の知名度の向上やレーシックの需要は拡大するものと考えております。しかしながら医療技術の未熟な医師による手術や、衛生管理が不徹底な医院での手術により、眼病の疾患が発生する等、レーシックへの信頼性が損なわれた場合等においては、レーシックに対する需要が減少し、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

⑥ 拠点展開方針と設備投資方針

当社グループは、医療・美容事業において、今後もフィリピン国内で分院の開設を進めていく予定です。新規分院の開設にあたって開設する地域の市場調査を十分に行った上で開設しますが、顧客や診療件数の増加が想定を下回り、開設からある程度の期間は、損失を計上する可能性があります。

また、既存のクリニックにおいても、今後の顧客増加への対応、あるいは医療サービスの品質の向上を図るため、継続的な医療技術の向上、医療機器等の設備投資が必要であると認識しています。設備投資を行ったものの、顧客や診療件数の増加が想定を下回った場合には、稼働率が低下することになり、減価償却費等の費用を超える収益を確保できず、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

⑦ 医療スタッフの確保

当社グループは、専門医をはじめとしたスタッフの確保は、医療・美容事業の拡大にとって重要であるため、優秀なスタッフが就業・定着するように、積極的な採用活動のほかI SUPPORTによる研修等を実施しております。しかしながら、こうしたスタッフの採用ができない、定着しないなど、人材の確保に支障をきたすときは、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

⑧ フィリピンにおける製造物責任について

SLACがフィリピンで販売する化粧品は、当社が日本のOEM業者に委託することにより製造し、当社からSLACへ販売し、SLACがフィリピンの消費者に販売しております。フィリピンのConsumer Act（消費者法）上、当該化粧品の欠陥によりフィリピンの消費者に損害が生じる場合、フィリピンの消費者はOEM業者だけでなく直接の売り手であるSLACに対しても製造物責任を問うことができます。SLACが損害賠償を行った場合、最終的な責任主体であるOEM業者に対して求償することができますが、OEM業者が当該求償に応じない場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。またSLACがフィリピンで販売する化粧品に欠陥が生じる場合、当社グループの信頼性が低下し、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

⑨ 個人情報等の流出等について

当社グループでは、医療・美容事業の遂行に当たり、顧客の氏名・住所・電話番号等の個人情報を取り扱っております。当社グループでは、それらの情報管理やセキュリティ管理に対しては個人情報保護規程や情報管理・秘密保持に関する規程を整備し、情報の適正な取り扱いと厳格な管理を行っております。しかしながら、外部からの不正な手段によるサーバー内の侵入等の犯罪や従業員の過誤等により個人情報が漏洩する可能性はあります。そのような場合、当社グループに対する信用低下や損害賠償責任の負担等を通じて、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

(6) 組織体制に関わるリスク

① 特定の人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役の宮下幸治は、当社グループの経営方針や経営戦略の策定、当社事業の推進に重要な役割を果たしております。当社グループでは、同氏に過度に依存しないように経営体制を整備し、権限の委譲と人材の育成・強化を通じてリスクの軽減を図っておりますが、何らかの理由により同氏に不測の事態が生じた場合、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

② 人材の確保と育成について

当社グループは、経営理念の実現に向けて高い能力と志をもった人材を集めることに注力してまいりましたが、中核となる社員が予期せぬ退社をした場合には、当社グループの事業展開及び経営成績等業績に重大な影響を与える可能性があります。このような事態を防ぐために、今後も事業拡大に伴い、積極的に優秀な人材を採用・教育し、また、魅力的な職場環境を整備していく方針ですが、そうした人材を獲得できないときは、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

③ 小規模組織における管理体制について

当社は、平成30年4月30日現在、取締役6名(内2名が社外取締役)、監査役3名(内2名が社外監査役)、従業員50名と小規模組織にて運営しており、また海外子会社を含めた連結ベースでは従業員279名となりますが、グループ全体の管理も当社が行っております。内部管理体制もこの規模に応じたものになっております。当社では、今後、事業の拡大に応じた組織整備や内部管理体制の拡充を図る予定です。しかしながら、事業の拡大に応じた組織整備や内部管理体制の拡充が順調に進まなかった場合には、当社グループの事業展開や経営成績等に影響を与える可能性があります。

(7) その他

① 為替相場の変動について

当社グループは日本国内のほかフィリピン及びその他の国や地域において通信サービスの仕入及び販売を行っております。通信サービスの仕入及び販売に関する契約締結時と決済時の為替変動や、IRU取引に関連するリース投資資産(平成30年3月末残高:607百万円)についての為替変動に伴う評価替えの結果、生じる為替差損益が当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。また、連結財務諸表を作成するにあたっては外貨を円換算する必要があり、換算時に使用する為替レートによっては当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

② 潜在株式について

当社は、役職員の会社業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を利用したストック・オプション制度を導入しております。ストック・オプションが行使された場合は、新株式が発行され、当社の1株当たりの株式価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は200,000株であり、公募増資前の発行済株式総数1,998,000株の10.0%に相当しております。

③ 配当政策について

当社は現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。

④ 自然災害等の大規模災害による被害について

台風、地震、津波等の自然災害や火災等の事故及び情報システムの停止等により、当社グループの事業活動が停滞または停止するような被害を受けた場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

⑤ 知的財産権について

当社グループが意図せずに第三者の知的財産権を侵害した場合、権利侵害の差し止めや損害賠償、商業的に妥当ではないライセンス使用料の請求を受ける可能性があります。その結果、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

⑥ 訴訟について

当社は、当社が提供していた電話番号がいわゆる劇場型勧誘を用いた特殊詐欺であるカンボジア不動産投資詐欺に使用されたとして、かかる詐欺の被害者より、不法行為に基づく損害賠償を請求されており、現在東京地方裁判所に訴訟が係属しております（総計134百万円）。訴訟の結果如何では当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

これ以外にさらに今後、新たに法的な紛争が発生しそれに対する訴訟等が提起された場合、その内容及び結果によっては、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

⑦ 有利子負債依存度、支払利息の増加

当社グループは、設備投資等のための資金調達を主に金融機関からの借入金に依存しており、平成30年3月末現在における連結総資産に占める有利子負債依存度は30.5%であります。今後、当社はフィリピンでの海外通信事業を展開するために当社子会社であるInfiniVAN, Inc. が設備投資を行う予定ですので、さらに有利子負債の依存度は高まる可能性があります。そのため、借入金の増加による財務体質の悪化や、借入金利の上昇により支払利息が増加した場合には、当社グループの財政状態や経営成績等に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 国内通信事業

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地(国名)	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社テレグローブ・ジャパン(後に株式会社アドベントへ社名変更した上で当社が営業譲受)	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区	平成11年7月1日	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アドベント(後に当社が営業譲受)	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市	平成15年3月13日	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区	平成23年4月13日	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区	平成20年11月20日	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス	KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社	東京都新宿区および沖縄県那覇市	平成21年3月31日	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス	ソフトバンクモバイル株式会社(後にソフトバンク株式会社へ社名変更)	東京都港区	平成25年6月14日	定めなし	音声通信回線の相互接続
株式会社アイ・ピー・エス	Drishti-Soft Solutions Private Limited	インド	平成25年3月15日	定めなし	コールセンターシステム「AmeyoJ」の販売

(2) 海外通信事業

契約会社名	相手先の名称	相手先国名	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社アイ・ピー・エス	Telekom Malaysia Berhad	マレーシア	平成23年11月30日	平成23年11月30日から平成38年11月29日まで	国際通信回線(10Gbps)の使用権に関する合意
株式会社アイ・ピー・エス	Telstra Corporation Limited.(締結時)Pacnet Services Asia Pacific Commercial Limited(香港)	豪州	平成25年9月2日	平成25年9月2日から平成40年9月1日まで	国際通信回線(10Gbps)の使用権の合意
株式会社アイ・ピー・エス	Sky Cable Corporation	フィリピン	平成26年10月7日	平成26年11月10日から平成40年11月9日まで	国際通信回線(2.5Gbps)の使用権に関する合意
株式会社アイ・ピー・エス	Philippine Telegraph & Telephone Corporation	フィリピン	平成24年1月30日	通知後180日を経過したときに終了する	Cooperation Agreement 相互接続、提携の合意
株式会社アイ・ピー・エス	Philippine Telegraph & Telephone Corporation	フィリピン	平成28年2月18日	平成28年2月18日から平成33年2月17日まで	Facility Management Agreement フィリピンにある当社通信設備の運用・保守の合意

6 【研究開発活動】

第26期連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第27期第3四半期連結累計機関（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当社は、平成29年3月期第3四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っていません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表を作成するに当たり重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載されているとおりであります。

当社グループは、過去の実績や取引の状況に照らして、合理的と考えられる見積り及び判断を行い、その結果を資産、負債の帳簿価額及び収益、費用の全般に反映して連結財務諸表を作成しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

財政状態及び経営成績に関する以下の分析が行われております。なお、本項に記載した予想、見込み、見通し、方針等の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性があるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

第26期連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

① 売上高

当連結会計年度における売上高は、4,160百万円(前年同期比15.9%増)となりました。これは主に、国内通信事業の売上高2,261百万円(前年同期比13.0%増)、ならびに海外通信事業の売上高1,146百万円(前年同期比51.0%増)によるものであります。

② 営業利益

上記の結果、営業利益は513百万円(前年同期比54.8%増)となりました。これは主に、海外通信事業のセグメント利益が369百万円(前年同期比120.4%増)となったことによるものであります。

③ 経常利益

営業外収益として為替差益を27百万円、営業外費用として支払利息を19百万円計上したことなどにより、経常利益は520百万円(前年同期比139.8%増)となりました。

④ 親会社株主に帰属する当期純利益

法人税、住民税及び事業税として144百万円、法人税等調整額として35百万円を、また医療・美容事業における非支配株主に帰属する当期純利益として18百万円を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は289百万円(前年同期比242.6%増)となりました。

なお、セグメントの概況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

第27期第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

① 売上高

当第3四半期連結累計期間における売上高は、3,877百万円となりました。これは主に、国内通信事業の売上高1,986百万円、ならびに海外通信事業の売上高1,160百万円によるものであります。

② 営業利益

上記の結果、営業利益は628百万円となりました。これは主に、海外通信事業のセグメント利益が326百万円となったことによるものであります。

③ 経常利益

営業外収益として為替差益を14百万円、営業外費用として支払利息を12百万円計上したことなどにより、経常利益は630百万円となりました。

④ 親会社株主に帰属する当期純利益

法人税等として205百万円、医療・美容事業における非支配株主に帰属する当期純利益として15百万円を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は409百万円となりました。

なお、セグメントの概況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

(3) 財政状態の分析

第26期連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

① 資産の状況

当連結会計年度末の流動資産は3,234百万円となり、前年同期に比べ666百万円増加しました。これは主に現金及び預金の増加768百万円によるものです。また、固定資産は1,116百万円となり前年同期に比べ18百万円減少しました。これは主に、通信回線使用権が152百万円減少した一方、長期貸付金が55百万円、長期前払費用が38百万円増加したことによるものであります。

この結果、資産合計は4,350百万円となり、前年同期に比べ647百万円増加しました。

② 負債の状況

当連結会計年度末の流動負債は2,064百万円となり、前年同期に比べ109百万円増加しました。これは主に、短期借入金が100百万円、1年内返済予定の長期借入金が97百万円増加した一方、買掛金が47百万円、未払消費税等が25百万円、繰延延払利益が29百万円減少したことによるものです。また、固定負債は1,373百万円となり前年同期に比べ237百万円増加しました。これは主に、長期借入金が279百万円増加した一方、長期未払金が79百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は3,437百万円となり、前年同期に比べ346百万円増加しました。

③ 純資産の状況

当連結会計年度末の純資産は913百万円となり、前年同期に比べ301百万円増加しました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益289百万円の計上により利益剰余金が289百万円増加したことによるものであります。

以上の結果、自己資本比率は17.4%(前年同期は13.0%)となりました。

第27期第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

(資産の状況)

当第3四半期連結会計期間末の流動資産は3,094百万円となり、前連結会計年度末に比べ139百万円減少いたしました。これは主に、売掛金が243百万円増加した一方、現金及び預金が85百万円、リース投資資産が298百万円減少したことによるものであります。また、固定資産は1,113百万円となり、前連結会計年度末に比べ3百万円減少いたしました。これは主に、建設仮勘定が104百万円増加した一方、リース資産が35百万円、通信回線使用権が75百万円減少したことによるものであります。

この結果、資産合計は4,207百万円となり、前連結会計年度末に比べ143百万円減少しました。

(負債の状況)

当第3四半期連結会計期間末の流動負債は1,855百万円となり、前連結会計年度末に比べ208百万円減少いたしました。これは主に、買掛金が53百万円増加した一方、繰延延払利益が267百万円減少したことによるものであります。また、固定負債は1,044百万円となり、前連結会計年度末に比べ328百万円減少いたしました。これは主に、長期借入金が256百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は2,899百万円となり、前連結会計年度末に比べ537百万円減少しました。

(純資産の状況)

当第3四半期連結会計期間末の非支配株主持分を含めた純資産は1,308百万円となり、前連結会計年度末に比べ394百万円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益409百万円の計上により利益剰余金が増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は27.2%(前連結会計年度末は17.4%)となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しておりますのでご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しておりますのでご参照ください。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループが今後も持続的に成長していくためには、経営者は「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」および「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の様々な課題に対応していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は常に外部環境の構造や変化に関する情報の入手および分析を行い、現在および将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第26期連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

国際通信回線の使用権が当社の設備に重要な意味を持つので、以下、有形固定資産のほか無形固定資産のうち通信回線使用権を含めて記載しております。

当連結会計年度における設備投資の金額は海外通信事業においては184,299千円、国内通信事業においては69,067千円、その他で7,595千円となっております。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等の金額は、セグメント別にみると次のとおりであります。

海外通信事業	未稼働となった通信設備の除却	25,713千円
	通信回線使用権の売却 (マニラ-香港間)	77,018千円
	通信回線使用権の売却 (マニラ-シンガポール間)	24,260千円
国内通信事業	空調設備の交換に伴う除却	4,366千円

第27期第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

国際通信回線の使用権が当社の設備に重要な意味を持つので、以下、有形固定資産のほか無形固定資産のうち通信回線使用権を含めて記載しております。

当第3四半期連結累計期間における設備投資の金額は海外通信事業においては146,166千円、医療・美容事業においては76,819千円、その他で9,950千円となっております。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等の金額は、セグメント別にみると次のとおりであります。

海外通信事業	通信回線使用権の売却 (マニラ-香港間)	29,227千円
--------	----------------------	----------

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	リース 資産	通信回線 使用権		合計
本社 (東京都中央区)	—	本社 オ フィス	2,130	25	2,306	—	—	4,462	43
深川データ センター (東京都江東 区)	国内通 信事業	データセ ンター等	4,926	26,348	7,137	73,224	—	111,637	6
データセン ター等(フィ リピン)	海外通 信事業	伝送装置	847	122,786	4,968	107,731	170,736	407,070	2

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 上記のほか、建物の一部を連結会社以外から賃借しております。賃借している主要な建物の面積及び年間の賃借料は、次のとおりであります。

本社(東京都中央区) 建物の面積449.61㎡、年間の賃借料21,217千円

深川データセンター(東京都江東区) 建物の面積557.28㎡、年間の賃借料26,475千円

(2) 在外子会社

平成29年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			合計	従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	その他		
KEYSQUARE, INC.	フィリピン 共和国 パシッグ市	在留フィリ ピン人関連 事業	オフィス	—	12,074	252	12,327	115
Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation	フィリピン 共和国 マカティ市	医療・美容 事業	オフィス、 医療機器	16,965	40,281	2,452	59,699	55
InfiniVAN, Inc.	フィリピン 共和国 パシッグ市	海外通信事 業	通信機材、 光ケーブル 、車両等	6,689	4,736	85,566	96,993	18

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び建設仮勘定の合計であります。

4. 上記のほか、建物の一部を連結会社以外から賃借しております。賃借している主要な建物の面積及び年間の賃借料は、次のとおりであります。

KEYSQUARE, INC. 建物の面積1,063.60㎡、年間の賃借料13,414千円

Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation

MAKATI Main Branch 建物の面積1,095.96㎡、年間の賃借料33,063千円

ORTIGAS Branch 建物の面積 440.00㎡、年間の賃借料 5,549千円

InfiniVAN, Inc. 建物の面積 116.50㎡、年間の賃借料 1,184千円

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成30年4月30日現在）

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金 調達 方法	着手 年月	完了 予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	深川データ センター (東京都江 東区)	国内通信 事業	伝送装置	100,000	—	自己資 金	平成32 年度中	平成32 年度中	機器の保全
提出会社	深川データ センター (東京都江 東区)	国内通信 事業	クラウド サービス 機器	30,000	—	自己資 金	平成30 年度中	平成32 年度中	IaaSサービ スの提供
InfiniVAN, Inc.	フィリピン 共和国 パシッグ市	海外通信 事業	課金シス テム設備	20,000	—	自己資 金	平成30 年度中	平成30 年度中	顧客の通信 量モニター
InfiniVAN, Inc.	フィリピン 共和国 パシッグ市	海外通信 事業	法人向け インター ネットサ ービス 提供機器	1,081,000	—	自己資 金及び 当社の 投資資 金	平成30 年度中	平成32 年度中	フィリピン 国内にお ける高速 インター ネット通 信の提供
InfiniVAN, Inc.	フィリピン 共和国 パシッグ市	海外通信 事業	Wi-Fi 発 信装置	745,000	—	自己資 金及び 当社の 投資資 金	平成30 年度中	平成32 年度中	フィリピン 国内にお ける個人 向けイ ンター ネット通 信の提供
Shinagawa Lasik & Aesthetic Center Corporation	フィリピン 共和国 マカティ市	美容・医 療事業	近視矯正 手術等 の医療機 器	220,000	—	自己資 金	平成30 年度中	平成32 年度中	レーザー手 術等設備 の増強

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,992,000
計	7,992,000

(注) 平成29年9月14日開催の取締役会において、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行うことが決議されており、発行可能株式総数は、平成29年10月14日以降は、7,952,040株増加して7,992,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,998,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,998,000	—	—

(注) 平成29年9月14日開催の取締役会において、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行うとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用することが決議されており、発行済株式総数は、平成29年10月14日以降は、1,988,010株増加して1,998,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

① 第3回新株予約権(平成20年9月17日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	50	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50(注)1	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注)2	—
新株予約権の行使期間	自 平成23年4月1日 至 平成30年3月31日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000	—
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社の役員、従業員もしくは顧問及び子会社等の役員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職による場合はこの限りでない。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{募集株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

② 第4回新株予約権(平成27年9月10日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	760	760
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	760(注)1	152,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000(注)2	350(注)2、4
新株予約権の行使期間	自 平成29年9月11日 至 平成37年8月23日	自 平成29年9月11日 至 平成37年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,000 資本組入額 35,000	発行価格 350 資本組入額 175 (注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権の割当てを受けた時に取締役であった者は、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権の割当てを受けた時に取締役であった者は、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{募集株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
4. 平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 第5回新株予約権(平成28年3月15日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	110	110
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110(注)1	22,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000(注)2	350(注)2、4
新株予約権の行使期間	自 平成30年3月16日 至 平成38年2月28日	自 平成30年3月16日 至 平成38年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,000 資本組入額 35,000	発行価格 350 資本組入額 175 (注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権の割当てを受けた時に取締役であった者は、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、新株予約権の割当てを受けた時に取締役であった者は、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{募集株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
4. 平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④ 第6回新株予約権(平成29年3月14日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	130	130
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	130(注)1	26,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	230,000(注)2	1,150(注)2、4
新株予約権の行使期間	自 平成31年4月1日 至 平成39年2月28日	自 平成31年4月1日 至 平成39年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 230,000 資本組入額 115,000	発行価格 1,150 資本組入額 575 (注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権発行時に当社の役員又は従業員である者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権の割当てを受けた時に役員であった者は、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。また、新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権発行時に当社の顧問、コンサルタント等の社外協力者として当社と取引関係にある者は、権利行使時においても当社との取引関係が良好に継続していることを要するものとする。ただし、当社の取締役会による承認を受け、かつ、書面による承諾を受けた場合については、この限りでない。	新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権発行時に当社の役員又は従業員である者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権の割当てを受けた時に役員であった者は、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。また、新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権発行時に当社の顧問、コンサルタント等の社外協力者として当社と取引関係にある者は、権利行使時においても当社との取引関係が良好に継続していることを要するものとする。ただし、当社の取締役会による承認を受け、かつ、書面による承諾を受けた場合については、この限りでない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{募集株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

4. 平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年10月14日(注)	1,988,010	1,998,000	—	379,100	—	319,200

(注) 株式分割(1:200)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	11	—	3	17	31	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	4,412	—	838	14,730	19,980	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	22.08	—	4.20	73.72	100.00	—

(注) 平成29年9月14日開催の取締役会において、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行うとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用することが決議されており、発行済株式総数は、平成29年10月14日以降は、1,988,010株増加して1,998,000株となっております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,998,000	19,980	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,998,000	—	—
総株主の議決権	—	19,980	—

(注) 平成29年9月14日開催の取締役会において、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行うとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用することが決議されており、平成29年10月14日以降は、完全議決権株式(その他)の株式数は普通株式1,998,000株、議決権の数は19,980個、発行済株式総数の株式数は1,998,000株、総株主の議決権の数は19,980個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 第3回新株予約権(平成20年9月17日取締役会決議)

決議年月日	平成20年9月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ① 第3回新株予約権」に記載しております。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況 ① 第3回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況 ① 第3回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況 ① 第3回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況 ① 第3回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況 ① 第3回新株予約権」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況 ① 第3回新株予約権」に記載しております。

(注) 当社従業員の退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名となっております。

② 第4回新株予約権(平成27年9月10日取締役会決議)

決議年月日	平成27年9月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1名 当社取締役 3名 当社従業員 11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ② 第4回新株予約権」に記載しております。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況 ② 第4回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況 ② 第4回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況 ② 第4回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況 ② 第4回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況 ② 第4回新株予約権」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況 ② 第4回新株予約権」に記載しております。

(注) 当社従業員の退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社代表取締役1名、当社取締役3名、当社従業員10名となっております。

③ 第5回新株予約権(平成28年3月15日取締役会決議)

決議年月日	平成28年3月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社従業員 1名 子会社取締役 1名 子会社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ③ 第5回新株予約権」に記載しております。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況 ③ 第5回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況 ③ 第5回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況 ③ 第5回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況 ③ 第5回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況 ③ 第5回新株予約権」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況 ③ 第5回新株予約権」に記載しております。

(注) 当社取締役辞任や子会社取締役就任等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、元当社取締役1名、当社従業員1名、子会社取締役2名となっております。

④ 第6回新株予約権(平成29年3月14日取締役会決議)

決議年月日	平成29年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社顧問 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ④ 第6回新株予約権」に記載しております。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況 ④ 第6回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況 ④ 第6回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況 ④ 第6回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況 ④ 第6回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況 ④ 第6回新株予約権」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況 ④ 第6回新株予約権」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への還元につきましては、将来の事業展開と経営体制の強化のために必要な内部留保を確保することを主題におきつつも、十分な剰余金があるときは、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体制の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。

内部留保については、今後の成長に資する設備投資や経営基盤の強化などに有効活用してまいります。

当社が剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としております。

なお、当社は、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 8 名 女性 1 名 (役員 の うち 女性 の 比 率 11.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	宮下幸治	昭和40年2月3日	昭和60年5月 平成3年10月 平成15年4月 平成22年3月 平成28年6月 平成28年10月 株式会社リクルート入社 当社代表取締役(現任) Pilipinas International Marketing Services, Inc. (現KEYSSQUARE, INC.) President 同社Director Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation Director(現任) InfiniVAN, Inc. Director(現任)	(注) 3	1,073,000
取締役	事業推進 本部長	上森雅子	昭和44年7月4日	平成2年4月 平成6年6月 平成10年1月 平成13年9月 平成19年9月 平成22年2月 平成22年3月 平成29年3月 株式会社N.P.S入社 当社入社 営業推進部課長 I.P.S. USA Inc. 出向 General Manager 当社営業推進部部長 当社取締役(現任) Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation President(現任) Pilipinas International Marketing Services, Inc. (現KEYSSQUARE, INC.) President KEYSSQUARE, INC. Director(現任)	(注) 3	50,000
取締役	情報通信 事業本部長	高際将美	昭和43年4月23日	平成元年4月 平成14年2月 平成25年6月 平成28年6月 データアプリケーション株式会社入社 当社入社 業務部・システム開発課長 当社取締役(現任) KEYSSQUARE, INC. Director(現任)	(注) 3	2,800
取締役	管理本部長	林田宣之	昭和27年9月10日	昭和53年4月 平成18年6月 平成20年7月 平成29年1月 平成29年3月 平成29年3月 日本電気株式会社入社 NECエレクトロニクス株式会社(現ルネサスエレクトロニクス株式会社) 監査役室 ミカサ商事株式会社入社 同社上席執行役員兼企画室長 当社入社 当社管理部長 当社取締役(現任)	(注) 3	-
取締役	-	木村義夫	昭和20年2月24日	昭和44年7月 昭和60年7月 平成8年4月 平成13年4月 平成18年6月 株式会社リクルートセンター(現株式会社リクルートホールディングス)取締役 同社取締役 同社専務取締役 同社相談役 当社取締役(現任)	(注) 3	-
取締役	-	藤井裕史	昭和25年2月20日	昭和50年4月 昭和61年5月 平成6年6月 平成12年4月 平成22年7月 平成25年9月 平成27年7月 平成29年6月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 ドイツ興銀派遣 IBJ-CAコンサルタント社長 株式会社原田伸銅所出向 取締役 日産リース株式会社(現興銀リース株式会社) 監査役 興銀リース・フィリピン現地法人 Japan-PNB Leasing and Finance Corporation (現 PNB-IBJL Leasing and Finance Corporation) Vice President 株式会社I-REMIT JAPAN 代表取締役(現任) 当社取締役(現任)	(注) 3	-
監査役 (常勤)	-	桂山邦明	昭和17年1月23日	昭和39年4月 平成7年6月 平成13年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成20年5月 平成21年3月 平成22年6月 平成24年6月 平成25年6月 平成25年10月 平成28年2月 日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 国際デジタル通信株式会社(現ソフトバンク株式会社) 取締役 興銀リース株式会社監査役 当社取締役 当社監査役 株式会社ワイズテーブルコーポレーション 監査役 株式会社DPGホールディングス 監査役 東京貿易株式会社(現東京貿易ホールディングス株式会社) 取締役 東京貿易テクノロジー株式会社(現東京貿易マシナリー株式会社) 代表取締役 株式会社五日市カンツリー倶楽部 専務取締役 同社代表取締役社長 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	-

監査役	—	大下泰高	昭和45年8月16日	平成7年4月 平成9年4月 平成10年7月 平成25年11月 平成26年12月 平成26年12月 平成29年6月	原弘行司法書士事務所入所 ファースイト公認会計士事務所入所 大下司法書士事務所開業 司法修習所入所 大下法律事務所開業(現任) 株式会社AWSホールディングス(現Ubicomホールディングス)社外監査役(現任) 当社監査役(現任)	(注)4	—	
監査役	—	西村誉弘	昭和47年4月10日	平成7年4月 平成17年12月 平成20年5月 平成25年10月 平成25年12月 平成26年4月 平成27年4月 平成27年10月 平成27年10月 平成29年6月 平成29年7月	碧海信用金庫入社 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)東京事務所入所 公認会計士登録 西村誉弘公認会計士事務所(現リーダーズサポート公認会計士事務所)開設 代表(現任) 税理士登録 税理士法人エムエーパートナーズ(現リーダーズサポート税理士法人)社員 リーダーズサポート税理士法人代表社員(現任) 株式会社フルブリッジ監査役(現任) 岐阜製版株式会社監査役(現任) 当社社外監査役(現任) プリントネット株式会社社外取締役(現任)	(注)4	—	
計								1,125,800

- (注) 1. 取締役木村義夫及び藤井裕史は、社外取締役であります。
2. 監査役大下泰高及び西村誉弘は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成29年8月28日開催の臨時株主総会の終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成29年8月28日開催の臨時株主総会の終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、企業価値を向上させ、株主利益の最大化を目指すため、コーポレート・ガバナンスを重要課題であると位置づけしており、同時に経営の透明性を高め、監視機能の強化と意思決定の迅速化によりコンプライアンスの確保を図ってまいります。

当社は株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監視する内部監査室を設置しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと判断し、この体制を採用しております。

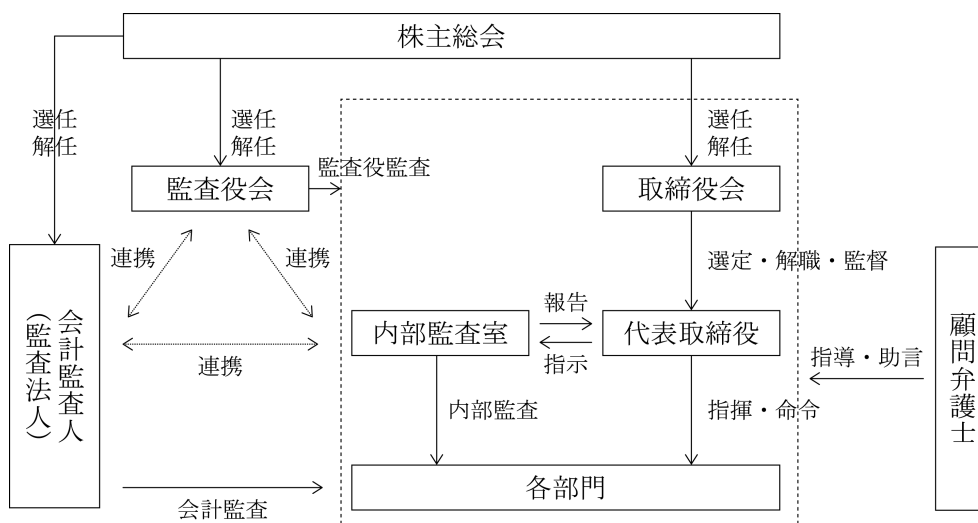
② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

a 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会制度、監査役会制度を採用し、取締役会、監査役会等により経営の意思決定及び業務執行、監査をおこなっております。

b 会社のコーポレート・ガバナンス体制とその体制を採用する理由

会社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると以下のとおりであります。



当社は株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監視する内部監査室を設置しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと判断し、この体制を採用しております。

c 会社の機関の内容

a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の確認を行っております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

b) 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、監査計画に基づく監査実施状況を確認するとともに、監査役間の連携を緊密に行っております。監査役会は毎月1回定期的に開催しております。また、各監査役は取締役会に出席し、必要な意見表明及び取締役の業務執行の監督にあっております。

c) 内部監査室

当社は、社長の直轄部署として内部監査室を設置しており、人員は内部監査室長1名となっております。内部監査室は、当社グループ全体の業務執行状況を監査し、結果について社長に報告するとともに、改善指摘事項を周知し、そのフォローアップを行っております。

d 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制(内部統制システム)の整備に関して、「内部統制システムの整備に関する基本方針」及び平成27年5月における改正会社法の施行に伴い、必要事項を基本方針に追加する決議を行っております。

当社は、その方針に従い、以下のように体制を整備しております。

a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス研修を実施し、法令及び社内規程を遵守するよう徹底を図っております。
- ・ 取締役会規程を始めとする社内規程を整備し、各規程に基づいた活動となるように体制を構築しております。
- ・ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査室は必要に応じて監査役と監査法人と情報交換をしております。具体的には、四半期ごとに年4回及び必要に応じて監査法人、常勤監査役、内部監査室による情報交換と監査から得た課題について打合せを実施しております。

b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、情報管理・秘密保持規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しています。
- ・ 文書管理の責任は、管理部にあり、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する体制があります。

c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理規程を制定し、日常の業務遂行から生じる多様なリスクを可能な限り未然に防止することを第一義とするとともに、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。
- ・ 企業活動に伴う損失の危険の管理は、原則として所管部署が行い、重要事項については取締役会に報告する体制になっております。
- ・ 内部監査室による内部監査により、各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適正性を確保する体制になっております。

d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務の執行を確保するようにしております。
- ・ 取締役会のもとに取締役会事務局を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定をその情報を必要とする全社員に伝達しています。また、社長は経営会議や取締役会にて、当社の経営の現状や今後の進む方向を、役員を含む幹部社員に説明し、各幹部社員は、自分の業務について、その執行状況を報告しております。
- ・ 日常の職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等に基づいたワークフローシステムを使用し、権限者は意思決定ルールに則って決裁し、業務を分担する体制になっております。

e) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 持株比率が50%以上の子会社(2社)には、当社取締役を派遣し現地子会社の経営全般を担当しております。

- ・ 関係会社管理規程を制定し、業務執行に係る重要な事項の報告を義務付ける等の指導・監督を行っております。子会社は毎月の業況を当社取締役会に報告することとし、また、子会社が当社に承認を得なければならない事項は事前に決議を要するとするなど、当社が子会社の計画の進捗管理を行う体制を採っております。
- ・ 子会社の損失のリスクについては、リスク管理規程を定め、それに基づき管理を行っております。
- ・ 当社の監査役及び内部監査室による業務監査を行うこととしており、子会社の業務全般にわたるガバナンス管理の適切化を図っております。子会社の人事、総務、経理などの管理業務については、当社の管理部および経理財務部の担当部署が指導・育成に努めております。

f) 監査役の使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととしております。監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査担当者等の指揮命令を受けないものとしております。

g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社は取締役および使用人が監査役に報告すべき事項として経営会議で配布された資料、取締役会での資料、決裁申請での社長決裁案件に関しては全て提供しております。また監査役は必要に応じて取締役および使用人に報告を求めることができ、さらに取締役および使用人は、業務執行に係る重要な会議につき、監査役に招集の案内を送付し、監査役は必要に応じて会議に出席することができます。

h) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ各社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者で、当社の監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備します。

i) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を整備します。

j) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役および内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行うとともに、取締役に對し業務執行に係る報告を定期的に求めることができます。また、取締役、執行役員及び使用人は、監査役からの調査又はヒアリング依頼に對し、協力します。さらに取締役、執行役員及び使用人は、監査役監査基準に定めのある事項を尊重いたします。

e) 内部監査及び監査役監査

当社は、業務の効率性改善及び不正取引の発生を防止するために、内部監査室に所属する内部監査担当者2名が、内部監査人として、各部門と連携して必要な内部監査を継続的に実施しております。各年度に策定する内部監査計画に従い、業務処理フローの合理性や効率性、社内規定の遵守状況等を評価・検討して内部監査報告書を作成し、社長に報告します。社長指示による改善指摘事項がある場合は、内部監査室を通じて迅速な改善対応を行うとともに、内部監査室によるフォローアップ監査を行い、企業経営の効率性及び透明性の維持に努めております。また内部監査担当者は、監査役や監査法人与意見交換を行い内部統制の充実を図っております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役3名のうち2名を社外監査役として、より公正かつ普遍の立場で監査ができる体制としております。監査役は、取締役会及び幹部会に出席しております。また各部門での帳票の確認や聞き取りなどを通じて、取締役の業務の執行状況を監視しております。また監査法人より会計監査の方法及び結果についての報告を受けるとともに、内部監査担当からも内部監査の結果について報告を受けるなど、連携を図っております。

f 会計監査の状況

当社は、優成監査法人と監査契約を締結しております。当事業年度において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成等は、以下のとおりであります。

なお、継続監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 本間洋一

公認会計士 陶江徹

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名 その他4名

g 社外取締役及び社外監査役について

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役木村義夫は、経営全般における経験と見識を有しており、客観的視点から有用な助言を求めることができるため選任しております。同氏は当社新株予約権を60個保有しておりますが、同氏と当社との間にその他の重要な利害関係はありません。

社外取締役藤井裕史は、金融機関における長年の職務経験があり、国際ビジネスにも経験と知識を有し、当社の経営全般において適切な提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。同氏及びその兼務先と当社との間に重要な利害関係はありません。

社外監査役大下泰高は、司法書士及び弁護士としての専門的知識をもって当社の監査体制に活かしていただけるものと考え、社外監査役として選任しております。同氏及びその兼務先と当社との間に重要な利害関係はありません。

社外監査役西村誉弘は、公認会計士及び税理士としての専門的知識と豊富な実績を有しており、当社の監査体制に活かしていただけるものと考え、社外監査役として選任しております。同氏及びその兼務先と当社との間に重要な利害関係はありません。

当社は、社外役員の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能や役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断し、選任しております。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任することで、経営への監督機能を強化しております。その経験・知識等を活用した、社外取締役及び社外監査役による独立・公正な立場からの、取締役の職務執行に対する監視機能が十分に期待できることから、現状の体制としております。

また、社外取締役及び社外監査役は、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行うとともに、適宜、内部監査室及び会計監査人と情報交換をするなど相互連携を行うことによって、監視・牽制の有効性と効率性を高めております。

③ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理規程に基づき、事業を取り巻く経営上のリスクに対して的確な管理並びに実践が可能となるようにすることを目的として整備・運用しております。万が一危機が発生した場合につきましては、緊急時対策本部を設置し、損失を最小化して速やかに復旧するための体制を整備しております。

また、コンプライアンス管理規程を制定し、役員及び社員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を実践する体制を整備・運用しております。法的リスクにつきましては、顧問弁護士に適時助言を受けることができる体制を整えております。

④ 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定し、業務執行にかかわる重要な事項の報告を義務付ける等の指導・監督を行っております。また、子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行うとともに、リスク管理規程に基づき子会社の損失のリスク管理を行っております。

また、当社は子会社に対し、監査役並びに内部監査室による業務監査を行うこととしております。

なお、子会社の人事、総務、経理などの管理業務については、当社の管理部および経理財務部の担当部署が指導・育成に努めております。

⑤ 役員の報酬等

a 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	37,128	30,388	—	—	6,740	4
監査役 (社外監査役を除く)	7,609	6,960	—	—	649	1
社外役員	3,951	3,951	—	—	—	3

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 退職慰労金の内容は、役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額7,389千円(取締役6,740千円、監査役649千円)であります。

b 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者はおりませんので、記載しておりません。

c 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員の報酬等は、基本報酬、賞与、ストックオプション、退職慰労金から構成されております。平成17年6月24日開催の第14期定時株主総会において決議された報酬限度額(退職慰労金を除く。)は、取締役については年額180百万円(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役については年額60百万円の範囲内で、会社の業績・収益状況を考慮して決定しております。取締役分報酬総額の各取締役への配分及び監査役分報酬総額の各監査役への配分は、それぞれの職務に応じて算定し、取締役会及び監査役会において決定しております。

⑥ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑦ 取締役会で決議できる総会決議事項

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定めております。

⑩ 株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑪ 中間配当の定め

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めております。

⑫ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	15,000	—	16,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	15,000	—	16,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度

該当事項はありません。

最近連結会計年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査公認会計士等から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等との協議により決定しております。なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に関しては監査役会の同意を得ております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)及び当事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、優成監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため、次のような取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し変更等に的確に対応する事ができる体制を整備するため、社外の研修への参加や社内の勉強会を通じて適時適正な開示を実施できる体制の構築に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	729,592	1,498,099
売掛金	492,408	468,619
リース投資資産	1,068,436	1,061,874
商品	91,484	68,830
貯蔵品	11,844	21,418
繰延税金資産	84,449	36,234
その他	148,570	136,761
貸倒引当金	△58,693	△57,697
流動資産合計	2,568,092	3,234,141
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	257,993	236,151
減価償却累計額	△221,124	△199,455
建物及び構築物 (純額)	36,868	36,695
機械装置及び運搬具	950,547	800,397
減価償却累計額	△627,505	△574,926
機械装置及び運搬具 (純額)	323,041	225,471
工具、器具及び備品	89,740	91,737
減価償却累計額	△69,500	△74,435
工具、器具及び備品 (純額)	20,239	17,301
リース資産	229,004	291,553
減価償却累計額	△101,584	△110,597
リース資産 (純額)	127,419	180,956
建設仮勘定	—	85,383
有形固定資産合計	507,569	545,807
無形固定資産		
通信回線使用权	323,681	170,736
その他	35,630	36,100
無形固定資産合計	359,311	206,836
投資その他の資産		
長期貸付金	—	55,749
繰延税金資産	49,948	62,648
その他	218,363	246,289
貸倒引当金	—	△495
投資その他の資産合計	268,311	364,192
固定資産合計	1,135,193	1,116,837
資産合計	3,703,285	4,350,979

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	290,817	242,988
短期借入金	—	100,000
1年内返済予定の長期借入金	※1, ※2 338,815	※1, ※2 436,210
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
リース債務	43,607	55,722
未払法人税等	102,829	103,266
繰延延払利益	878,439	848,624
賞与引当金	10,899	14,159
その他	269,850	243,289
流動負債合計	1,955,259	2,064,261
固定負債		
社債	30,000	10,000
長期借入金	※2 806,370	※2 1,086,284
リース債務	81,045	117,026
繰延税金負債	894	1,217
退職給付に係る負債	27,983	34,050
役員退職慰労引当金	38,411	45,801
資産除去債務	3,390	3,467
その他	147,664	75,322
固定負債合計	1,135,761	1,373,170
負債合計	3,091,021	3,437,431
純資産の部		
株主資本		
資本金	379,100	379,100
資本剰余金	319,200	319,200
利益剰余金	△228,734	60,971
株主資本合計	469,565	759,271
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	10,593	△2,478
退職給付に係る調整累計額	1,455	1,021
その他の包括利益累計額合計	12,048	△1,456
非支配株主持分	130,651	155,732
純資産合計	612,264	913,547
負債純資産合計	3,703,285	4,350,979

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成29年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,413,069
売掛金	712,217
リース投資資産	763,069
商品	59,322
貯蔵品	22,009
その他	185,307
貸倒引当金	△60,279
流動資産合計	3,094,717
固定資産	
有形固定資産	659,161
無形固定資産	125,886
投資その他の資産	
その他	328,105
貸倒引当金	0
投資その他の資産合計	328,105
固定資産合計	1,113,153
資産合計	4,207,870

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成29年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	296,359
1年内返済予定の長期借入金	392,228
1年内償還予定の社債	15,000
未払法人税等	138,673
繰延延払利益	580,754
賞与引当金	13,019
その他	419,308
流動負債合計	1,855,341
固定負債	
社債	5,000
長期借入金	830,261
退職給付に係る負債	37,408
役員退職慰労引当金	52,136
資産除去債務	3,526
その他	116,183
固定負債合計	1,044,515
負債合計	2,899,857
純資産の部	
株主資本	
資本金	379,100
資本剰余金	315,475
利益剰余金	470,792
株主資本合計	1,165,368
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△19,628
退職給付に係る調整累計額	808
その他の包括利益累計額合計	△18,820
非支配株主持分	161,465
純資産合計	1,308,013
負債純資産合計	4,207,870

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
売上高	3,590,222	4,160,358
売上原価	2,398,109	2,677,129
売上総利益	1,192,112	1,483,228
販売費及び一般管理費	※1 860,176	※1 969,470
営業利益	331,936	513,758
営業外収益		
受取利息及び配当金	587	750
為替差益	—	27,510
家賃収入	406	—
諸債務整理益	1,676	—
賠償金収入	588	—
その他	561	1,388
営業外収益合計	3,820	29,649
営業外費用		
支払利息	19,281	19,902
為替差損	88,227	—
開業費償却	3,520	—
その他	7,542	2,675
営業外費用合計	118,571	22,578
経常利益	217,184	520,829
特別利益		
固定資産売却益	※2 1,927	※2 142
特別利益合計	1,927	142
特別損失		
固定資産売却損	※3 635	※3 1,045
固定資産除却損	※4 343	※4 31,588
特別損失合計	978	32,633
税金等調整前当期純利益	218,133	488,337
法人税、住民税及び事業税	111,192	144,024
法人税等調整額	△2,839	35,895
法人税等合計	108,352	179,920
当期純利益	109,781	308,417
非支配株主に帰属する当期純利益	25,220	18,711
親会社株主に帰属する当期純利益	84,561	289,706

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
当期純利益	109,781	308,417
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△5,101	—
為替換算調整勘定	△24,846	△30,003
退職給付に係る調整額	△177	△433
その他の包括利益合計	※1 △30,124	※1 △30,437
包括利益	79,656	277,980
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	59,235	276,201
非支配株主に係る包括利益	20,421	1,778

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
売上高	3,877,436
売上原価	2,223,767
売上総利益	1,653,668
販売費及び一般管理費	1,025,249
営業利益	628,419
営業外収益	
受取利息及び配当金	986
為替差益	14,593
その他	721
営業外収益合計	16,301
営業外費用	
支払利息	12,809
その他	1,243
営業外費用合計	14,052
経常利益	630,667
特別利益	
固定資産売却益	169
特別利益合計	169
税金等調整前四半期純利益	630,837
法人税等	205,467
四半期純利益	425,369
非支配株主に帰属する四半期純利益	15,549
親会社株主に帰属する四半期純利益	409,820

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

		当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
四半期純利益		425,369
その他の包括利益		
為替換算調整勘定		△26,203
退職給付に係る調整額		△213
その他の包括利益合計		△26,416
四半期包括利益		398,953
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益		392,457
非支配株主に係る四半期包括利益		6,496

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	379,100	319,200	△313,295	385,004
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	84,561	84,561
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	84,561	84,561
当期末残高	379,100	319,200	△228,734	469,565

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,101	30,640	1,632	37,374	96,881	519,259
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	84,561
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,101	△20,047	△177	△25,326	33,770	8,444
当期変動額合計	△5,101	△20,047	△177	△25,326	33,770	93,005
当期末残高	-	10,593	1,455	12,048	130,651	612,264

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	379,100	319,200	△228,734	469,565
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	289,706	289,706
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	289,706	289,706
当期末残高	379,100	319,200	60,971	759,271

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	10,593	1,455	12,048	130,651	612,264
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	289,706
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△13,071	△433	△13,505	25,081	11,576
当期変動額合計	△13,071	△433	△13,505	25,081	301,283
当期末残高	△2,478	1,021	△1,456	155,732	913,547

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	218,133	488,337
減価償却費	231,624	245,644
開業費償却額	3,520	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△133	△500
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,926	3,332
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	7,664	6,065
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	4,612	7,389
受取利息及び配当金	△587	△750
支払利息	19,281	19,902
固定資産売却損益 (△は益)	△1,292	903
固定資産除却損	343	31,588
売上債権の増減額 (△は増加)	△104,564	19,837
リース投資資産の増減額 (△は増加)	△52,355	83,580
たな卸資産の増減額 (△は増加)	91,327	11,929
仕入債務の増減額 (△は減少)	78,649	△45,707
未払金の増減額 (△は減少)	71,847	△5,438
繰延延払利益の増減額 (△は減少)	156,017	△29,814
長期未払金の増減額 (△は減少)	91,027	△79,094
その他	81,327	6,690
小計	899,368	763,895
利息及び配当金の受取額	587	750
利息の支払額	△19,281	△20,022
法人税等の支払額	△13,580	△143,787
営業活動によるキャッシュ・フロー	867,093	600,835
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△279,637	△172,149
有形固定資産の売却による収入	2,208	45,057
無形固定資産の取得による支出	△296,660	△9,859
投資有価証券の償還による収入	24,814	—
保証金の差入による支出	△3,076	△2,523
保証金の返戻による収入	3,850	9,607
貸付けによる支出	△6,968	△55,749
長期前払費用の取得による支出	△23,136	△53,598
定期預金の預入による支出	△11,000	△2,000
その他	5,048	△562
投資活動によるキャッシュ・フロー	△584,558	△241,777

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	100,000
長期借入れによる収入	470,000	943,320
長期借入金の返済による支出	△374,742	△566,012
社債の償還による支出	△20,000	△20,000
非支配株主からの払込みによる収入	—	18,538
リース債務の返済による支出	△34,697	△61,831
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,560	414,014
現金及び現金同等物に係る換算差額	△10,986	△6,566
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	312,109	766,507
現金及び現金同等物の期首残高	365,122	690,592
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	13,360	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 690,592	※1 1,457,099

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社は、KEYSQUARE, INC.、Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation、InfiniVAN, Inc.となっており。なお、InfiniVAN, Inc.を新規に設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めており。す。

(2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社は、CorporateONE Inc.となっており。なお、非連結子会社1社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

持分法を適用していない非連結子会社1社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社3社の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

商品

当社は、総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

当社及び一部の連結子会社は最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～39年
機械装置及び運搬具	1～17年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

通信回線使用权

当社は、定額法を採用しております。なお、耐用年数については経済的使用可能予測期間(7年もしくは契約年数のどちらか小さい方)を耐用年数としております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、一部の連結子会社は、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

(2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社は、CorporateONE Inc. となっております。なお、非連結子会社1社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

持分法を適用していない非連結子会社1社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社3社の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

商品

当社は、総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

当社及び一部の連結子会社は最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～39年
機械装置及び運搬具	1～17年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

通信回線使用权

当社は、定額法を採用しております。なお、耐用年数については経済的使用可能予測期間(7年もしくは契約年数のどちらか小さい方)を耐用年数としております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、一部の連結子会社は、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表及び1株当たり情報に与える影響はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

1. 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が、(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

2. 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

3. 当該会計基準の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用により、翌連結会計年度の期首の繰延税金資産に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

- ・「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成29年3月29日)
- ・「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成29年3月29日)

1. 概要

指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して、金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している国内子会社又は国内関連会社を「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の対象範囲に含めることとする改正であります。

2. 適用予定日

平成30年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の改正による連結財務諸表に与える影響額については、現時点では評価中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
当座貸越極度額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	100,000千円	100,000千円

※2 財務制限条項

前連結会計年度(平成28年3月31日)

1. 当社が株式会社りそな銀行と締結している金銭消費貸借契約の借入金残高合計140,006千円には下記の財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には、当該債務の即時弁済を請求される可能性があります。

① 各連結会計年度の決算期の末日における単体のレバレッジレシオを10倍以内に維持すること。なお、ここでいうレバレッジレシオとは、純有利子負債をEBITDAで除した数値をいい、EBITDAとは単体の損益計算書における営業利益、受取利息配当金、減価償却及びのれん償却費の合計金額をいい、純有利子負債とは、単体の貸借対照表における短期借入金、コマーシャルペーパー、1年以内返済予定の長期借入金、1年以内償還予定の社債、同新株予約権付社債(転換社債を含む。)、長期借入金、社債、新株予約権付社債(転換社債を含む。)及び受取手形割引高の合計金額から、現金、預金の合計金額を控除した金額をいい、キャッシュフローとは、経常利益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。

2. 当社が株式会社三井住友銀行と締結している金銭消費貸借契約の借入金残高合計99,548千円には下記の財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合には、当該債務の借入利率の上昇を請求される可能性があります。

① インタレストカバレッジレシオ1以下

なお、ここでいうインタレストカバレッジレシオとは、最終の決算期に関する損益計算書(もしくはこれに準じるもの)により(営業利益+受取利息)/支払利息で算出されるものをいう。

② 2期連続当期赤字

なお、2期連続当期赤字とは、最終の決算期およびその前の決算期において、損益計算書(もしくはこれに準じるもの)における当期利益が赤字である場合をいい、3期以上連続して当期利益が赤字になる場合も含まれる。

③ 債務超過

④ その他株式会社三井住友銀行が取引条件の見直しを必要と認める客観的な事由が生じた場合

当連結会計年度(平成29年3月31日)

1. 当社が株式会社りそな銀行と締結している金銭消費貸借契約の借入金残高合計100,010千円には下記の財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には、当該債務の即時弁済を請求される可能性があります。

① 各連結会計年度の決算期の末日における単体のレバレッジレシオを10倍以内に維持すること。なお、ここでいうレバレッジレシオとは、純有利子負債をEBITDAで除した数値をいい、EBITDAとは単体の損益計算書における営業利益、受取利息配当金、減価償却及びのれん償却費の合計金額をいい、純有利子負債とは、単体の貸借対照表における短期借入金、コマーシャルペーパー、1年以内返済予定の長期借入金、1年以内償還予定の社債、同新株予約権付社債(転換社債を含む。)、長期借入金、社債、新株予約権付社債(転換社債を含む。)及び受取手形割引高の合計金額から、現金、預金の合計金額を控除した金額をいい、キャッシュフローとは、経常利益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。

2. 当社が株式会社三井住友銀行と締結している金銭消費貸借契約の借入金残高合計3,098千円には下記の財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合には、当該債務の借入利率の上昇を請求される可能性があります。

① インタレストカバレッジレシオ1以下

なお、ここでいうインタレストカバレッジレシオとは、最終の決算期に関する損益計算書(もしくはこれに準じるもの)により(営業利益+受取利息)/支払利息で算出されるものをいう。

② 2期連続当期赤字

なお、2期連続当期赤字とは、最終の決算期およびその前の決算期において、損益計算書(もしくはこれに準じるもの)における当期利益が赤字である場合をいい、3期以上連続して当期利益が赤字になる場合も含まれる。

③ 債務超過

④ その他株式会社三井住友銀行が取引条件の見直しを必要と認める客観的な事由が生じた場合

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
業務委託費	68,800千円	103,963千円
給与手当	270,723千円	314,916千円
退職給付費用	8,657千円	6,709千円
賞与引当金繰入額	20,113千円	14,137千円
役員退職慰労引当金繰入額	5,154千円	7,389千円

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
機械装置及び運搬具	1,927千円	129千円
工具、器具及び備品	－千円	13千円
計	1,927千円	142千円

※3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
機械装置及び運搬具	635千円	1,045千円

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物及び構築物	－千円	5,866千円
機械装置及び運搬具	328千円	25,722千円
工具、器具及び備品	14千円	－千円
計	343千円	31,588千円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	－	－
組替調整額	△7,625	－
税効果調整前	△7,625	－
税効果額	2,524	－
その他有価証券評価差額金	△5,101	－
為替換算調整勘定		
当期発生額	△24,846	△30,003
退職給付に係る調整額		
当期発生額	76	△298
組替調整額	△329	△320
税効果調整前	△253	△619
税効果額	75	185
退職給付に係る調整額	△177	△433
その他の包括利益合計	△30,124	△30,437

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,990	—	—	9,990

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,990	—	—	9,990

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金	729,592千円	1,498,099千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	39,000千円	41,000千円
現金及び現金同等物	690,592千円	1,457,099千円

2 重要な非資金取引の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	124,652千円	172,748千円

(リース取引関係)

前連結会計年度(平成28年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

通信事業における深川データセンターの設備(機械装置及び運搬具)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として海外通信事業及び国内通信事業における伝送装置(機械装置及び運搬具)、深川データセンターの設備(機械装置及び運搬具)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

海外通信事業におけるIRU取引の回収予定見込額を、リース投資資産に計上しております。なお、リース投資資産の見積残存価額及び受取利息相当額については、重要性に乏しいため、リース債権部分とリース投資資産が一致しております。

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

流動資産

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	458,840	347,512	186,091	48,198	17,130	10,662

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年以内	29,949
1年超	26,740
合計	56,689

当連結会計年度(平成29年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

通信事業における深川データセンターの設備(機械装置及び運搬具)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として海外通信事業及び国内通信事業における伝送装置(機械装置及び運搬具)、深川データセンターの設備(建物及び構築物、機械装置及び運搬具)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

海外通信事業におけるIRU取引の回収予定見込額を、リース投資資産に計上しております。なお、リース投資資産の見積残存価額及び受取利息相当額については、重要性に乏しいため、リース債権部分とリース投資資産が一致しております。

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

流動資産

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	527,485	336,625	120,396	56,036	14,986	6,344

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年以内	58,307
1年超	53,014
合計	111,322

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、リース投資資産は、主に通信回線使用権のリース料債権で、リース先の信用リスクに晒されております。海外取引から生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。信用リスクに対しては、当社グループの与信管理規程に沿って取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念についてリスク低減を図っております。為替変動のリスクに対しては、毎月通貨別に行替差損益を把握し、為替変動が損益計画に与える影響を勘案しております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。海外取引から生じている外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。社債、借入金及びリース債務は、主に設備資金の調達を目的としたものであり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期または償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。また、その一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。社債(私募債)及び借入金の固定金利と変動金利の構成割合については、金利市場の動向を勘案しております。資金調達に係る流動性リスクに対しては、経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	729,592	729,592	—
(2) 売掛金	492,408		
貸倒引当金 ※1	△44,644		
	447,764	447,764	—
(3) リース投資資産	1,068,436		
貸倒引当金 ※1	△13,782		
	1,054,653	1,054,653	—
資産計	2,232,009	2,232,009	—
(1) 買掛金	290,817	290,817	—
(2) 未払法人税等	102,829	102,829	—
(3) 社債 ※2	50,000	49,161	△838
(4) 長期借入金 ※3	1,145,186	1,140,922	△4,263
(5) リース債務 ※4	124,652	122,261	△2,391
負債計	1,713,486	1,705,992	△7,493

※1. 売掛金及びリース投資資産について、対応する貸倒引当金を控除しております。

※2. 社債には1年以内に償還予定の金額を含めております。

※3. 長期借入金には1年以内に返済予定の金額を含めております。

※4. リース債務には1年以内に返済予定の金額を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

リース投資資産については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入、社債の発行又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成28年3月31日
差入保証金 ※1	109,379

※1. 賃借物件において賃貸人に預託している差入保証金等であり、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	729,592	—	—	—
売掛金	492,408	—	—	—
リース投資資産	458,840	598,933	10,662	—
合計	1,680,841	598,933	10,662	—

(注4) 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	20,000	20,000	10,000	—	—	—
長期借入金	338,815	287,812	254,714	198,775	65,070	—
リース債務	43,607	28,033	18,836	17,281	16,894	—
合計	402,422	335,845	283,550	216,056	81,964	—

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、リース投資資産は、主に通信回線使用権のリース料債権で、リース先の信用リスクに晒されております。長期貸付金は、新規事業の開業に向けた貸付であり、貸付先の信用リスクに晒されております。海外取引から生じている外貨建ての営業債権、長期貸付金は、為替の変動リスクに晒されております。信用リスクに対しては、当社グループの与信管理規程に沿って取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念についてリスク低減を図っております。為替変動のリスクに対しては、毎月通貨別に行為替差損益を把握し、為替変動が損益計画に与える影響を勘案しております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。海外取引から生じている外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。社債、借入金及びリース債務は、主に設備資金の調達を目的としたものであり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期または償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。また、その一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。社債(私募債)及び借入金の固定金利と変動金利の構成割合については、金利市場の動向を勘案しております。資金調達に係る流動性リスクに対しては、経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,498,099	1,498,099	—
(2) 売掛金	468,619		
貸倒引当金 ※1	△47,698		
	420,920	420,920	—
(3) リース投資資産	1,061,874		
貸倒引当金 ※1	△9,981		
	1,051,893	1,051,893	—
(4) 長期貸付金	55,749		
貸倒引当金 ※1	△495		
	55,254	56,143	889
資産計	3,026,167	3,027,056	889
(1) 買掛金	242,988	242,988	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) 未払法人税等	103,266	103,266	—
(4) 社債 ※2	30,000	29,889	△110
(5) 長期借入金 ※3	1,522,494	1,524,338	1,844
(6) リース債務 ※4	172,748	171,194	△1,553
負債計	2,171,497	2,171,678	180

※1. 売掛金、リース投資資産及び長期貸付金について、対応する貸倒引当金を控除しております。

※2. 社債には1年以内に償還予定の金額を含めております。

※3. 長期借入金には1年以内に返済予定の金額を含めております。

※4. リース債務には1年以内に返済予定の金額を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

リース投資資産については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入、社債の発行又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成29年3月31日
差入保証金 ※1	100,209

※1. 賃借物件において賃貸人に預託している差入保証金等であり、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,498,099	—	—	—
売掛金	468,619	—	—	—
リース投資資産	527,485	528,044	6,344	—
長期貸付金	—	55,749	—	—
合計	2,494,203	583,794	6,344	—

(注4) 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	20,000	10,000	—	—	—	—
長期借入金	436,210	398,624	344,983	232,744	109,933	—
リース債務	55,722	47,161	37,303	28,987	3,573	—
合計	511,932	455,785	382,286	261,731	113,506	—

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く)

	(単位：千円)
退職給付債務の期首残高	3,737
勤務費用	2,295
利息費用	174
数理計算上の差異の発生額	△306
退職給付の支払額	—
為替の変動による影響	△302
退職給付債務の期末残高	5,598

(2) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
退職給付に係る負債の期首残高	18,339
退職給付費用	6,589
退職給付の支払額	△2,544
制度への拠出額	—
退職給付に係る負債の期末残高	22,384

(3) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	(単位：千円)
非積立型制度の退職給付債務	27,983
連結貸借対照表に計上された負債	27,983
退職給付に係る負債	27,983
連結貸借対照表に計上された負債	27,983

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位：千円)
勤務費用	8,885
利息費用	174
数理計算上の差異の費用処理額	△329
確定給付制度に係る退職給付費用	8,730

(注) 簡便法により算定した退職給付費用は、上表の「勤務費用」に含めております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	(単位：千円)
数理計算上の差異	△253
合計	△253

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	(単位：千円)
未認識数理計算上の差異	2,079
合計	2,079

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

割引率 5.1%

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く)

	(単位：千円)
退職給付債務の期首残高	5,598
勤務費用	808
利息費用	252
数理計算上の差異の発生額	119
退職給付の支払額	—
為替の変動による影響	△431
退職給付債務の期末残高	6,347

(2) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
退職給付に係る負債の期首残高	22,384
退職給付費用	5,968
退職給付の支払額	△650
制度への拠出額	—
退職給付に係る負債の期末残高	27,702

(3) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	(単位：千円)
非積立型制度の退職給付債務	34,050
連結貸借対照表に計上された負債	34,050
退職給付に係る負債	34,050
連結貸借対照表に計上された負債	34,050

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	6,777
利息費用	252
数理計算上の差異の費用処理額	△320
確定給付制度に係る退職給付費用	6,709

(注) 簡便法により算定した退職給付費用は、上表の「勤務費用」に含めております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	(単位：千円)
数理計算上の差異	△619
合計	△619

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	(単位：千円)
未認識数理計算上の差異	1,459
合計	1,459

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

割引率 5.5%

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、付与日時点におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。このため、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年3月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社管理職2名 子会社役員1名
株式の種類及び付与数	普通株式 40,000株
付与日	平成19年3月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件は、新株予約権者は、権利行使時においても、当社の役員、従業員もしくは顧問及び子会社等の役員の地位にあることを要することとなっております。但し、任期満了による退任及び定年退職による場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成19年4月1日～平成29年3月31日

(注) 子会社取締役の退任及び当社管理職の退職により、当連結会計年度末日現在の付与人数は、当社取締役1名、元子会社役員1名に、付与数は24,000株となっております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成20年9月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社管理職1名
株式の種類及び付与数	普通株式 18,000株
付与日	平成20年10月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件は「第二部企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成23年4月1日～平成30年3月31日

(注) 当社管理職の退職により、当連結会計年度末日現在の付与人数は、当社取締役1名に、付与数は10,000株となっております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成27年9月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社管理職およびその他の従業員11名
株式の種類及び付与数	普通株式 154,000株
付与日	平成27年9月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件は「第二部企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成29年9月11日～平成37年8月23日

会社名	提出会社
決議年月日	平成28年3月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員1名 関係会社取締役1名 関係会社従業員1名
株式の種類及び付与数	普通株式 22,000株
付与日	平成28年3月16日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件は「第二部企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成30年3月16日～平成38年2月28日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年3月13日	平成20年9月17日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	24,000	10,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	24,000	10,000

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年9月10日	平成28年3月15日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	154,000	22,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	154,000	22,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年3月13日	平成20年9月17日
権利行使価格(円)	1,100	1,250
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年9月10日	平成28年3月15日
権利行使価格(円)	350	350
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、付与時点における単位当たりの本源的価値は0円であるため、公正な評価単価は記載しておりません。本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、平成19年3月13日決議及び平成20年9月17日決議については、時価純資産方式と類似会社比準方式の折衷方式に基づき算定し、平成27年9月10日決議及び平成28年3月15日決議については、DCF方式と類似会社比準方式の折衷方式に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	—千円
当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、付与日時点におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。このため、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成20年9月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社管理職1名
株式の種類及び付与数	普通株式 18,000株
付与日	平成20年10月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件は「第二部企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成23年4月1日～平成30年3月31日

(注) 当社管理職の退職により、当連結会計年度末日現在の付与人数は、当社取締役1名に、付与数は10,000株となっております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成27年9月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社管理職およびその他の従業員11名
株式の種類及び付与数	普通株式 154,000株
付与日	平成27年9月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件は「第二部企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成29年9月11日～平成37年8月23日

(注) 当社従業員の退職により、当連結会計年度末日現在の付与人数は、当社取締役4名、当社管理職およびその他の従業員10名に、付与数は152,000株となっております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成28年3月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員1名 子会社取締役1名 子会社従業員1名
株式の種類及び付与数	普通株式 22,000株
付与日	平成28年3月16日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件は「第二部企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成30年3月16日～平成38年2月28日

(注) 当社取締役の退任及び子会社従業員の取締役就任により、当連結会計年度末日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名、元当社取締役1名及び子会社取締役2名となっております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成29年3月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社顧問2名
株式の種類及び付与数	普通株式 26,000株
付与日	平成29年3月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。なお、権利行使条件は「第二部企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成31年4月1日～平成39年2月28日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年9月17日	平成27年9月10日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	154,000
付与	—	—
失効	—	2,000
権利確定	—	—
未確定残	—	152,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	10,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	10,000	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年3月15日	平成29年3月14日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	22,000	—
付与	—	26,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	22,000	26,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年9月17日	平成27年9月10日
権利行使価格(円)	1,250	350
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年3月15日	平成29年3月14日
権利行使価格(円)	350	1,150
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、付与時点における単位当たりの本源的価値は0円であるため、公正な評価単価は記載しておりません。本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、平成20年9月17日決議及び平成29年3月14日決議については、時価純資産方式と類似会社比準方式の折衷方式に基づき算定し、平成27年9月10日決議及び平成28年3月15日決議については、DCF方式と類似会社比準方式の折衷方式に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	139,200千円
当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰延延払利益	54,562千円
貸倒引当金	18,039千円
退職給付に係る負債	8,550千円
減価償却超過額	44,274千円
繰越欠損金	714千円
その他	33,429千円
繰延税金資産小計	159,571千円
評価性引当額	△25,174千円
繰延税金資産合計	134,397千円
繰延税金負債	
その他	△894千円
繰延税金負債合計	△894千円
繰延税金資産純額	133,502千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	84,449千円
固定資産－繰延税金資産	49,948千円
固定負債－繰延税金負債	894千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
住民税均等割等	0.2%
評価性引当金の増減	△3.7%
留保金課税等	12.8%
海外子会社の税率差	△0.9%
過年度遡及修正による影響	3.3%
税率変更による影響	5.5%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.7%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し平成28年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.34%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について30.86%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が7,953千円減少し、法人税等調整額(貸方)が7,953千円減少しております。また、退職給付に係る調整累計額への影響は軽微であります。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰延延払利益	35,344千円
貸倒引当金	18,009千円
退職給付に係る負債	10,392千円
減価償却超過額	52,643千円
繰越欠損金	6,438千円
その他	12,081千円
繰延税金資産小計	134,908千円
評価性引当額	△36,025千円
繰延税金資産合計	98,883千円
繰延税金負債	
その他	△1,217千円
繰延税金負債合計	△1,217千円
繰延税金資産純額	97,666千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	36,234千円
固定資産－繰延税金資産	62,648千円
固定負債－繰延税金負債	1,217千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
住民税均等割等	0.1%
評価性引当金の増減	1.9%
留保金課税等	3.5%
海外子会社の税率差	△0.1%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.8%

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、商品・サービス別に事業部を置き、各事業部は取り扱う商品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。

(2) 各報告セグメントに属する商品及びサービスの種類

報告セグメント	サービスの種類
海外通信事業	国際通信回線をフィリピンのCATV事業者を提供
国内通信事業	電話サービス及びコールセンター向けソフトウェアの販売
在留フィリピン人関連事業	介護施設等の事業者に対する人材紹介・派遣事業、フリーペーパーの発行
	化粧品の通信販売など
医療・美容事業	美容外科・眼科の診療

2. 報告セグメントごとの売上高、利益、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。

セグメント間の内部収益及び振替高は、主に第三者間取引価格もしくは原価に適正利益を加味した価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	海外 通信事業	国内 通信事業	在留フィリ ピン人関連 事業	医療・美容 事業			
売上高							
外部顧客への売上高	759,616	2,001,023	484,841	344,741	3,590,222	—	3,590,222
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	5,685	—	5,685	△5,685	—
計	759,616	2,001,023	490,526	344,741	3,595,908	△5,685	3,590,222
セグメント利益	167,700	47,644	57,790	58,261	331,395	540	331,936
その他の項目							
減価償却費	127,692	50,607	7,398	42,316	228,014	3,609	231,624

(注) 1. セグメント利益の調整額540千円には、セグメント間取引消去365千円、棚卸資産の調整額269千円、のれんの償却額△95千円が含まれております。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産及び負債については、取締役会に定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価対象となっていないため記載しておりません。

4. 報告セグメントに対して特定の資産は配分しておりませんが、減価償却費等の関連費用は配分しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、商品・サービス別に事業部を置き、各事業部は取り扱う商品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。

(2) 各報告セグメントに属する商品及びサービスの種類

報告セグメント	サービスの種類
海外通信事業	国際通信回線をフィリピンのCATV事業者を提供
国内通信事業	電話サービス及びコールセンター向けソフトウェアの販売
在留フィリピン人関連事業	介護施設等の事業者に対する人材紹介・派遣事業、フリーペーパーの発行
	化粧品等の通信販売など
医療・美容事業	美容外科・眼科の診療

2. 報告セグメントごとの売上高、利益、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。

セグメント間の内部収益及び振替高は、主に第三者間取引価格もしくは原価に適正利益を加味した価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額	連結財務諸表計上額(注1)
	海外通信事業	国内通信事業	在留フィリピン人関連事業	医療・美容事業			
売上高							
外部顧客への売上高	1,146,786	2,261,726	377,770	374,075	4,160,358	—	4,160,358
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	4,955	—	4,955	△4,955	—
計	1,146,786	2,261,726	382,726	374,075	4,165,313	△4,955	4,160,358
セグメント利益	369,660	81,877	11,854	50,366	513,758	—	513,758
その他の項目							
減価償却費	140,650	68,452	4,586	28,247	241,937	3,707	245,644

(注) 1. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

2. セグメント資産及び負債については、取締役会に定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価対象となっていないため記載しておりません。

3. 報告セグメントに対して特定の資産は配分しておりませんが、減価償却費等の関連費用は配分しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	フィリピン	合計
2,466,136	1,124,086	3,590,222

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	フィリピン	合計
101,664	405,905	507,569

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	802,972	国内通信事業

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	フィリピン	合計
2,628,636	1,531,721	4,160,358

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	フィリピン	合計
116,099	429,708	545,807

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	956,096	国内通信事業
Sky Cable Corporation	629,419	海外通信事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

② 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員かつ 主要株主	宮下 幸治	-	-	当社代表取 締役	(被所有) 直接52.0	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注)1	1,145,186	-	-
							当社リース 債務に対す る債務被保 証(注)2	1,739	-	-
							当社資産の 割賦購入債 務に対する 債務被保証 (注)3	38,247	-	-
						家賃関連	当社の立替 払い(注)4	2,013	-	-
報酬からの 天引き(注) 4	2,013	-	-							

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は、銀行借入について債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額は、期末借入残高を記載しております。
2. 当社は、リース債務について債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額は、期末リース債務残高を記載しております。
3. 当社は、資産の割賦購入債務について債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額は、期末未払残高を記載しております。
4. 住宅の家賃を一旦当社が立て替え払いをして同額を給与天引きしております。なお、取引金額は家賃の支払い額を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

② 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員かつ 主要株主	宮下 幸治	-	-	当社代表取 締役	(被所有) 直接53.7	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注)1	1,295,826	-	-
							当社リース 債務に対す る債務被保 証(注)2	92,418	-	-
							当社資産の 割賦購入債 務に対する 債務被保証 (注)3	11,267	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は、銀行借入について債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額は、期末借入残高を記載しております。
2. 当社は、リース債務について債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額は、期末リース債務残高を記載しております。
3. 当社は、資産の割賦購入債務について債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額は、期末未払残高を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(開示対象目的会社関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	241.05円	379.29円
1株当たり当期純利益額	42.32円	145.00円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。
2. 平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。このため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	84,561	289,706
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	84,561	289,706
普通株式の期中平均株式数(株)	1,998,000	1,998,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成19年3月13日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権120個 平成20年9月17日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権50個 平成27年9月10日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権760個 平成27年9月10日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権770個 平成28年3月15日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権110個 なお、新株予約権の概要は、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成20年9月17日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権50個 平成27年9月10日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権760個 平成28年3月15日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権110個 平成29年3月14日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権130個 なお、新株予約権の概要は、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月14日付で株式分割を行うとともに、当該株式分割に伴い、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成29年10月13日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	9,990株
今回の分割により増加する株式数	1,988,010株
株式分割後の発行済株式総数	1,998,000株
株式分割後の発行可能株式総数	7,992,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年10月14日

(4) 1株当たり情報に与える影響

1株当たり情報は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算定しており、これによる影響については、該当箇所に記載しております。

(5) 新株予約権行使価額の調整

当該株式分割に伴い、平成29年10月14日の効力発生日以降、新株予約権の目的となる1株当たりの行使価額を、以下のとおり調整しております。

新株予約権の名称	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	平成20年9月17日	250,000円	1,250円
第4回新株予約権	平成27年9月10日	70,000円	350円
第5回新株予約権	平成28年3月15日	70,000円	350円
第6回新株予約権	平成29年3月14日	230,000円	1,150円

3. 単元株制度の採用

平成29年10月14日付で単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当第3四半期連結会計期間より、非連結子会社でありましたCorporateONE Inc. につきましては、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
減価償却費	149,252千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	海外 通信事業	国内 通信事業	在留フィリ ピン人 関連事業	医療・美容 事業			
売上高							
外部顧客への売上高	1,160,787	1,986,458	311,408	418,782	3,877,436	—	3,877,436
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	3,999	—	3,999	△3,999	—
計	1,160,787	1,986,458	315,408	418,782	3,881,436	△3,999	3,877,436
セグメント利益	326,179	150,229	28,718	123,292	628,419	—	628,419

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	205.12円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	409,820
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	409,820
普通株式の期中平均株式数(株)	1,998,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり四半期純利益金額の算定 に含めなかった潜在株式で、前連結会計 年度末から重要な変動があったものの概 要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。このため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第4回無担保社債 (私募債)	平成年月日 25. 2. 22	20,000	10,000	0.47	なし	平成30年 2月22日
当社	第5回無担保社債 (私募債)	26. 3. 31	30,000	20,000	0.45	なし	平成31年 3月29日
合計	—	—	50,000	30,000 (20,000)	—	—	—

- (注) 1. ()内書は、1年内償還予定の金額であります。
2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
20,000	10,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	100,000	0.26	—
1年以内に返済予定の長期借入金	338,815	436,210	0.96	—
1年以内に返済予定のリース債務	43,607	55,722	2.96	—
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	806,370	1,086,284	0.94	平成30年4月30日～ 平成34年3月27日
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く)	81,045	117,026	3.24	平成30年8月26日～ 平成33年6月26日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,269,838	1,795,242	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	398,624	344,983	232,744	109,933
リース債務	47,161	37,303	28,987	3,573

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成30年5月11日開催の取締役会において承認された第27期連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の連結財務諸表は次のとおりであります。

なお、この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領していません

① 【連結財務諸表】

イ 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成30年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,410,964
売掛金	614,579
リース投資資産	608,632
商品	56,177
貯蔵品	28,475
繰延税金資産	46,329
その他	239,237
貸倒引当金	△21,070
流動資産合計	2,983,325
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	245,390
減価償却累計額	△201,971
建物及び構築物（純額）	43,419
機械装置及び運搬具	1,145,575
減価償却累計額	△638,887
機械装置及び運搬具（純額）	506,688
工具、器具及び備品	106,042
減価償却累計額	△80,161
工具、器具及び備品（純額）	25,880
リース資産	226,185
減価償却累計額	△90,209
リース資産（純額）	135,975
建設仮勘定	2,251
有形固定資産合計	714,215
無形固定資産	
通信回線使用权	79,460
その他	29,149
無形固定資産合計	108,610
投資その他の資産	
長期前払費用	232,116
繰延税金資産	72,584
その他	134,918
貸倒引当金	△0
投資その他の資産合計	439,619
固定資産合計	1,262,445
資産合計	4,245,771

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成30年3月31日)

負債の部		
流動負債		
買掛金		410,084
1年内返済予定の長期借入金	※1	377,564
1年内償還予定の社債		10,000
リース債務		48,470
未払法人税等		233,128
繰延延払利益		488,933
賞与引当金		12,492
その他		247,305
流動負債合計		1,827,978
固定負債		
長期借入金	※1	788,266
リース債務		70,051
退職給付に係る負債		37,611
役員退職慰労引当金		54,124
資産除去債務		3,546
その他		29,031
固定負債合計		982,631
負債合計		2,810,610
純資産の部		
株主資本		
資本金		379,100
資本剰余金		315,475
利益剰余金		541,500
株主資本合計		1,236,076
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定		18,119
退職給付に係る調整累計額		1,215
その他の包括利益累計額合計		19,334
非支配株主持分		179,749
純資産合計		1,435,161
負債純資産合計		4,245,771

ロ 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	
売上高		5,327,543
売上原価		3,297,753
売上総利益		2,029,589
販売費及び一般管理費	※1	1,126,966
営業利益		902,823
営業外収益		
受取利息及び配当金		2,307
保険解約返戻金		24,876
その他		7,088
営業外収益合計		34,272
営業外費用		
支払利息		16,854
為替差損		99,118
その他		2,103
営業外費用合計		118,077
経常利益		819,018
特別利益		
固定資産売却益	※2	157
特別利益合計		157
特別損失		
固定資産除却損	※3	5
特別損失合計		5
税金等調整前当期純利益		819,170
法人税、住民税及び事業税		330,132
法人税等調整額		△21,270
法人税等合計		308,862
当期純利益		510,308
非支配株主に帰属する当期純利益		29,779
親会社株主に帰属する当期純利益		480,529

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益		510,308
その他の包括利益		
為替換算調整勘定		13,618
退職給付に係る調整額		193
その他の包括利益合計	※1	13,812
包括利益		524,120
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益		502,987
非支配株主に係る包括利益		21,133

ハ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	379,100	319,200	60,971	759,271
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	480,529	480,529
連結範囲の変更	—	△3,724	—	△3,724
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定の増 減	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△3,724	480,529	476,805
当期末残高	379,100	315,475	541,500	1,236,076

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△2,478	1,021	△1,456	155,732	913,547
当期変動額					
親会社株主に帰属する当 期純利益	—	—	—	—	480,529
連結範囲の変動	—	—	—	—	△3,724
連結範囲の変動に伴う為 替換算調整勘定の増減	4,176	—	4,176	—	4,176
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	16,420	193	16,614	24,016	40,631
当期変動額合計	20,597	193	20,791	24,016	521,613
当期末残高	18,119	1,215	19,334	179,749	1,435,161

ニ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	819,170
減価償却費	206,246
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△37,182
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,618
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	3,976
役員退職慰勞引当金の増減額 (△は減少)	8,322
受取利息及び配当金	△2,307
支払利息	16,854
保険解約返戻金	△24,876
固定資産売却損益 (△は益)	△157
固定資産除却損	5
売上債権の増減額 (△は増加)	△146,990
リース投資資産の増減額 (△は増加)	482,469
たな卸資産の増減額 (△は増加)	4,931
仕入債務の増減額 (△は減少)	166,348
未払金の増減額 (△は減少)	△70,864
繰延延払利益の増減額 (△は減少)	△359,691
長期未払金の増減額 (△は減少)	△50,179
その他	29,518
小計	1,043,975
利息及び配当金の受取額	2,307
利息の支払額	△15,572
法人税等の支払額	△201,090
営業活動によるキャッシュ・フロー	829,619
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△310,464
有形固定資産の売却による収入	170
無形固定資産の取得による支出	△133
保証金の差入による支出	△8,779
貸付金の回収による収入	55,437
長期前払費用の取得による支出	△132,458
保険積立金の解約による収入	52,886
その他	△35,580
投資活動によるキャッシュ・フロー	△378,921

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)		△100,000
長期借入れによる収入		230,000
長期借入金の返済による支出		△586,664
社債の償還による支出		△20,000
非支配株主からの払込みによる収入		13,903
リース債務の返済による支出		△54,585
財務活動によるキャッシュ・フロー		△517,346
現金及び現金同等物に係る換算差額		△25,265
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△91,914
現金及び現金同等物の期首残高		1,457,099
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額		4,779
現金及び現金同等物の期末残高	※1	1,369,964

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社名 KEYSQUARE, INC.

Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation

InfiniVAN, Inc.

CorporateONE Inc.

当連結会計年度より、非連結子会社でありましたCorporateONE Inc. につきましては、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社4社の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

商品

当社は、総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

当社及び一部の連結子会社は最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～39年
機械装置及び運搬具	2～17年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

通信回線使用权

当社は、定額法を採用しております。なお、耐用年数については経済的使用可能予測期間(7年もしくは契約年数のどちらか小さい方)を耐用年数としております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、一部の連結子会社は、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

- ・「税効果会計に係る会計基準」(企業会計基準第28号)の一部改正
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(改正企業会計基準適用指針第26号)
- ・「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第29号)
- ・「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号)

1. 概要

最初から4個までに記述する改正については、個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取り扱いおよび分類1に該当する企業の繰延税金資産の回収可能性の取り扱いの改正であります。

最後に記述する改正については、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引についての会計処理は基本的にストックオプション会計基準に準拠した取り扱いとする改正であります。

2. 適用予定日

いずれも平成31年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響はありません。

(表示方法の変更)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「長期前払費用」(前連結会計年度133,138千円)については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りの変更)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の適用)

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成29年3月29日)および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成29年3月29日)を当期より適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 財務制限条項

当社が株式会社りそな銀行と締結している金銭消費貸借契約の借入金残高合計60,014千円には下記の財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には、当該債務の即時弁済を請求される可能性があります。

- ① 各連結会計年度の決算期の末日における単体のレバレッジレシオを10倍以内に維持すること。なお、ここでいうレバレッジレシオとは、純有利子負債をEBITDAで除した数値をいい、EBITDAとは単体の損益計算書における営業利益、受取利息配当金、減価償却費及びのれん償却費の合計金額をいい、純有利子負債とは、単体の貸借対照表における短期借入金、コマーシャルペーパー、1年以内返済予定の長期借入金、1年以内償還予定の社債、同新株予約権付社債(転換社債を含む。)、長期借入金、社債、新株予約権付社債(転換社債を含む。)及び受取手形割引高の合計金額から、現金及び預金の合計金額を控除した金額をいい、キャッシュフローとは、経常利益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
業務委託費	129,996千円
給与手当	498,602千円
退職給付費用	8,349千円
賞与引当金繰入額	12,127千円
役員退職慰労引当金繰入額	8,446千円
貸倒引当金繰入額	△37,640千円

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
工具、器具及び備品	157千円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
機械装置及び運搬具	0千円
工具、器具及び備品	5千円
計	5千円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	(単位：千円)
	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
為替換算調整勘定	
当期発生額	13,618
退職給付に係る調整額	
当期発生額	573
組替調整額	△297
税効果調整前	276
税効果額	△82
退職給付に係る調整額	193
その他の包括利益合計	13,812

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,990	1,988,010	—	1,998,000

(注) 平成29年9月14日開催の取締役会において、平成29年10月14日付で普通株式1株につき、200株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金	1,410,964千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	41,000千円
現金及び現金同等物	1,369,964千円

2 重要な非資金取引の内容は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	118,522千円

(リース取引関係)

当連結会計年度(平成30年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

通信事業における深川データセンターの設備(機械装置及び運搬具)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として海外通信事業及び国内通信事業における伝送装置(機械装置及び運搬具)、深川データセンターの設備(機械装置及び運搬具)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

海外通信事業におけるIRU取引の回収予定見込額を、リース投資資産に計上しております。なお、リース投資資産の見積残存価額及び受取利息相当額については、重要性に乏しいため、リース債権部分とリース投資資産が一致しております。

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

流動資産

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	384,089	142,015	59,137	16,949	6,441	—

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年以内	51,187
1年超	28,498
合計	79,685

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、リース投資資産は、主に通信回線使用権のリース料債権で、リース先の信用リスクに晒されております。海外取引から生じている外貨建ての営業債権、長期貸付金は、為替の変動リスクに晒されております。信用リスクに対しては、当社グループの与信管理規程に沿って取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念についてリスク低減を図っております。為替変動のリスクに対しては、毎月通貨別に為替差損益を把握し、為替変動が損益計画に与える影響を勘案しております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。海外取引から生じている外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。社債、借入金及びリース債務は、主に設備資金の調達を目的としたものであり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期または償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。また、その一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。社債(私募債)及び借入金の固定金利と変動金利の構成割合については、金利市場の動向を勘案しております。資金調達に係る流動性リスクに対しては、経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,410,964	1,410,964	—
(2) 売掛金	614,579		
貸倒引当金 ※1	△17,474		
	597,105	597,105	—
(3) リース投資資産	608,632		
貸倒引当金 ※1	△1,582		
	607,050	607,050	—
資産計	2,615,120	2,615,120	—
(1) 買掛金	410,084	410,084	—
(2) 未払法人税等	233,128	233,128	—
(3) 社債 ※2	10,000	9,965	△34
(4) 長期借入金 ※3	1,165,830	1,167,015	1,185
(5) リース債務 ※4	118,522	117,408	△1,114
負債計	1,937,564	1,937,602	37

※1. 売掛金及びリース投資資産について、対応する貸倒引当金を控除しております。

※2. 社債はすべて1年以内に償還予定です。

※3. 長期借入金には1年以内に返済予定の金額を含めております。

※4. リース債務には1年以内に返済予定の金額を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

リース投資資産については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入、社債の発行又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成30年3月31日
差入保証金 ※1	108,164

※1. 賃借物件において賃貸人に預託している差入保証金等であり、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,410,964	—	—	—
売掛金	614,579	—	—	—
リース投資資産	384,089	224,543	—	—
合計	2,409,633	224,543	—	—

(注4) 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	10,000	—	—	—	—	—
長期借入金	377,564	346,476	254,528	152,977	34,285	—
リース債務	48,470	37,490	28,987	3,573	—	—
合計	436,034	383,966	283,515	156,550	34,285	—

(有価証券関係)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く)

	(単位：千円)
退職給付債務の期首残高	6,347
勤務費用	1,344
利息費用	332
数理計算上の差異の発生額	△623
退職給付の支払額	—
為替の変動による影響	△221
退職給付債務の期末残高	7,180

(2) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
退職給付に係る負債の期首残高	27,702
退職給付費用	7,878
退職給付の支払額	△5,149
制度への拠出額	—
退職給付に係る負債の期末残高	30,431

(3) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	(単位：千円)
非積立型制度の退職給付債務	37,611
連結貸借対照表に計上された負債	37,611
退職給付に係る負債	37,611
連結貸借対照表に計上された負債	37,611

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位：千円)
勤務費用	9,223
利息費用	332
数理計算上の差異の費用処理額	△297
確定給付制度に係る退職給付費用	9,258

(注) 簡便法により算定した退職給付費用は、上表の「勤務費用」に含めております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

数理計算上の差異	276
合計	276

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

未認識数理計算上の差異	1,736
合計	1,736

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

割引率 5.65-5.75%

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、付与日時点におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。このため、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成20年9月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社管理職1名
株式の種類及び付与数	普通株式 18,000株
付与日	平成20年10月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件は「第二部企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成23年4月1日～平成30年3月31日

(注) 当社管理職の退職により、当連結会計年度末日現在の付与人数は、当社取締役1名に、付与数は10,000株となっております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成27年9月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社管理職およびその他の従業員11名
株式の種類及び付与数	普通株式 154,000株
付与日	平成27年9月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件は「第二部企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成29年9月11日～平成37年8月23日

(注) 当社従業員の退職により、当連結会計年度末日現在の付与人数は、当社取締役4名、当社管理職およびその他の従業員10名に、付与数は152,000株となっております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成28年3月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員1名 子会社取締役1名 子会社従業員1名
株式の種類及び付与数	普通株式 22,000株
付与日	平成28年3月16日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件は「第二部企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成30年3月16日～平成38年2月28日

(注) 当社取締役の退任及び子会社従業員の取締役就任により、当連結会計年度末日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社管理職1名、元当社取締役1名及び子会社取締役2名となっております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成29年3月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社顧問2名
株式の種類及び付与数	普通株式 26,000株
付与日	平成29年3月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件は「第二部企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成31年4月1日～平成39年2月28日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年9月17日	平成27年9月10日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	152,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	△152,000
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	10,000	—
権利確定	—	15,200
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	10,000	15,200

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年3月15日	平成29年3月14日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	22,000	—
付与	—	26,000
失効	—	—
権利確定	△22,000	—
未確定残	—	26,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	22,000	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	22,000	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年9月17日	平成27年9月10日
権利行使価格(円)	1,250	350
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年3月15日	平成29年3月14日
権利行使価格(円)	350	1,150
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、付与時点における単位当たりの本源的価値は0円であるため、公正な評価単価は記載しておりません。本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、平成20年9月17日決議及び平成29年3月14日決議については、時価純資産方式と類似会社比準方式の折衷方式に基づき算定し、平成27年9月10日決議及び平成28年3月15日決議については、DCF方式と類似会社比準方式の折衷方式に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	139,200千円
当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

(税効果会計関係)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰延延払利益	22,927千円
貸倒引当金	6,420千円
退職給付に係る負債	11,472千円
減価償却超過額	60,844千円
繰越欠損金	—
その他	39,541千円
繰延税金資産小計	141,206千円
評価性引当額	△22,058千円
繰延税金資産合計	119,147千円
繰延税金負債	
その他	△234千円
繰延税金負債合計	△234千円
繰延税金資産純額	118,913千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	46,329千円
固定資産—繰延税金資産	72,818千円
固定負債—繰延税金負債	234千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
住民税均等割等	0.1%
評価性引当金の増減	△1.6%
留保金課税等	4.8%
海外子会社の税率差	3.7%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.7%

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、商品・サービス別に事業部を置き、各事業部は取り扱う商品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。

(2) 各報告セグメントに属する商品及びサービスの種類

報告セグメント	サービスの種類
海外通信事業	国際通信回線をフィリピンのCATV事業者を提供
国内通信事業	電話サービスのほか、ソフトウェアのライセンスを提供している
在留フィリピン人関連事業	介護施設等の事業者に対する人材紹介・派遣事業、フリーペーパーの発行
	化粧品等の通信販売など
医療・美容事業	美容外科・眼科の診療

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。

セグメント間の内部収益及び振替高は、主に第三者間取引価格もしくは原価に適正利益を加味した価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額	連結財務諸表計上額(注1)
	海外通信事業	国内通信事業	在留フィリピン人関連事業	医療・美容事業			
売上高							
外部顧客への売上高	1,596,064	2,741,829	404,446	585,203	5,327,543	—	5,327,543
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	4,816	—	4,816	△4,816	—
計	1,596,064	2,741,829	409,262	585,203	5,332,360	△4,816	5,327,543
セグメント利益	460,342	255,668	26,342	160,469	902,823	—	902,823
その他の項目							
減価償却費	115,776	56,646	6,601	23,938	202,962	3,283	206,246

(注) 1. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

2. セグメント資産及び負債については、取締役会に定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価対象となっていないため記載しておりません。

3. 報告セグメントに対して特定の資産は配分しておりませんが、減価償却費等の関連費用は配分しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

(単位：千円)

日本	フィリピン	合計
3,141,716	2,185,827	5,327,543

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	フィリピン	合計
89,929	624,285	714,215

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	1,022,488	国内通信事業
Sky Cable Corporation	835,612	海外通信事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

② 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(開示対象目的会社関係)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	628.33円
1株当たり当期純利益額	240.51円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。
2. 平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。このため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	480,529
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	480,529
普通株式の期中平均株式数(株)	1,998,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成20年9月17日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権 50個 平成27年9月10日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権 760個 平成28年3月15日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権 110個 平成29年3月14日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権 130個 なお、新株予約権の概要は、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発情報)

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	520,602	1,277,703
売掛金	※1 473,650	※1 454,593
リース投資資産	1,068,436	1,061,874
商品	91,322	68,830
前渡金	13,648	10,155
前払費用	95,222	87,454
繰延税金資産	84,449	46,173
未収選付消費税等	—	3,724
その他	※1 30,672	※1 4,282
貸倒引当金	△58,744	△57,715
流動資産合計	2,319,260	2,957,079
固定資産		
有形固定資産		
建物	51,604	31,242
減価償却累計額	△39,091	△24,651
建物（純額）	12,513	6,591
構築物	8,472	8,472
減価償却累計額	△6,858	△7,159
構築物（純額）	1,613	1,313
機械及び装置	662,088	514,344
減価償却累計額	△408,103	△345,966
機械及び装置（純額）	253,985	168,377
車両運搬具	14,331	14,331
減価償却累計額	△14,330	△14,330
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	55,775	59,166
減価償却累計額	△38,574	△44,753
工具、器具及び備品（純額）	17,200	14,413
リース資産	227,978	291,553
減価償却累計額	△101,378	△110,597
リース資産（純額）	126,599	180,956
有形固定資産合計	411,912	371,651

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
無形固定資産		
通信回線使用权	323,681	170,736
ソフトウェア	16,563	17,879
商標権	104	34
その他	18,772	17,365
無形固定資産合計	359,122	206,016
投資その他の資産		
関係会社株式	248,124	248,124
長期貸付金	—	※1 151,772
長期前払費用	136,798	140,323
繰延税金資産	48,084	60,529
その他	89,746	79,861
貸倒引当金	—	△1,426
投資その他の資産合計	522,754	679,184
固定資産合計	1,293,789	1,256,852
資産合計	3,613,049	4,213,931

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	273,280	234,627
短期借入金	—	※2 100,000
リース債務	43,607	55,722
1年内返済予定の長期借入金	※3 332,617	※3 436,210
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
未払金	※1 189,654	※1 180,028
繰延延払利益	878,439	848,624
未払法人税等	102,829	93,444
未払消費税等	25,546	—
賞与引当金	9,973	13,136
その他	52,351	56,011
流動負債合計	1,928,300	2,037,805
固定負債		
社債	30,000	10,000
長期借入金	※3 812,569	※3 1,086,284
リース債務	81,045	117,026
役員退職慰労引当金	38,411	45,801
退職給付引当金	22,384	27,702
資産除去債務	3,390	3,467
その他	147,664	75,322
固定負債合計	1,135,466	1,365,605
負債合計	3,063,767	3,403,410

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	379,100	379,100
資本剰余金		
資本準備金	319,200	319,200
資本剰余金合計	319,200	319,200
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△149,017	112,220
利益剰余金合計	△149,017	112,220
株主資本合計	549,282	810,520
純資産合計	549,282	810,520
負債純資産合計	3,613,049	4,213,931

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
売上高	※1 3,226,998	※1 3,767,813
売上原価	2,111,409	2,344,632
売上総利益	1,115,588	1,423,180
販売費及び一般管理費	※2 859,456	※2 983,369
営業利益	256,131	439,811
営業外収益		
受取利息及び配当金	430	607
為替差益	—	24,398
受取遅延損害金	588	—
雑収入	625	517
営業外収益合計	1,644	25,522
営業外費用		
支払利息	19,175	19,902
為替差損	102,810	—
雑損失	5,024	2,801
営業外費用合計	127,010	22,704
経常利益	130,765	442,630
特別利益		
固定資産売却益	※3 1,927	※3 142
特別利益合計	1,927	142
特別損失		
固定資産売却損	※4 635	※4 1,045
固定資産除却損	※5 343	※5 31,588
特別損失合計	978	32,633
税引前当期純利益	131,714	410,139
法人税、住民税及び事業税	104,150	123,071
法人税等調整額	△2,423	25,829
法人税等合計	101,726	148,901
当期純利益	29,987	261,237

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	379,100	319,200	319,200
当期変動額			
当期純利益	—	—	—
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	379,100	319,200	319,200

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	△179,004	△179,004	519,295
当期変動額			
当期純利益	29,987	29,987	29,987
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)	—	—	—
当期変動額合計	29,987	29,987	29,987
当期末残高	△149,017	△149,017	549,282

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,101	5,101	524,396
当期変動額			
当期純利益	—	—	29,987
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)	△5,101	△5,101	△5,101
当期変動額合計	△5,101	△5,101	24,886
当期末残高	—	—	549,282

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	379,100	319,200	319,200
当期変動額			
当期純利益	—	—	—
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	379,100	319,200	319,200

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
	繰越利益剰余金		
当期首残高	△149,017	△149,017	549,282
当期変動額			
当期純利益	261,237	261,237	261,237
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)	—	—	—
当期変動額合計	261,237	261,237	261,237
当期末残高	112,220	112,220	810,520

	純資産合計
当期首残高	549,282
当期変動額	
当期純利益	261,237
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)	—
当期変動額合計	261,237
当期末残高	810,520

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～39年
構築物	8～19年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

商標権

定額法(10年)を採用しております。

ソフトウェア(自社利用)

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

通信回線使用权

定額法を採用しております。なお、耐用年数については経済的使用可能予測期間(7年もしくは契約年数のどちらか小さい方)を耐用年数としております。

通信施設使用权

定額法(20年)を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～39年
構築物	8～19年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

商標権

定額法(10年)を採用しております。

ソフトウェア(自社利用)

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

通信回線使用权

定額法を採用しております。なお、耐用年数については経済的使用可能予測期間(7年もしくは契約年数のどちらか小さい方)を耐用年数としております。

通信施設利用権

定額法(20年)を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	14,981千円	2,285千円
長期金銭債権	－千円	96,022千円
短期金銭債務	27,740千円	15,659千円

※2 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
当座貸越極度額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	100,000千円	100,000千円

※3 財務制限条項

前事業年度(平成28年3月31日)

1. 当社が株式会社りそな銀行と締結している金銭消費貸借契約の借入金残高合計140,006千円には下記の財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には、当該債務の即時弁済を請求される可能性があります。

① 各事業年度の決算期の末日における単体のレバレッジレシオを10倍以内に維持すること。なお、ここでいうレバレッジレシオとは、純有利子負債をEBITDAで除した数値をいい、EBITDAとは単体の損益計算書における営業利益、受取利息配当金、減価償却及びのれん償却費の合計金額をいい、純有利子負債とは、単体の貸借対照表における短期借入金、コマーシャルペーパー、1年以内返済予定の長期借入金、1年以内償還予定の社債、同株予約権付社債(転換社債を含む。)、長期借入金、社債、新株予約権付社債(転換社債を含む。)及び受取手形割引高の合計金額から、現金、預金の合計金額を控除した金額をいい、キャッシュフローとは、経常利益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。

2. 当社が株式会社三井住友銀行と締結している金銭消費貸借契約の借入金残高合計99,548千円には下記の財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合には、当該債務の借入利率の上昇を請求される可能性があります。

① インタレストカバレッジレシオ1以下

なお、ここでいうインタレストカバレッジレシオとは、最終の決算期に関する損益計算書(もしくはこれに準じるもの)により(営業利益+受取利息)/支払利息で算出されるものをいう。

② 2期連続当期赤字

なお、2期連続当期赤字とは、最終の決算期およびその前の決算期において、損益計算書(もしくはこれに準じるもの)における当期利益が赤字である場合をいい、3期以上連続して当期利益が赤字になる場合も含まれる。

③ 債務超過

④ その他株式会社三井住友銀行が取引条件の見直しを必要と認める客観的な事由が生じた場合

当事業年度(平成29年3月31日)

1. 当社が株式会社りそな銀行と締結している金銭消費貸借契約の借入金残高合計100,010千円には下記の財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には、当該債務の即時弁済を請求される可能性があります。
 - ① 各事業年度の決算期の末日における単体のレバレッジレシオを10倍以内に維持すること。なお、ここでいうレバレッジレシオとは、純有利子負債をEBITDAで除した数値をいい、EBITDAとは単体の損益計算書における営業利益、受取利息配当金、減価償却及びのれん償却費の合計金額をいい、純有利子負債とは、単体の貸借対照表における短期借入金、コマーシャルペーパー、1年以内返済予定の長期借入金、1年以内償還予定の社債、同新株予約権付社債(転換社債を含む。)、長期借入金、社債、新株予約権付社債(転換社債を含む。))及び受取手形割引高の合計金額から、現金、預金の合計金額を控除した金額をいい、キャッシュフローとは、経常利益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。

2. 当社が株式会社三井住友銀行と締結している金銭消費貸借契約の借入金残高合計3,098千円には下記の財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合には、当該債務の借入利率の上昇を請求される可能性があります。
 - ① インタレストカバレッジレシオ1以下
なお、ここでいうインタレストカバレッジレシオとは、最終の決算期に関する損益計算書(もしくはこれに準じるもの)により(営業利益+受取利息)/支払利息で算出されるものをいう。
 - ② 2期連続当期赤字
なお、2期連続当期赤字とは、最終の決算期およびその前の決算期において、損益計算書(もしくはこれに準じるもの)における当期利益が赤字である場合をいい、3期以上連続して当期利益が赤字になる場合も含まれる。
 - ③ 債務超過
 - ④ その他株式会社三井住友銀行が取引条件の見直しを必要と認める客観的な事由が生じた場合

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	5,685千円	5,278千円
業務委託費	148,840千円	163,379千円
営業取引以外の取引による取引高	173千円	52千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度75%、当事業年度66%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度25%、当事業年度34%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
業務委託費	221,006千円	252,021千円
給与手当	231,497千円	279,872千円
減価償却費	6,643千円	6,291千円
退職給付費用	6,589千円	5,968千円
賞与引当金繰入額	19,144千円	13,136千円
役員退職慰労引当金繰入額	5,154千円	7,389千円

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
機械及び装置	1,719千円	129千円
車両運搬具	208千円	一千円
工具、器具及び備品	一千円	13千円
計	1,927千円	142千円

※4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
機械及び装置	635千円	1,045千円

※5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物	一千円	5,866千円
機械及び装置	328千円	25,722千円
工具、器具及び備品	14千円	一千円
計	343千円	31,588千円

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額248,124千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額248,124千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰延延払利益	54,562千円
貸倒引当金	18,039千円
退職給付引当金	6,870千円
減価償却超過額	44,274千円
その他	32,809千円
繰延税金資産小計	156,556千円
評価性引当額	△24,023千円
繰延税金資産合計	132,533千円
繰延税金資産純額	132,533千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
住民税均等割等	0.3%
評価性引当金の増減	9.1%
留保金課税等	21.2%
過年度遡及修正による影響	5.4%
税率変更による影響	9.1%
その他	△1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	77.2%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.34%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が7,953千円減少し、法人税等調整額(貸方)が7,953千円減少しております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰延延払利益	35,344千円
貸倒引当金	18,142千円
退職給付引当金	8,487千円
減価償却超過額	52,643千円
その他	20,453千円
繰延税金資産小計	135,071千円
評価性引当額	△28,367千円
繰延税金資産合計	106,703千円
繰延税金資産純額	106,703千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
住民税均等割等	0.1%
評価性引当金の増減	1.1%
留保金課税等	4.2%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月14日付で株式分割を行うとともに、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成29年10月13日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	9,990株
今回の分割により増加する株式数	1,988,010株
株式分割後の発行済株式総数	1,998,000株
株式分割後の発行可能株式総数	7,992,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年10月14日

(4) 1株当たり情報に与える影響

1株当たり情報は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算定しており、これによる影響については、該当箇所に記載しております。

(5) 新株予約権行使価額の調整

当該株式分割に伴い、平成29年10月14日の効力発生日以降、新株予約権の目的となる1株当たりの行使価額を、以下のとおり調整しております。

新株予約権の名称	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	平成20年9月17日	250,000円	1,250円
第4回新株予約権	平成27年9月10日	70,000円	350円
第5回新株予約権	平成28年3月15日	70,000円	350円
第6回新株予約権	平成29年3月14日	230,000円	1,150円

3. 単元株制度の採用

平成29年10月14日付で単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

該当事項はありません。

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	51,604	—	20,361	31,242	24,651	1,556	6,591
構築物	8,472	—	—	8,472	7,159	300	1,313
機械及び装置	662,088	5,103	152,847	514,344	345,966	72,575	168,377
車両運搬具	14,331	—	—	14,331	14,330	—	0
工具、器具及び備品	55,775	6,396	3,005	59,166	44,753	9,183	14,413
リース資産	227,978	104,599	41,024	291,553	110,597	50,243	180,956
建設仮勘定	—	51,638	51,638	—	—	—	—
有形固定資産計	1,020,249	167,739	268,877	919,110	547,459	133,859	371,651
無形固定資産							
通信回線使用权	577,375	24,260	101,279	500,356	329,620	75,926	170,736
ソフトウェア	69,715	9,106	—	78,821	60,941	7,790	17,879
ソフトウェア仮勘定	—	3,780	3,780	—	—	—	—
商標権	695	—	—	695	660	69	34
その他	41,091	—	42	41,048	23,683	1,369	17,365
無形固定資産計	688,876	37,147	105,101	620,922	414,905	85,156	206,016

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

なお、通信回線使用权「マニラ-シンガポール間通信回線」は取得により増加しております。

リース資産	SCC伝送装置(リースバック)	44,599千円
リース資産	深川空調設備取替工事	60,000千円
ソフトウェア	SUG2000(ライセンス 800ch)	5,500千円
通信回線使用权	マニラ-シンガポール間通信回線	24,260千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

なお、機械及び装置「DWDM(HUAWEI社製)」及び「Nortel社製伝送装置」は除却により、通信回線使用权「マニラ-香港間通信回線」及び「マニラ-シンガポール間通信回線」は売却により、それぞれ減少しております。

建物	深川空調機設備一式	20,361千円
機械及び装置	DWDM伝送装置(HUAWEI社製)	46,115千円
	Nortel社製伝送装置	40,480千円
リース資産	交換機(SONUS社製)	37,917千円
通信回線使用权	マニラ-香港間通信回線	77,018千円
	マニラ-シンガポール間通信回線	24,260千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	58,744	21,243	152	20,693	59,142
賞与引当金	9,973	13,136	9,973	—	13,136
役員退職慰労引当金	38,411	7,389	—	—	45,801

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	9月30日および3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都中央区八重洲1-2-1 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲1-2-1 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲1-2-1 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲1-2-1 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.ipsism.co.jp/ir
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年11月2日	安田企業投資3号投資事業有限責任組合無限責任組合員安田企業投資株式会社代表取締役社長安藤 正紀	東京都千代田区麴町3丁目3番地8丸増麴町ビル8階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	上森雅子	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	150	10,500,000(70,000)	ファンド満期到来による譲渡
平成28年2月2日	鹿田要	東京都台東区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	上森雅子	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	100	7,000,000(70,000)	所有者の事情による
平成28年11月28日	SBIビービー・モバイル投資事業有限責任組合無限責任組合員SBIインベストメント株式会社代表取締役 北尾 吉孝	東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー19階	—	宮下幸治	東京都中央区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	120	27,000,000(225,000)	ファンド満期到来による譲渡

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズ市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況であることを確認するものとされており。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされており。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされており。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)方式と類似会社比準方式の折衷方式に基づき算定した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 平成29年9月14日開催の取締役会決議により、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成27年9月11日	平成28年3月16日	平成29年3月31日
種類	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 770株 (注)5	普通株式 110株	普通株式 130株
発行価格	70,000円 (注)3	70,000円 (注)3	230,000円 (注)3
資本組入額	35,000円	35,000円	115,000円
発行価額の総額	53,900,000円	7,700,000円	29,900,000円
資本組入額の総額	26,950,000円	3,850,000円	14,950,000円
発行方法	平成27年8月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年2月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年3月2日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)2、3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成29年3月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 4. 行使に際して払込をなすべき金額は、DCF(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)方式と類似会社比準方式の折衷方式に基づき算定した価格を、総合的に勘案して決定しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき70,000円	1株につき70,000円	1株につき230,000円
行使期間	平成29年9月11日から平成37年8月23日まで	平成30年3月16日から平成38年2月28日まで	平成31年4月1日から平成37年2月28日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

6. 当社従業員の退職により、当事業年度末日現在の付与数は760株となっております。
7. 平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

(1) 新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
宮下 幸治	東京都中央区	会社役員	400	28,000,000 (70,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役)
高際 将美	千葉県我孫子市	会社役員	60	4,200,000 (70,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
前田 知之	東京都中央区	会社員	40	2,800,000 (70,000)	当社従業員
大庭 猛	千葉県松戸市	会社員	40	2,800,000 (70,000)	当社従業員
川島 隆有	東京都世田谷区	会社員	40	2,800,000 (70,000)	当社従業員
若栗 正樹	千葉県我孫子市	会社員	30	2,100,000 (70,000)	当社従業員
西園寺 誠	神奈川県川崎市高津区	会社員	30	2,100,000 (70,000)	当社従業員
木村 義夫	神奈川県鎌倉市	会社役員	20	1,400,000 (70,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
上森 雅子	東京都渋谷区	会社役員	20	1,400,000 (70,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
林 佑三	東京都墨田区	会社員	20	1,400,000 (70,000)	当社従業員
村田 朝子	東京都世田谷区	会社員	20	1,400,000 (70,000)	当社従業員
今関 和夫	千葉県船橋市	会社員	20	1,400,000 (70,000)	当社従業員
Jimel Valera	千葉県市川市	会社員	10	700,000 (70,000)	当社従業員
佐藤 千治	東京都大田区	会社員	10	700,000 (70,000)	当社従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては記載しておりません。
2. 平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

(2) 新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
萩本 隆	神奈川県川崎市麻生区	会社役員	30	2,100,000 (70,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
Edgardo Opulencia	フィリピン共和国 マンドルヨン市	会社役員	30	2,100,000 (70,000)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
Flordeliza Bylon-Go	フィリピン共和国 ケソン市	会社従業員	30	2,100,000 (70,000)	特別利害関係者等 (子会社従業員)
伊藤 良光	東京都足立区	会社従業員	20	1,400,000 (70,000)	当社従業員

- (注) 1. 萩本隆は平成29年3月31日付で当社取締役を退任いたしました。
2. 平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

(3) 新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Asteria Amoyo	フィリピン共和国 リサール州カインタ市	コンサルタント	80	18,400,000 (230,000)	当社顧問
木村 義夫	神奈川県鎌倉市	会社役員	40	9,200,000 (230,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
Alejandro A. Aquino	フィリピン共和国 パシッグ市	コンサルタント	10	2,300,000 (230,000)	当社顧問

- (注) 平成29年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に對 する所有株式数 の割合(%)
宮下 幸治 ※1、2	東京都中央区	1,153,000 (80,000)	52.22 (3.62)
日本テクノロジーベンチャーパート ナーズアイ五号投資事業有限責任組 合 無限責任組員 村口和孝 ※1	東京都世田谷区等々力4丁目1番1号	107,000	4.85
株式会社ハウスメイトパートナーズ 代表取締役 江連 三芳 ※1	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	100,000	4.53
鍼田 敏夫 ※1	熊本県天草市	91,200	4.13
Herbert Uy. Dy ※1	フィリピン共和国パシッグ市	80,800	3.66
日本テクノロジーベンチャーパート ナーズi-S2号投資事業有限責任組 合 無限責任組員 村口和孝 ※1	東京都世田谷区等々力4丁目1番1号	71,000	3.22
上森 雅子 ※1、3	東京都渋谷区	64,000 (14,000)	2.90 (0.63)
上田 達也 ※1	東京都江戸川区	50,000	2.26
前田 知之 ※5	東京都中央区	32,800 (8,000)	1.49 (0.36)
投資事業組合オリックス9号 業 務執行組員 オリックス・キャピタル株式会社 代表取締役 鳥井雅之 ※1	東京都港区浜松町2丁目4番1号	30,000	1.36
鍼田 豊男 ※1	熊本県天草市	30,000	1.36
長戸 大幸 ※1	東京都世田谷区	30,000	1.36
加藤 恵一 ※1	石川県能美市	30,000	1.36
日本テクノロジーベンチャーパート ナーズアイ七号投資事業有限責任組 合 無限責任組員 村口和孝 ※1	東京都世田谷区等々力4丁目1番1号	30,000	1.36
大平 秀行	千葉県印西市	27,800	1.26
日本テクノロジーベンチャーパート ナーズi-S1号投資事業組合 業務執行組員 村口和孝	東京都世田谷区等々力4丁目1番1号	26,000	1.18
幸田 昌則	神奈川県鎌倉市	20,000	0.91
横浜キャピタル株式会社 代表取締役社長 榎淵徳雄	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目 1番1号	20,000	0.91
鹿田 要	東京都葛飾区	19,000	0.86
日本テクノロジーベンチャーパート ナーズアイ六号投資事業有限責任組 合 無限責任組員 村口和孝	東京都世田谷区等々力4丁目1番1号	16,000	0.72
土井由美子	和歌山県和歌山市	16,000	0.72
Social Entrepreneur 2 投資事業有 限責任組合 無限責任組員 PE&HR株式会社 代表取締役 山本 亮二郎	東京都千代田区麹町1丁目12番地12号	16,000	0.72
Asteria Amoyo	フィリピン共和国リサール州カインタ市	16,000 (16,000)	0.72 (0.72)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
SBIインキュベーション株式会社 代表取締役 森田 俊平	東京都港区六本木1丁目6番1号	15,200	0.69
高際 将美 ※3	千葉県我孫子市	14,800 (12,000)	0.67 (0.54)
木村 義夫 ※3	神奈川県鎌倉市	12,000 (12,000)	0.54 (0.54)
日本テクノロジーベンチャーパー トナーズi-S3号投資事業有限責任 組合 無限責任組員 村口和孝	東京都世田谷区等々力4丁目1番1号	10,000	0.45
大庭 猛 ※5	千葉県松戸市	8,000 (8,000)	0.36 (0.36)
川島 隆有 ※5	東京都世田谷区	8,000 (8,000)	0.36 (0.36)
西園寺 誠 ※5	神奈川県川崎市高津区	6,800 (6,000)	0.31 (0.27)
若栗 正樹 ※5	千葉県我孫子市	6,000 (6,000)	0.27 (0.27)
萩本 隆	神奈川県川崎市麻生区	6,000 (6,000)	0.27 (0.27)
Edgardo Oplencia ※4	フィリピン共和国マンドルヨン市	6,000 (6,000)	0.27 (0.27)
Flordeliza Bylon-Go ※5	フィリピン共和国ケソン市	6,000 (6,000)	0.27 (0.27)
宮下 順一	東京都千代田区	5,600	0.25
林 佑三 ※5	東京都墨田区	4,000 (4,000)	0.18 (0.18)
村田 朝子 ※5	東京都世田谷区	4,000 (4,000)	0.18 (0.18)
今関 和夫 ※5	千葉県船橋市	4,000 (4,000)	0.18 (0.18)
伊藤 良光 ※5	東京都足立区	4,000 (4,000)	0.18 (0.18)
陳 徳英	中華人民共和国北京市	2,000	0.09
Jimel Valera ※5	千葉県市川市	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
佐藤 千治 ※5	東京都大田区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
Alejandro A. Aquino	フィリピン共和国パシッグ市	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
Guo Jun (グオ ジュン)	中華人民共和国北京市	1,000	0.05
村上 実	埼玉県さいたま市北区	1,000	0.05
三好 昭久	千葉県市川市	1,000	0.05
計	—	2,208,000 (210,000)	100.00 (9.51)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10名) 2 特別利害関係者等(当社代表取締役)
3 特別利害関係者等(当社取締役) 4 特別利害関係者等(子会社取締役)
5 当社および関係会社従業員

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数およびその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

株式会社アイ・ピー・エス
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	本	間	洋	一	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	陶	江		徹	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・ピー・エスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エス及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

株式会社アイ・ピー・エス
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	本	間	洋	一	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	陶	江		徹	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・ピー・エスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エス及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月16日

株式会社アイ・ピー・エス
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 本 間 洋 一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 陶 江 徹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・ピー・エスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エス及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

株式会社アイ・ピー・エス
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 本 間 洋 一 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 陶 江 徹 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・ピー・エスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エスの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

株式会社アイ・ピー・エス
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 本 間 洋 一 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 陶 江 徹 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・ピー・エスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エスの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

